

○経済産業省令第五十八号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和五年十二月十八日

経済産業大臣 齋藤 健

不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

（特許法施行規則の一部改正）

第一条 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

（在外者の手続の特例）

第四条の四 特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第一条第二号の経済産業省令で定める手続は、第二十七条の十第四項に規定する先の特許出願の認証謄本等又は第二十七条の十一第七項に規定する優先権主張基礎出願の写しの提出とする。

（提出書面の省略）

第十条 同時に二以上の手続（実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）、商標法（昭和三十

（在外者の手続の特例）

第四条の四 特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第一条第二号の経済産業省令で定める手続は、第二十七条の十第四項に規定する先の特許出願の認証謄本又は第二十七条の十一第七項に規定する優先権主張基礎出願の写しの提出とする。

（提出書面の省略）

第十条 同時に二以上の手続（実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）、商標法（昭和三十

---

四年法律第二百二十七号）、工業所有権に関する  
手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三  
十号。以下「特例法」という。）又はこれらの  
法律に基づく命令に規定する手続を含む。）を  
する場合において、特許法第三十条第三項若し  
くは第四十三条第二項（同法第四十三条の二第  
二項（同法第四十三条の三第三項において準用  
する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項  
において準用する場合を含む。以下この条にお  
いて同じ。）、特許法施行令第十一条、特許法  
等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）  
第一条の三又はこの省令第一条第五項、第四条  
の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、

---

四年法律第二百二十七号）、工業所有権に関する  
手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三  
十号。以下「特例法」という。）又はこれらの  
法律に基づく命令に規定する手続を含む。）を  
する場合において、特許法第三十条第三項若し  
くは第四十三条第二項（同法第四十三条の二第  
二項（同法第四十三条の三第三項において準用  
する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項  
において準用する場合を含む。）、特許法施行  
令第十一条、特許法等関係手数料令（昭和三十  
五年政令第二十号）第一条の三又はこの省令第  
一条第五項、第四条の三、第五条から第七条ま  
で、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の

---

---

第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項若しくは第九項本文、第二十七条第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文（同条第九項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第六項若しくは第八項本文、第三十八条の二第四項若しくは第六項本文、第三十八条の六の二第五項若しくは第七項本文、第三十八条の十四第四項若しくは第六項本文（同条第八項において準用する場合を含む。）、第六十九条第二項本文若しくは第六十九条の二第三項若しくは第五項本文の規定により提出すべ

---

五第二項、第二十五条の七第七項若しくは第九項本文、第二十七条第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文（同条第九項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第六項若しくは第八項本文、第三十八条の二第四項若しくは第六項本文、第三十八条の六の二第五項若しくは第七項本文、第三十八条の十四第四項若しくは第六項本文（同条第八項において準用する場合を含む。）、第六十九条第二項本文若しくは第六十九条の二第三項若しくは第五項本文の規定により提出すべき証明書の内容が同一であ

---

---

き証明書（特許法第四十三条第二項の規定により提出された場合には、同項に規定する電磁的方法（以下「電磁的方法」という。）により提供された証明書及びその写しを含む。）の内容が同一であるときは、一の手続についてこれを提出し、他の手続においてその旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる。

2 他の事件（実用新案法、意匠法、商標法、特例法又はこれらの法律に基づく命令に係るものを含む。）について既に特許庁に証明書（特許法第四十三条第二項の規定により提出された場合には、電磁的方法により提供された証明書及びその写しを含む。）を提出した者は、同法第

---

るときは、一の手続についてこれを提出し、他の手続においてその旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる。

2 他の事件（実用新案法、意匠法、商標法、特例法又はこれらの法律に基づく命令に係るものを含む。）について既に特許庁に証明書を提出した者は、特許法第三十条第三項若しくは第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合

---

---

三十条第三項若しくは第四十三條第二項、特許法施行令第十一条、特許法等関係手数料令第一条の三又はこの省令第一条第五項、第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項若しくは第九項本文、第二十七条第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文（同条第九項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第六項若しくは第八項本文、第三十八條の二第四項若しくは第六項本文、第三十八條の六の二第五項若しくは第七項本文、第三十

---

を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）、特許法施行令第十一条、特許法等関係手数料令第一条の三又はこの省令第一条第五項、第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十条の五第二項、第二十五条の七第七項若しくは第九項本文、第二十七条第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文（同条第九項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第六項若しくは第八項本文、第三十八條の二第四項若しくは第六項本文、第三十八條の六の二第五

---

---

八条の十四第四項若しくは第六項本文（同条第八項において準用する場合を含む。）、第六十九条第二項本文若しくは第六十九条の二第三項若しくは第五項本文に規定する場合において、その事項に変更がないときは、当該手続においてその旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる。ただし、特許庁長官又は審判長は、特に必要があると認めるときは、当該証明書の提出を命ずることができる。

（パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出）

項若しくは第七項本文、第三十八条の十四第四項若しくは第六項本文（同条第八項において準用する場合を含む。）、第六十九条第二項本文若しくは第六十九条の二第三項若しくは第五項本文に規定する場合において、その事項に変更がないときは、当該手続においてその旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる。ただし、特許庁長官又は審判長は、特に必要があると認めるときは、当該証明書の提出を命ずることができる。

（パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出）

第二十七条の三の三 特許法第四十三条第二項（

同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の

三第三項において準用する場合を含む。）及び

第四十三条の三第三項において準用する場合を

含む。）に規定する優先権証明書等（以下「

優先権証明書等」という。）の提出は、様式

第三十六によりしなければならない。

2

特許法第四十三条第五項（同法第四十三条の

二第二項（同法第四十三条の三第三項において

準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第

三項において準用する場合を含む。）の経済産

業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 特許法第四十三条第一項、第四十三条の二

第二十七条の三の三 特許法第四十三条第二項（

同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の

三第三項において準用する場合を含む。）及び

第四十三条の三第三項において準用する場合を

含む。）の規定により提出すべき証明書の提出

は、様式第三十六によりなければならない。

2

特許法第四十三条第五項（同法第四十三条の

二第二項（同法第四十三条の三第三項において

準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第

三項において準用する場合を含む。）の経済産

業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 特許法第四十三条第一項、第四十三条の二

第一項又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願の出願人が、当該出願をした国に対し、優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するための申出をした場合（特許庁長官が電磁的方法により優先権証明書類等に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限る。）

第一項又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願の出願人が、当該出願をした国に対し、同法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項を同法第四十三条第五項に規定する電磁的方法（以下「電磁的方法」という。）により特許庁長官に提供するための申出をした場合（特許庁長官が電磁的方法により同法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三

条の三第三項において準用する場合を含む。

（及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限る。）

---

二 特許法第四十三条第一項又は第四十三条の

二第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願と同一の出願に基づきパリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願をパリ条約の同盟国にした場合において、当該パリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願の出願人が、当該優先権の

---

二 特許法第四十三条第一項又は第四十三条の

二第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願と同一の出願に基づきパリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願をパリ条約の同盟国にした場合において、当該パリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願の出願人が、当該優先権の

---

主張を伴う出願をした国に対し、優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により世界知的所有権機関（世界知的所有権機関を設立する条約第一条の世界知的所有権機関をいう。）を通じて特許庁長官に提供するための申出をした場合（特許庁長官が電磁的方法により優先権証明書類等に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限る。）

---

主張を伴う出願をした国に対し、同法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項において準用する場合を含む。）に記載されている事項を電磁的方法により世界知的所有権機関（世界知的所有権機関を設立する条約第一条の世界知的所有権機関をいう。）を通じて特許庁長官に提供するための申出をした場合（特許庁長官が電磁的方法により同法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限

---

る。）

3 特許法第四十三条第五項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める事項は、同法第四十三条第一項、第四十三条の二第一項又は第四十三条の三第三項若しくは第二項の規定による優先権の主張の基礎とした出願の番号及び出願の区分、優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコード並びに当該事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国又は国際機関の名称とする。）

3 特許法第四十三条第五項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める事項は、同法第四十三条第一項、第四十三条の二第一項又は第四十三条の三第三項若しくは第二項の規定による優先権の主張の基礎とした出願の番号及び出願の区分、同法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書類に

る。

4・5 「略」

6 特許法第四十三条第八項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第

記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコード並びに同法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国又は国際機関の名称とする。

4・5 「略」

6 特許法第四十三条第八項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第

三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める期間は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 優先権証明書等を、当該優先権証明書等を発行すべき政府による当該優先権証明書等の発行に関する事務の遅延により提出することができなかつた場合 当該優先権証明書等を入手した日から一月（在外者にあつては、二月）とする。

二 前号に掲げる場合以外の場合 優先権証明

三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める期間は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 特許法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する書類を、当該書類を発行すべき政府による当該書類の発行に関する事務の遅延により提出することができなかつた場合 当該書類を入手した日から一月（在外者にあつては、二月）とする。

二 前号に掲げる場合以外の場合 特許法第四

---

書類等又は特許法第四十三條第五項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面を提出することができなかつた理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）とする。ただし、当該期間の末日が同法第四十三條第七項に規定する期間の経過後六月を超えるときは、同項に規定する期間の経過後六月とする。

---

（発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受

十三條第二項に規定する書類又は同條第五項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面を提出することができなかつた理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）とする。ただし、当該期間の末日が同法第四十三條第七項に規定する期間の経過後六月を超えるときは、同項に規定する期間の経過後六月とする。

（発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受

けようとする場合の手續等)

第二十七条の四 「略」

2・3 「略」

- 4 特許法第四十三条第三項(同法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。の規定により同法第四十三条第一項、同法第四十三条の二第一項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))又は第四十三条の三第三項若しくは第二項の規定による優先権の主張の基礎とした出願の番号を記載した書面(以下「出願番号記載書面」という。))を優先権証明

けようとする場合の手續等)

第二十七条の四 「略」

2・3 「略」

- 4 特許法第四十三条第三項(同法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。の規定により同法第四十三条第一項、同法第四十三条の二第一項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))又は第四十三条の三第三項若しくは第二項の規定による優先権の主張の基礎とした出願の番号を記載した書面(以下「出願番号記載書面」という。))を同法第四十

---

書類等と共に提出しようとする者は、前条第一項の提出に係る書面に当該優先権の主張の基礎とした出願の番号及び必要な事項を記載して当該出願番号記載書面の提出を省略することができる。特許出願又は優先権主張書面の提出の際に、出願番号記載書面を優先権証明書書類等と共に提出しようとする者が、願書又は優先権主張書面に当該優先権の主張の基礎とした出願の番号及び必要な事項を記載したときも、同様とする。

---

三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する書類と共に提出しようとする者は、前条第一項の提出に係る書面に当該優先権の主張の基礎とした出願の番号及び必要な事項を記載して当該出願番号記載書面の提出を省略することができる。特許出願又は優先権主張書面の提出の際に、出願番号記載書面を同法第四十三条第二項に規定する書類と共に提出しようとする者が、願書又は優先権主張書面に当該優先権の主張の基礎とした出願の番号及び必要な事

---

項を記載したときも、同様とする。

5  
〔略〕

（塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等

）

第二十七条の五 〔略〕

2  
14 〔略〕

15 特許出願人は、所定の配列表を第二十四条、

第二十五条の五又は第二十五条の七第二項の規

定に基づき明細書に記載する事項として作成し

、特例法第二条第一項に規定する電子計算機か

ら入力することにより、同法第三条第一項に規

定する特定手続（同法第六条第一項に規定する

5  
〔略〕

（塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等

）

第二十七条の五 〔略〕

2  
14 〔略〕

15 特許出願人は、所定の配列表を第二十四条、

第二十五条の五又は第二十五条の七第二項の規

定に基づき明細書に記載する事項として作成し

、特例法第二条第一項に規定する電子計算機か

ら入力することにより、同法第三条第一項に規

定する特定手続（同法第六条第一項に規定する

場合を含む。次項及び第十九項において同じ。  
）とともに特許庁長官に提出することができる。  
る。この場合においては、所定の磁気ディスク  
を提出することを要しない。

16 第九項の規定により所定の磁気ディスクを提出しようとする特許出願人は、所定の配列表を特例法第二条第一項に規定する電子計算機から入力することにより、同法第三条第一項に規定する特定手続とともに特許庁長官に提出することができる。この場合においては、所定の磁気ディスクを提出することを要しない。

17 配列表を含む明細書の訂正をする者又は当該訂正した明細書について特許法第十七条の五の

場合を含む。）とともに特許庁長官に提出することができる。この場合においては、所定の磁気ディスクを提出することを要しない。

〔新設〕

〔新設〕

規定による補正をする者は、所定の磁気ディスクを、訂正請求書、訂正審判請求書又は同条の規定による補正に係る手続補正書に添付して特許庁長官又は審判長に提出しなければならない。

18 前項の規定により提出した所定の磁気ディスクに記録した所定の配列表は、訂正した明細書

に記載した事項とみなす。

19 訂正の請求をする者又は訂正審判の請求人は

所定の配列表を第二十四条（第四十五条の五）（第五十条の十六において準用する場合を含む。）及び第五十条の十五第二項（第五十条の十六において準用する場合を含む。）において

〔新設〕

〔新設〕

---

準用する場合に限る。）の規定に基づき明細書に記載する事項として作成し、特例法第二条第一項に規定する電子計算機から入力することにより、同法第三条第一項に規定する特定手続とともに特許庁長官又は審判長に提出することができる。この場合においては、所定の磁気ディスクを提出することを要しない。

---

（先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願をする場合の手続等）

第二十七条の十 「略」

2・3 「略」

4 特許法第三十八条の三第三項の経済産業省令

---

（先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願をする場合の手続等）

第二十七条の十 「略」

2・3 「略」

4 特許法第三十八条の三第三項の経済産業省令

---

---

で定める書類は、先の特許出願をした国又は国際機関の認証があるその出願の際の書類で明細書、特許請求の範囲及び図面に相当するものの謄本（電磁的方法により提供されたものを含む。）又はその写し（以下この条において「先の特許出願の認証謄本等」という。）及び先の特許出願の認証謄本等が外国語で記載されている場合にあつてはその日本語による翻訳文とする。

5 特許法第三十八条の三第一項に規定する方法により特許出願をした者は、先の特許出願の認証謄本等若しくはこれに相当するものを特許庁長官に既に提出済みである場合、特許法第四十

---

で定める書類は、先の特許出願をした国又は国際機関の認証があるその出願の際の書類で明細書、特許請求の範囲及び図面に相当するものの謄本（以下この条において「先の特許出願の認証謄本」という。）及び先の特許出願の認証謄本が外国語で記載されている場合にあつてはその日本語による翻訳文とする。

5 特許法第三十八条の三第一項に規定する方法により特許出願をした者は、先の特許出願の認証謄本若しくはこれに相当するものを特許庁長官に既に提出済みである場合、特許法第四十三

三条第五項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面を特許庁長官に既に提出済みである場合（第二十七條の四第五項の規定により第二十七條の三の三第三項に掲げる事項を記載した書面の提出を省略した場合を含む。）又は先の特許出願が日本国においてしたものである場合にあっては、前項の規定にかかわらず、先の特許出願の認証謄本等の提出を省略することができる。

6  
「略」

7 特許法第三十八條の三第三項の規定により先

條第五項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面を特許庁長官に既に提出済みである場合（第二十七條の四第五項の規定により第二十七條の三の三第三項に掲げる事項を記載した書面の提出を省略した場合を含む。）又は先の特許出願が日本国においてしたものである場合にあっては、前項の規定にかかわらず、先の特許出願の認証謄本の提出を省略することができる。

6  
「略」

7 特許法第三十八條の三第三項の規定により先

の特許出願の認証謄本等及びその日本語による  
翻訳文を提出する場合は、様式第二十二により  
しなければならない。

（塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等  
の特例）

第三十八条の十三の二 「略」

2 13 「略」

14 国際特許出願の出願人は、所定の配列表を第  
二十四条又は第三十八条の二第一項の規定に基  
づき明細書に記載する事項として作成し、特例  
法第二条第一項に規定する電子計算機から入力  
することにより、同法第三条第一項に規定する

の特許出願の認証謄本及びその日本語による翻  
訳文を提出する場合は、様式第二十二によりし  
なければならない。

（塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等  
の特例）

第三十八条の十三の二 「略」

2 13 「略」

14 国際特許出願の出願人は、所定の配列表を第  
二十四条又は第三十八条の二第一項の規定に基  
づき明細書に記載する事項として作成し、特例  
法第二条第一項に規定する電子計算機から入力  
する方法により、同法第三条第一項に規定する

特定手続（同法第六条第一項に規定する場合を含む。次項において同じ。）とともに特許庁長官に提出することができる。この場合においては、所定の磁気ディスクを提出することを要しない。

15

第一項又は第三項の規定により所定の磁気ディスクを提出しようとする者は、所定の配列表を特例法第二条第一項に規定する電子計算機から入力することにより、同法第三条第一項に規定する特定手続とともに特許庁長官に提出することができる。この場合においては、所定の磁気ディスクを提出することを要しない。

特定手続（同法第六条第一項に規定する場合を含む。）とともに特許庁長官に提出することができる。この場合においては、所定の磁気ディスクを提出することを要しない。

〔新設〕

（国際特許出願等についての優先権書類の提出等）

第三十八条の十四 特許協力条約第八条(1)の規定による優先権の主張を伴う国際特許出願又は特許法第百八十四条の二十第一項の申出をする者は、規則 17. 1 (a) に規定する優先権書類として優先権証明書類等を、国内書面提出期間が満了する時の属する日後（同条第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）二月以内に特許庁長官に提出することができる。ただし、その国際特許出願の出願人又はその申出をする者がその責めに帰することができない理由により当該期間内に

（国際特許出願等についての優先権書類の提出等）

第三十八条の十四 特許協力条約第八条(1)の規定による優先権の主張を伴う国際特許出願又は特許法第百八十四条の二十第一項の申出をする者は、規則 17. 1 (a) に規定する優先権書類（以下この項において「優先権書類」という。）を、国内書面提出期間が満了する時の属する日後（同条第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）二月以内に特許庁長官に提出することができる。ただし、その国際特許出願の出願人又はその申出をする者がその責めに帰することができない

当該優先権証明書類等を提出することができないときは、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内に当該優先権証明書類等の特許庁長官に提出することができる。

- 2 前項の規定による優先権証明書類等の提出は、様式第三十六によりしなければならない。

3 8 「略」

（映像等の送受信による通話の方法による尋問

）

第五十八条の十六 「略」

2 「略」

理由により当該期間内に優先権書類を提出することができないときは、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内に当該優先権書類の特許庁長官に提出することができる。

- 2 前項の規定による優先権書類の提出は、様式第三十六によりしなければならない。

3 8 「略」

（映像等の送受信による通話の方法による尋問

）

第五十八条の十六 「略」

2 「略」

---

3 前二項の尋問をする場合には、文書の写しを送信してこれを提示することその他の尋問の実施に必要な処置を行うため、電磁的方法を利用することができる。

4 「略」

（映像等の送受信による通話の方法による陳述）

第六十条の四の五 「略」

2 前項の場合には、文書の写しを送信してこれを提示することその他の手続の実施に必要な処置を行うため、電磁的方法を利用することができる。

---

3 前二項の尋問をする場合には、文書の写しを送信してこれを提示することその他の尋問の実施に必要な処置を行うため、ファクシミリを利用することができる。

4 「略」

（映像等の送受信による通話の方法による陳述）

第六十条の四の五 「略」

2 前項の場合には、文書の写しを送信してこれを提示することその他の手続の実施に必要な処置を行うため、ファクシミリを利用することができる。

---

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 3<br>[略]        | 3<br>[略] |
| 備考 表中の「」は注記である。 |          |

様式第三、様式第十四、様式第十五、様式第二十二、様式第二十六、様式第三十六、様式第三十六の二、様式第三十七の二、様式第五十五の二、様式第五十六、様式第五十七から様式第六十まで、様式第六十一の二、様式第六十一の四、様式第六十二、様式第六十三の二、様式第六十五及び様式第七十の二を次のように改める。

様式第3（第4条の2関係）

特 許

印 紙

期間延長（期日変更）請求書

（ 円）

（令和 年 月 日）

特許庁長官 殿

（特許庁審判長 殿）

1 事件の表示

2 請求人

（識別番号）

住所（居所）

氏名（名称）

3 代理人

（識別番号）

住所（居所）

氏名（名称）

4 請求の内容

〔備考〕

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。
- 3 文字は、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書く。
- 4 特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「4 請求の内容」欄の次に「5 予納台帳番号」の欄を設けて、予納台帳の番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「4 請求の内容」欄の次に「5 振替番号」の欄を設けて、振替番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「請求人」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「（識別番号）」の欄を設けて識別番号を記載し、「4 請求の内容」の欄の次に「5 指定立替納付」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「4 請求の内容」の欄の次に「5 納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。
- 5 あて先は、特許異議、審判又は再審に係属中の場合はその事件に係る特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。
- 6 「事件の表示」の欄には、特許異議に係属中のものについては「異議〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように特許異議の番号を、審判に係属中のものについては「無効〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては「再審〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように再審の番号を、特許権の存続期間の延長登録の出願についての場合には「特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇」のように延長登録出願の番号を記載する。
- 7 「住所（居所）」の欄には、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。
- 8 「氏名（名称）」の欄は、法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。

- 9 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
- 10 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名（名称）」の欄の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。
- 11 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「代表者」の欄は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の欄の次に「代理関係の特記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する（弁理士法施行令第7条第2号及び第12号の期間の延長の請求をする場合を除く。）。
- 12 期日の変更を申請するときは「4 請求の内容」を「4 変更前の期日」とし、次に「5 変更後の期日」及び「6 変更の理由」の欄を設け、変更前の期日、変更後の期日及び変更の理由を記載する。
- 13 第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「請求の内容」の欄の次に「添付書類の目録」の欄を設け、援用に係る証明書の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記載する。
- 14 「（令和 年 月 日）」には、なるべく提出する日を記載する。
- 15 訂正をしたときは、なるべく右の余白に訂正字数を記載する。
- 16 とじ方はなるべく左とじとし、容易に離脱しないようにとじる。

様式第14 (第11条関係)

|     |
|-----|
| 特 許 |
| 印 紙 |

手 続 補 正 書

( 円)

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿  
(特許庁審判長 殿)  
(特許庁審査官 殿)

- 1 事件の表示
- 2 補正をする者  
(識別番号)  
住所 (居所)  
氏名 (名称)
- 3 代理人  
(識別番号)  
住所 (居所)  
氏名 (名称)
- 4 補正により増加する請求項の数
- 5 補正対象書類名
- 6 補正対象項目名
- 7 補正の内容

[備考]

- 1 出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をするときは、1 請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第9号の下欄に掲げる1 請求項につき納付すべき手数料の額の特許印紙をはり、その下に特許印紙の額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「7 補正の内容」欄の次に「8 予納台帳番号」の欄を設けて、予納台帳の番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「7 補正の内容」欄の次に「8 振替番号」の欄を設けて、振替番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「補正をする者」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「(識別番号)」の欄を設けて識別番号を記載し、「7 補正の内容」の欄の次に「8 指定立替納付」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「(識別番号)」の欄は設けるには及ばない。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規定別紙第4号12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「7 補正の内容」の欄の次に「8 納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。
- 2 「補正対象書類名」の欄には、「審判請求書」、「特許異議申立書」、「訂正請求書」、「優先権主張書」（2以上の優先権主張書を提出しているときは、「令和〇〇年〇〇月〇〇日提出の優先権主張書」）のように補正する書類名を記載する。
- 3 「補正対象項目名」の欄には、「請求人」、「被請求人」、「優先権の主張」のように補正する個所を記載する。
- 4 「補正の内容」の欄には、補正事項を明確に記載し、補正の内容が特許出願人、審判請求人、延長登録出願人、代表者、代理人又は特許異議申立人の氏名若しくは名称の補正を含む場合において、当該氏名若しくは名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、片仮名で振り仮名を付ける。なお、「優先権主張書」の「【優先権の主張】」の欄に記載した事項を補正するときは、補正後の当該欄に係る事項の全て（補

- 正を要しない優先権の主張に係る事項を含む。)を記載する。
- 5 第11条第2項の規定により2以上の補正を一の書面でするときは、「事件の表示」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「(別紙)」と記載して、当該補正に係る事件の表示(事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載する。
- 6 第11条第3項の規定により補正と申請を一の書面でするときは、次の要領で記載する。
- イ 表題を「手続補正書及び登録名義人の表示更正登録申請書」とし、「補正をする者」の欄を「補正をする者及び申請人」とする。
- ロ 「事件の表示」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「(別紙)」と記載し、その次に「手続の補正に係る事件の表示」及び「表示更正登録申請に係る特許番号」の欄を設けて、当該補正に係る事件の表示及び申請に係る特許番号(事件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載する。
- ハ 「補正の内容」の欄を「補正の内容及び更正に係る表示」とし、「補正及び更正前の表示」及び「補正及び更正後の表示」の欄を設けて、補正及び更正に係る表示が氏名(名称)であるときはその氏名(名称)を、補正及び更正に係る表示が住所(居所)であるときはその住所(居所)をそれぞれ記載する。
- ニ 「7 補正の内容及び更正に係る表示」の欄の次に「8 登録の目的」の欄を設けて、「登録名義人の表示更正」のように記載する。
- ホ 登録免許税の納付に係る収入印紙は左上余白部分にはるものとし、その下に収入印紙の額を括弧をして記載する。ただし、登録免許税法第5条第4号又は第5号の規定により登録免許税が課されない登録の申請をするときは収入印紙は不要とし、「8 登録の目的」の欄の次に「9 非課税である旨の申出」の欄を設けて、「住居表示の実施による表示の更正の登録の申請」又は「行政区画の変更による表示の更正の登録の申請」のように記載する。
- ヘ 特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「添付書類の目録」の欄に、当該書面の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定による場合は当該書面が提出される手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定による場合は当該書面が提出された手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を記載する。
- 7 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「7 補正の内容」の欄の次に「8 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○/○」のように記載する。
- 8 あて先は、特許庁審査官の命令による場合はその命令を発した特許庁審査官、特許庁審判長の命令による場合はその命令を発した特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。
- 9 その他は、様式第3の備考1から4まで、7から11まで及び13から16まで並びに様式第5の備考1と同様とする。この場合において、様式第3の備考11中「弁理士法施行令第7条第2号及び第12号の期間の延長の請求」とあるのは「弁理士法施行令第7条第13号の補正」と、備考13中「請求の内容」とあるのは「補正の内容」と読み替えるものとする。

様式第15（第11条関係）

特 許  
印 紙

手 数 料 補 正 書

（令和     年     月     日）

（     円）

特許庁審判長                      殿

- 1 事件の表示
- 2 補正に係る書類名
- 3 補正をする者  
（識別番号）  
住所（居所）  
氏名（名称）
- 4 代理人  
（識別番号）  
住所（居所）  
氏名（名称）
- 5 補正命令の日付

〔備考〕

- 1 この書類にはる特許印紙の額は、不足手数料の額とし、特許印紙の下にその額を括弧をして記載をする。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「5 補正命令の日付」欄の次に「6 予納台帳番号」の欄を設けて、予納台帳の番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「5 補正命令の日付」欄の次に「6 振替番号」の欄を設けて、振替番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「補正をする者」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「（識別番号）」の欄を設けて識別番号を記載し、「5 補正命令の日付」の欄の次に「6 指定立替納付」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「5 補正命令の日付」の欄の次に「6 納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。
- 2 「補正に係る書類名」の欄には、「審判請求書」、「特許異議申立書」、「訂正請求書」のように書類名を表示する。
- 3 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び13から16まで並びに様式第5の備考1と同様とする。この場合において、様式第3の備考13中「請求の内容」とあるのは「補正命令の日付」と読み替えるものとする。

様式第22（第14条、第27条の5、第27条の10及び第38条の13の2 関係）

【書類名】 物件提出書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿  
(特許庁審査官 殿)

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出する物件】

【発送番号】

【返還の申出】

〔備考〕

1 「【提出者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

2 「【発送番号】」の欄には、提出命令に係る書類（通知書）に記載された発送の番号を記載する。

3 第27条の5第9項（実用新案法施行規則第23条第2項において準用する場合を含む。）及び第38条の13の2第1項及び第3項（実用新案法施行規則第23条第4項及び第6項において準用する場合を含む。）の規定により磁気ディスクを提出するときは、次の要領で記載する。

イ 「【提出する物件】」の欄に次のように記載する。

|            |                |     |
|------------|----------------|-----|
| 【提出する物件】 1 | 配列表を記録した磁気ディスク | 1 枚 |
| 2          | 陳述書            | 1 通 |

ロ 「陳述書」は、次の文例により作成する。「事件の表示」の項目は、様式第4備考2に従って記載する。この場合において、「【】」は「【】」と、「【】」は「【】」と読み替えるものとする。

（文例）

陳述書

特許庁長官 殿

本書に添付した磁気ディスクに記録した塩基配列又はアミノ酸配列は、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲を超えていないことを陳述します。

令和 年 月 日

事件の表示

発明の名称

特許出願人・代理人

ハ 「【返還の申出】」の欄は設けない。

- 4 第27条の5第16項（実用新案法施行規則第23条第2項において準用する場合を含む。）及び第38条の13の2第15項（実用新案法施行規則第23条第6項において準用する場合を含む。）の規定により所定の配列表を提出するときは、次の要領で記載する。

イ 「【提出する物件】」の欄に次のように記載する。

|          |          |     |
|----------|----------|-----|
| 【提出する物件】 | 1 所定の配列表 | 1   |
|          | 2 陳述書    | 1 通 |

- ロ 「陳述書」は、次の文例により作成する。「事件の表示」の項目は、様式第4備考2に従って記載する。この場合において、「【】」は「」と、「【】」は「」と読み替えるものとする。

（文例）

#### 陳述書

特許庁長官 殿

本書とともに提出する塩基配列又はアミノ酸配列は、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲を超えていないことを陳述します。

令和 年 月 日

事件の表示

発明の名称

特許出願人・代理人

ハ 「【返還の申出】」の欄は設けない。

- 5 特許法第38条の3第3項の規定により第27条の10第4項に規定する先の特許出願の認証謄本等及びその日本語による翻訳文の提出を併せてするときは、【提出する物件】の欄に「1 先の特許出願の認証謄本 ○通」、「2 先の特許出願の認証謄本の翻訳文 ○通」のように提出物件ごとに行を改めて記載する。ただし、第27条の10第5項の規定により先の特許出願の認証謄本等の提出を省略するときは、「先の特許出願の認証謄本の翻訳文 ○通」のように記載する。
- 6 その他は、様式第2の備考1から4まで、7、8、10から14まで、16から19まで及び22から26まで並びに様式第4の備考4と同様とする。この場合において、様式第2の備考26中「（【手数料の表示】）」とあるのは「【返還の申出】」と読み替えるものとする。

様式第26（第23条関係）

【書類名】 特許願

【整理番号】

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

（【国際特許分類】）

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【手数料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

【提出物件の目録】

|       |         |    |
|-------|---------|----|
| 【物件名】 | 特許請求の範囲 | 1  |
| 【物件名】 | 明細書     | 1  |
| 【物件名】 | （図面     | 1） |
| 【物件名】 | 要約書     | 1  |

〔備考〕

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。
- 3 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。
- 4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「【】」、「」」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【】」及び「」を用いるときを除く。）。
- 5 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
- 6 「【整理番号】」の欄には、ローマ字（大文字に限る。）、アラビア数字若しくは「－」又はそれらの組み合わせからなる記号であつて、10字以下のものを記載する。
- 7 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。
- 8 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。

- 9 「【特許出願人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあつては、「【代表者】」若しくは「【法人の法的性質】」）の欄の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、特許出願人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
- 10 識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。
- 11 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の欄の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあつては「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。
- 12 特許出願人が外国人であつて住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「【住所又は居所】」の欄の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記載する。また、特許出願人が外国人であつて氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「【氏名又は名称】」の欄の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記載し、法人にあつては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 13 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の欄（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」の欄）の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 14 特許出願人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考13に該当するときは除く。）は、「【氏名又は名称】」の欄（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」の欄）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記載する。
- 15 「（【国籍・地域】）」の欄は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域（特例法施行規則第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合にあつては、省略した国・地域）と同一であるときは、「（【国籍・地域】）」の欄は設けるには及ばない。
- 16 特許出願人が特許を受ける権利の信託の受託者であるときは、「【特許出願人】」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて、第26条第1項各号の事項を記載する。
- 17 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の欄の次に「【弁理士】」と記載し、弁護士の場合は、「【弁護士】」と記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の欄の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。
- 18 代理人が出願人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（代理人が法人にあつては、「【代表者】」）の欄の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「特許出願人〇〇の代理人」のように記載する。ただし、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人の場合にあつては、「【代理関係の特記事項】」の欄に、「特許出願人〇〇の代理人」と、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を行を改めて記載する。
- 19 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「【代表者】」の欄は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。
- 20 「【発明者】」、「【特許出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、第27条第2項の規定により特許出願人の権利について持分を記載するときは、「【特許出願人】」の欄の次に「【持分】」の欄を設けて「〇／〇」のように分数で記載し、特許出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される特許出願人を第一番目の「【特許出願人】」の欄に記載し、「【特許出願人】」の欄（特許出願人の権利について持分を記載する場合にあつては、「【持分】」の欄）の次に「【代表出願人】」と記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「〇〇の持分は、〇〇投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「〇〇の持分は、〇〇有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつて

は「〇〇の持分は、民法第 667 条第 1 項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 21 代理人の選任の届出を出願と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が 2 人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 22 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」の欄には予納台帳の番号を、「【納付金額】」の欄には手数料の額(「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。)を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「(【予納台帳番号】)」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」の欄には納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「(【予納台帳番号】)」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」の欄には納付すべき手数料の額を記載する。

- 23 第23条第6項の規定により、産業技術力強化法第17条第1項に規定する特定研究開発等成果に係る特許を受けようとする出願であるときは、「【代理人】」(備考27に該当する場合にあつては「【パリ条約による優先権等の主

張】」、備考28に該当する場合にあつては「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄の次に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設けて、「令和○年度、○○省、○○委託事業、産業技術力強化法第17条第1項の適用を受ける特許出願」又は「令和○年度、○○省、○○請負事業、産業技術力強化法第17条第1項の適用を受ける特許出願」のように記載する。

- 24 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。
- 25 第27条第2項の規定により特許法第73条第2項の定め又は民法第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する。
- 26 第27条の4第1項の規定により、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を願書に記載してその旨を記載した書面の提出を省略するときは、「【整理番号】」の欄の次に「【特記事項】」の欄を設けて、「特許法第30条第2項の規定の適用を受けようとする特許出願」と記載する。
- 27 第27条の4第3項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」の欄を設けて、国・地域名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の欄の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。第27条の4第5項の規定により、第27条の3の3第3項に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」の欄を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び特許法第43条第2項に規定する優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」の欄を設けて同項に規定する優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は「世界知的所有権機関」と記載する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

（【出願の区分】）

（【アクセスコード】）

（【優先権証明書提供国（機関）】）

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

（【出願の区分】）

（【アクセスコード】）

（【優先権証明書提供国（機関）】）

- 28 第27条の4第3項の規定により、特許法第41条第1項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」（備考27に該当する場合にあつては、「【パリ条約による優先権等の主張】」）の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」の欄を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、国際出願番号）及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「令和何年何月何日提出の特許願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の欄の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

- 29 第27条の10第2項の規定により先の特許出願を参照すべき旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【整理番号】」の欄の次に「【特記事項】」の欄を設けて、「特許法第38条の3第1項の規定による特許出願」と記載する。また、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、先の特許出願をした国又は国際機関の名称、先の特許出願の出願日及び先の特許出願の出願番号を記載する。
- 30 第27条の10第4項の規定により同項に規定する先の特許出願の認証謄本等を提出する場合であつて、その先の特許出願の認証謄本等における特許出願人と先願参照出願の願書に記載した出願人が相違するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「先願参照出願の出願人は、先の特許出願の認証謄本における特許出願人からその発明について特許を受ける権利を承継した者である。」のように記載する。
- 31 第27条の10第5項の規定により同条第4項に規定する先の特許出願の認証謄本等の提出を省略するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「先の特許出願の認証謄本は、特願○○○○○○○○○○について、既に提出済みである。」のように記載する。
- 32 「（【提出日】 令和 年 月 日）」には、なるべく提出する日を記載する。
- 33 「（【国際特許分類】）」の欄には、国際特許分類に関する1971年3月24日のストラスブール協定第2条(1)の分類のグループ記号のうち、当該出願に係る発明を最も適切に表示するものをなるべく記載する。分類のグループ記号を2以上記載する場合は行を改めて記載する。
- 34 願書が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。
- 35 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行つてはならない。
- 36 とじ方はなるべく左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるように例えばホッチキス等を用いてとじる。
- 37 第31条第1項の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する（備考39において同じ。）。
- 【物件名】
- 【援用の表示】
- 【物件名】
- 【援用の表示】
- 38 特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。
- 【包括委任状番号】
- 【包括委任状番号】
- 39 第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記載する。
- 40 特許法第41条第1項（同項第1号に規定する特許出願が故意に先の出願の日から一年以内にされなかつたものでないと認められるときにするものに限る。）の規定による優先権を主張しようとするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第41条第1項の規定による優先権の主張（同項第1号に規定する特許出願が故意に先の出願の日から一年以内にされなかつたものでないと認められるときにするものに限る。）を伴う特許出願」と記載する。また、同法第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）

の規定による優先権を主張しようとするときは、「**【手数料の表示】**」の欄の次に「**【その他】**」の欄を設けて、「特許法第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う特許出願」と記載する。

- 41 第27条の5第1項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「**【提出物件の目録】**」の欄に次のように記載する。

【物件名】 配列表を記録した磁気ディスク

1

様式第36（第27条の3の3関係）

【書類名】 優先権証明書提出書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【最初の出願の表示】）

（【国・地域名】）

（【出願日】）

（【出願番号】）

【提出物件の目録】

【物件名】 優先権証明書 1

【物件名】 （ ）

〔備考〕

- 1 「【最初の出願の表示】」の欄の「【国・地域名】」、「【出願日】」及び「【出願番号】」には、特許法第43条第1項（同法第43条の2第2項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）、第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）、第43条の3第1項若しくは第2項の規定又は1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則4.10の規定による優先権の主張の基礎とされた出願をした国の国名（国際特許出願にあつては広域特許を与える任務を有する当局若しくは受理官庁を含む。）、出願の年月日及び出願の番号を記載する。ただし、特許法第43条第1項（同法第43条の2第2項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）及び同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する書面を提出したとき又は第27条の4第4項の規定により当該願書に、国の国名、出願の年月日及び出願の番号を記載したときは、欄を設けるには及ばない。2以上の優先権の主張を伴う特許出願の場合であつて、同時に2以上の優先権証明書等を提出するときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

（【最初の出願の表示】）

（【国・地域名】）

（【出願日】）

（【出願番号】）

（【最初の出願の表示】）

（【国・地域名】）

（【出願日】）

（【出願番号】）

- 2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考2及び4並びに様式第22の備考1と同様とする。

様式第36の2（第27条の4関係）

【書類名】 優先権主張書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【出願番号】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【優先権の主張】

【提出物件の目録】

〔備考〕

- 1 特許法第43条第1項、第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）又は同法第43条の3第1項若しくは第2項の規定による優先権を主張しようとするときは、「【優先権の主張】」の欄には、「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」の欄を設けて、国・地域名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。第27条の4第5項の規定により、第27条の3の3第3項に規定する事項を記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」の欄を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び特許法第43条第2項に規定する優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」の欄を設けて同項に規定する優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は「世界知的所有権機関」と記載する。なお、追加する優先権の主張が2以上となるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

（【出願の区分】）

（【アクセスコード】）

（【優先権証明書提供国（機関）】）

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

（【出願の区分】）

（【アクセスコード】）

（【優先権証明書提供国（機関）】）

- また、当該優先権の主張が同法第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定によるものであるときは、「【優先権の主張】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張」と記載する。
- 2 特許法第41条第1項の規定による優先権を主張しようとするときは、「【優先権の主張】」の欄（備考1に該当

する場合にあつては、「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄)の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」(先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。)及び「【出願日】」の欄を設けて、先の出願の番号(先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、国際出願番号)及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」の欄には「令和何年何月何日提出の特許願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の欄の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載する。なお、追加する優先権の主張が2以上となるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

また、当該優先権の主張が特許出願が故意に先の出願の日から一年以内にされなかつたものでないと認められるときにするものであるときは、「【優先権の主張】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第41条第1項の規定による優先権の主張(特許出願が故意に先の出願の日から一年以内にされなかつたものでないと認められる場合にするものに限る。)」と記載する。

- 3 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考2及び4、様式第15の2の備考2、様式第16の備考2並びに様式第26の備考9と同様とする。

様式第37の2（第27条の10関係）

【書類名】 明細書等提出書  
(【提出日】 令和 年 月 日)  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【事件の表示】  
【出願番号】  
【特許出願人】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】  
【代理人】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】  
(【手数料の表示】)  
(【納付書番号】)  
【提出物件の目録】  
【物件名】 明細書 1  
【物件名】 (図面 )

〔備考〕

1 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【予納台帳番号】」とし、予納台帳の番号を記載し、「【予納台帳番号】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【振替番号】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【指定立替納付】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」には納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。

2 第27条の5第6項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように記載する。

【物件名】 配列表を記録した磁気ディスク 1

3 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第15の2の備考2、様式第26の備考24及び31並びに様式第37の備考1と同様とする。

特 許

(令和 年 月 日)

印 紙

( 円)

特許庁長官 殿

- 1 特許番号
- 2 特許出願の番号及び年月日  
出願番号  
出願日
- 3 出願審査の請求があつた年月日
- 4 延長を求める期間
- 5 延長登録出願人  
(識別番号)  
住所(居所)  
氏名(名称)  
(国籍・地域)
- 6 代理人  
(識別番号)  
住所(居所)  
氏名(名称)
- 7 添付書類の目録

(延長を求める期間の算定の根拠を記載した書面 1通)

( 通)

[備考]

- 1 余白は、少なくとも用紙の左に2cm、上に6cm、右及び下に各々3cmをとる。
- 2 「特許出願の番号及び年月日」の欄の「出願番号」には「特願○○○○－○○○○○○○」、「出願日」には「令和何年何月何日」のように延長登録の出願があつた特許権に係る特許出願の番号及び年月日を記載する。
- 3 「氏名(名称)」の欄には、法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「代表者」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて、「○○法の規定による法人」、外国法人にあつては「○○国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。
- 4 「延長を求める期間」の欄には、「何年何月何日」のように記載する。
- 5 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「6 代理人」の欄の次に「7 国以外の全ての者の持分の割合」の欄を設けて、「○／○」のように記載する。
- 6 「(国籍・地域)」の欄は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が「住所(居所)」の欄に記載した国・地域と同一であるときは「(国籍・地域)」の欄は設けるには及ばない。
- 7 第38条の14の4第2項の規定により特許法第67条の2第2項の書面の添付を省略するときは、「6 代理人」の欄の次に「7 延長を求める期間の算定の根拠」の欄を設けて、第38条の14の4第1項第3号から第8号までに掲げる事項を記載する。この場合において、「(延長を求める期間の算定の根拠を記載した書面 1通)」の欄を設けるには及ばない。
- 8 その他は、様式第3の備考1、3、4、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3並びに様式10の備考6と同様とする。この場合において、様式第3の備考4中「「4 請求の内容」欄の次に「5 予納台帳番号」とあるのは「「6 代理人」の欄の次に「7 予納台帳番号」と、「「4 請求の内容」欄の次に「5 振替番号」とあるのは「「6 代理人」の欄の次に「7 振替番号」と、「「請求人」の欄」と

あるのは「延長登録出願人」の欄と、「4 請求の内容」の欄の次に「5 指定立替納付」とあるのは「6 代理人」の欄の次に「7 指定立替納付」と読み替えるものとする。

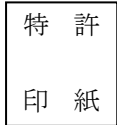
特許  
印紙

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

- 〔備考〕

- 49



判 定 請 求 書

（令和     年     月     日）

（     円）

特許庁長官                      殿

1 判定請求事件の表示

2 請求人

（識別番号）

住所（居所）

（電話又はファクシミリの番号）

氏名（名称）

（国籍・地域）

3 代理人

（識別番号）

住所（居所）

（電話又はファクシミリの番号）

氏名（名称）

4 被請求人

住所（居所）

氏名（名称）

5 請求の趣旨

6 請求の理由

7 証拠方法

8 書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾

9 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

1 「判定請求事件の表示」の欄には、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号判定請求事件」のように記載する。

2 「（電話又はファクシミリの番号）」の欄には、請求人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。

3 「書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾」の欄には、特例法第10条第2項に規定された手続をする者の承諾をする場合には、その旨を記載する。また、承諾しない場合には、その旨及びその理由を記載する。

4 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6並びに様式第55の2の備考3及び6と同様とする。この場合において、様式第3の備考4中「「4 請求の内容」欄の次に「5 予納台帳番号」とあるのは「「7 証拠方法」の欄の次に「8 予納台帳番号」と、「「4 請求の内容」欄の次に「5 振替番号」とあるのは「「7 証拠方法」の欄の次に「8 振替番号」と、「「4 請求の内容」の欄の次に「5 指定立替納付」とあるのは「「7 証拠方法」の欄の次に「8 指定立替納付」と読み替えるものとする。

特 許

印 紙

裁 定 請 求 書

（令和 年 月 日）

（ 円）

経済産業大臣 殿  
（特許庁長官 殿）

- 1 請求人  
（識別番号）  
住所（居所）  
（電話又はファクシミリの番号）  
氏名（名称）  
（国籍・地域）
- 2 代理人  
（識別番号）  
住所（居所）  
（電話又はファクシミリの番号）  
氏名（名称）
- 3 被請求人  
住所（居所）  
氏名（名称）
- 4 協議の経過
- 5 請求の趣旨
- 6 請求の理由
- 7 書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾
- 8 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 あて先は、特許法第93条第2項の規定により裁定を請求する場合は経済産業大臣、その他の場合は特許庁長官とする。
- 2 「協議の経過」の欄には、通常実施権の許諾についての協議の経過及びその結果を記載する。協議をすることができなかつたときは、その旨及びその理由を記載する。
- 3 「請求の趣旨」の欄には、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号に係る特許権について、特許法第何条第何項の規定により、通常実施権を設定すべき旨の裁定を求める。」のように記載する。
- 4 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第55の2の備考3及び6並びに様式第57の備考2及び3と同様とする。この場合において、様式第3の備考4中「「4 請求の内容」欄の次に「5 予納台帳番号」とあるのは「「6 請求の理由」の欄の次に「7 予納台帳番号」と、「「4 請求の内容」欄の次に「5 振替番号」とあるのは「「6 請求の理由」の欄の次に「7 振替番号」と、「「4 請求の内容」の欄の次に「5 指定立替納付」とあるのは「「6 請求の理由」の欄の次に「7 指定立替納付」と読み替えるものとする。

様式第59（第42条関係）

特 許

印 紙

裁定請求書（特許法第92条第4項の規定による裁定請求）

（令和 年 月 日）

（ 円）

特許庁長官 殿

- 1 請求人  
（識別番号）  
住所（居所）  
（電話又はファクシミリの番号）  
氏名（名称）  
（国籍・地域）
- 2 代理人  
（識別番号）  
住所（居所）  
（電話又はファクシミリの番号）  
氏名（名称）
- 3 被請求人  
住所（居所）  
氏名（名称）
- 4 請求人の特許発明（登録実用新案・登録意匠）の表示
- 5 協議の経過
- 6 請求の趣旨
- 7 請求の理由
- 8 書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾
- 9 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 「請求人の特許発明（登録実用新案・登録意匠）の表示」の欄には、被請求人が特許法第92条第3項の裁定を請求して通常実施権の許諾を求めている当該特許発明の特許番号（登録実用新案又は登録意匠にあつては、その登録番号）を記載する。
- 2 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第55の2の備考3及び6、様式第57の備考2及び3並びに様式第58の備考2及び3と同様とする。この場合において、様式第3の備考4中「「4 請求の内容」欄の次に「5 予納台帳番号」とあるのは「「7 請求の理由」の欄の次に「8 予納台帳番号」と、「「4 請求の内容」欄の次に「5 振替番号」とあるのは「「7 請求の理由」の欄の次に「8 振替番号」と、「「4 請求の内容」の欄の次に「5 指定立替納付」とあるのは「「7 請求の理由」の欄の次に「8 指定立替納付」と読み替えるものとする。

特 許

印 紙

裁 定 取 消 請 求 書

（令和     年     月     日）

（     円）

経済産業大臣                      殿  
（特許庁長官                      殿）

- 1 請求人  
（識別番号）  
住所（居所）  
（電話又はファクシミリの番号）  
氏名（名称）  
（国籍・地域）
- 2 代理人  
（識別番号）  
住所（居所）  
（電話又はファクシミリの番号）  
氏名（名称）
- 3 被請求人  
住所（居所）  
氏名（名称）
- 4 裁定の日付
- 5 請求の趣旨
- 6 請求の理由
- 7 書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾
- 8 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 あて先は、特許法第93条第3項において準用する同法第90条第1項の規定により裁定の取消しを請求する場合は経済産業大臣、その他の場合は特許庁長官とする。
- 2 「請求の趣旨」の欄には、「特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号に係る特許権についての通常実施権を設定すべき旨の裁定の取消を求める。」のように記載する。
- 3 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第55の2の備考3及び6並びに様式第57の備考2及び3と同様とする。この場合において、様式第3の備考4中「「4 請求の内容」欄の次に「5 予納台帳番号」とあるのは「「6 請求の理由」の欄の次に「7 予納台帳番号」と、「「4 請求の内容」欄の次に「5 振替番号」とあるのは「「6 請求の理由」の欄の次に「7 振替番号」と、「「4 請求の内容」の欄の次に「5 指定立替納付」とあるのは「「6 請求の理由」の欄の次に「7 指定立替納付」と読み替えるものとする。

特 許

特 許 異 議 申 立 書

（令和 年 月 日）

印 紙

（ 円）

特許庁長官 殿

1 特許異議の申立てに係る特許の表示

特許番号

請求項の表示

2 特許異議申立人

（識別番号）

住所（居所）

（電話又はファクシミリの番号）

氏名（名称）

（国籍・地域）

3 代理人

（識別番号）

住所（居所）

（電話又はファクシミリの番号）

氏名（名称）

4 申立ての理由

5 意見書提出の希望の有無

6 証拠方法

7 書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾

8 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 「特許異議の申立てに係る特許の表示」の欄の「請求項の表示」の欄には、「請求項1」、「請求項2」のように請求項に付した番号を記載する。ただし、すべての請求項について特許異議の申立てをするときは、「全請求項」と記載する。
- 2 特許異議の申立て前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、「特許異議の申立てに係る特許の表示」の欄に「証拠〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇関連特許異議事件」のように証拠保全申立事件の表示を記載する。
- 3 「氏名（名称）」の欄には、法人又は法人ではない社団等にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人等を表す文字を含まないものであるときは、「代表者」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあつては「〇〇国の法律に基づく法人」又は法人でない社団等にあつては「代表者（管理人）の定めのある社団（財団）」のように当該法人等の法的性質を記載する。
- 4 「代理人」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、「代理人」の欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、なるべく、担当弁理士の「代理人」の欄の中に「電話又はファクシミリの番号」及び「連絡先」の欄を設け、「電話又はファクシミリの番号」の欄には電話又はファクシミリの番号を、「連絡先」の欄には「担当」と記載する。また、代理人が弁理士法人の場合にあつては、なるべく、「代理人」の欄の中に「電話又はファクシミリの番号」及び「連絡先」の欄を設け、「電話又はファクシミリの番号」の欄には電話又はファクシミリの番号を、「連絡先」の欄には「担当は〇〇〇〇」のように当該法人に所属する担当弁理士の名前を記載する。
- 5 「意見書提出の希望の有無」の欄には、特許法第120条の5第5項の規定による意見書の提出を希望しない旨の申出をするか否かが明確に分かるように、「希望する」又は「希望しない」と記載する。
- 6 「証拠方法」の欄には、次に掲げる事項を記載するとともに、立証事項と証拠との関係を具体的に明示して記載する。
  - イ 証拠方法が証人であるときは、立証事項、証人の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する

見込みの時間

ロ 証拠方法が鑑定人であるときは、立証事項、鑑定人の氏名、住所又は居所及び職業並びに鑑定事項

ハ 証拠方法が当事者であるときは、立証事項、その当事者の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間

ニ 証拠方法が文書であるときは、立証事項及びその文書に付すべき符号

ホ 証拠方法が検証物であるときは、立証事項、その検証物に付すべき符号及び検証物の表示

7 第9条の3第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「添付書類又は添付物件の目録」の欄の次に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「添付書類又は添付物件の目録」の欄の次に「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載する。

8 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第55の2の備考6並びに様式第57の備考2及び3と同様とする。この場合において、様式第3の備考4中「「4 請求の内容」欄の次に「5 予納台帳番号」」とあるのは「「6 証拠方法」の欄の次に「7 予納台帳番号」」と、「「4 請求の内容」欄の次に「5 振替番号」」とあるのは「「6 証拠方法」の欄の次に「7 振替番号」」と、「「4 請求の内容」の欄の次に「5 指定立替納付」」とあるのは「「6 証拠方法」の欄の次に「7 指定立替納付」」と読み替えるものとする。

様式第 61 の 4 (第 45 条の 3 関係)

特 許

印 紙

( 円)

訂 正 請 求 書

(令和 年 月 日)

特許庁審判長 殿

- 1 異議番号
- 2 特許番号
- 3 訂正の請求に係る請求項の数
- 4 請求人  
(識別番号)  
住所(居所)  
(電話又はファクシミリの番号)  
氏名(名称)  
(国籍・地域)
- 5 代理人  
(識別番号)  
住所(居所)  
(電話又はファクシミリの番号)  
氏名(名称)
- 6 請求の趣旨
- 7 請求の理由
- 8 添付書類の目録

〔備考〕

- 1 「請求の趣旨」の欄は、第 46 条の 2 第 1 項及び特許法第 120 条の 5 第 9 項（同法第 174 条第 1 項において準用する場合を含む。）において準用する同法第 131 条第 3 項に規定するところに従い、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本訂正請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり訂正することを求める。」のように記載する。ただし、請求項ごとに請求をする場合にあっては、訂正の請求に係る請求項を訂正後の請求項に付した番号で特定することとし、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本訂正請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり、訂正後の請求項 〇、〇、〇～〇について訂正することを求める。」のように記載する。
- 2 「請求の理由」の欄は、第 46 条の 2 第 2 項及び特許法第 120 条の 5 第 9 項（同法第 174 条第 1 項において準用する場合を含む。）において準用する同法第 131 条第 3 項に規定するところに従い、「1. 設定登録の経緯」、「2. 訂正事項」、「3. 訂正の理由」のように項目を設けて記載し、請求項ごとに請求をする場合にあっては、請求項ごと（一群の請求項ごとに請求をする場合にあっては、当該請求項を含む一群の請求項ごと）に記載する。「3. 訂正の理由」の欄は、明細書又は図面の訂正をする場合にあっては、請求項ごと（一群の請求項ごとに請求をする場合にあっては、当該請求項を含む一群の請求項ごと）に、明細書又は図面の訂正との関係を記載する。
- 3 第 27 条第 3 項の規定により国と国以外の者の共有に係る特許権であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「7 請求の理由」の欄の次に「8 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「〇／〇」のように記載する。
- 4 その他は、様式第 3 の備考 1 から 4 まで、7 から 11 まで及び 14 から 16 まで、様式第 5 の備考 3、様式第 10 の備考 6、様式第 55 の 2 の備考 6、様式第 57 の備考 2、様式第 61 の 2 の備考 4 並びに様式第 61 の 3 の備考 1 と同様とする。この場合において、様式第 3 の備考 4 中「「4 請求の内容」欄の次に「5 予納台帳番号」とあるのは「「7 請求の理由」の欄の次に「8 予納台帳番号」と、「「4 請求の内容」欄の次に「5 振替番号」とあるのは「「7 請求の理由」の欄の次に「8 振替番号」と、「「4 請求の内容」の欄の次に「5 指定立替納付」とあるのは「「7 請求の理由」の欄の次に「8 指定立替納付」と読み替えるものとする。

様式第 62 (第 46 条及び第 46 条の 2 関係)

特 許

印 紙

審 判 請 求 書

(令和 年 月 日)

( 円)

特許庁長官 殿

- 1 審判事件の表示
- 2 請求項の数
- 3 請求人  
(識別番号)  
住所 (居所)  
(電話又はファクシミリの番号)  
氏名 (名称)  
(国籍・地域)
- 4 代理人  
(識別番号)  
住所 (居所)  
(電話又はファクシミリの番号)  
氏名 (名称)
- 5 被請求人  
住所 (居所)  
氏名 (名称)
- 6 請求の趣旨
- 7 請求の理由
- 8 証拠方法
- 9 書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾
- 10 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 延長登録無効審判を請求するときは、「請求項の数」の欄には、記入するには及ばない。
- 2 訂正審判又は訂正審判若しくは特許異議の申立てに対する再審を請求するときは、「被請求人」の欄には、記入するには及ばない。
- 3 「審判事件の表示」の欄には、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号特許無効審判事件」、「特許法第何条の規定による特許第〇〇〇〇〇〇〇号延長登録無効審判事件」、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号訂正審判事件」のように記載する。
- 4 特許無効審判又は訂正審判を請求するときは、この様式中「請求項の数」とあるのは、「審判の請求に係る請求項の数」とする。
- 5 訂正審判を請求する場合にあつては、「請求の趣旨」の欄は、第46条の2第1項及び第131条第3項に規定するところに従い、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号の明細書、特許請求の範囲 (及び図面) を本件審判請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲 (及び図面) のとおり訂正することを認める、との審決を求める。」のように記載する。ただし、訂正審判を請求項ごとに請求をする場合にあつては、審判の請求に係る請求項を訂正後の請求項に付した番号で特定することとし、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号の明細書、特許請求の範囲 (及び図面) を本件審判請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲 (及び図面) のとおり、訂正後の請求項〇、〇、〇～〇について訂正することを認める、との審決を求める。」のように記載する。
- 6 「請求の理由」の欄は、次の要領で記載する。
  - イ 特許無効審判を請求するときは、「1. 請求の理由の要約」、「2. 手続の経緯」、「3. 特許無効審判請求の根拠」、「4. 本件特許を無効にすべき理由」、「5. むすび」のように項目を設けて記載する。
  - ロ 延長登録無効審判を請求するときは、「1. 手続の経緯」、「2. 延長登録無効審判請求の概要」、「3. 本

件延長登録を無効にすべき理由」、「4. むすび」のように項目を設けて記載する。

ハ 訂正審判を請求するときは、第46条の2第2項及び特許法第131条第3項に規定するところに従い、「1. 設定登録の経緯」、「2. 訂正事項」、「3. 訂正の理由」のように項目を設けて記載し、請求項ごとに請求をする場合にあつては、請求項ごと（一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、当該請求項を含む一群の請求項ごと）に記載する。「3. 訂正の理由」の欄は、明細書又は図面の訂正をする場合にあつては、請求項ごと（一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、当該請求項を含む一群の請求項ごと）に、明細書又は図面の訂正との関係を記載する。

7 審判請求前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、「審判事件の表示」の欄に「証拠○○○○－○○○○○○関連審判事件」のように証拠保全申立事件の表示を記載する。

8 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る審判であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「8 証拠方法」の欄の次に「9 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○／○」のように記載する。

9 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第55の2の備考6、様式第57の備考2及び3並びに様式第61の2の備考3、4、6及び7と同様とする。この場合において、様式第3の備考4中「「4 請求の内容」欄の次に「5 予納台帳番号」とあるのは「「8 証拠方法」の欄の次に「9 予納台帳番号」と、「「4 請求の内容」欄の次に「5 振替番号」とあるのは「「8 証拠方法」の欄の次に「9 振替番号」と、「「4 請求の内容」の欄の次に「5 指定立替納付」とあるのは「「8 証拠方法」の欄の次に「9 指定立替納付」と読み替えるものとする。

特 許

訂 正 請 求 書

印 紙

（令和 年 月 日）

（ 円）

特許庁審判長 殿

- 1 事件の表示
- 2 訂正の請求に係る請求項の数
- 3 請求人  
（識別番号）  
住所（居所）  
（電話又はファクシミリの番号）  
氏名（名称）  
（国籍・地域）
- 4 代理人  
（識別番号）  
住所（居所）  
（電話又はファクシミリの番号）  
氏名（名称）
- 5 請求の趣旨
- 6 請求の理由
- 7 添付書類の目録

〔備考〕

- 1 「事件の表示」の欄には、「無効〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように、特許無効審判の番号を記載し、その下に括弧をして「特許第〇〇〇〇〇〇〇号特許無効審判事件」のように審判事件の表示を記載する。
- 2 「請求の趣旨」の欄は、第46条の2第1項及び特許法第134条の2第9項において準用する同法第131条第3項に規定するところに従い、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本訂正請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり訂正することを求める。」のように記載する。ただし、請求項ごとに請求をする場合にあつては、訂正の請求に係る請求項を訂正後の請求項に付した番号で特定することとし、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本訂正請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり、訂正後の請求項〇、〇、〇～〇について訂正することを求める。」のように記載する。
- 3 「請求の理由」の欄は、第46条の2第2項及び特許法第134条の2第9項において準用する同法第131条第3項に規定するところに従い、「1. 設定登録の経緯」、「2. 訂正事項」、「3. 訂正の理由」のように項目を設けて記載し、請求項ごとに請求をする場合にあつては、請求項ごと（一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、当該請求項を含む一群の請求項ごと）に記載する。「3. 訂正の理由」の欄は、明細書又は図面の訂正をする場合にあつては、請求項ごと（一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、当該請求項を含む一群の請求項ごと）に、明細書又は図面の訂正との関係に記載する。
- 4 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る審判であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「6 請求の理由」の欄の次に「7 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「〇／〇」のように記載する。
- 5 その他は、様式第3の備考1から4まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第55の2の備考6、様式第57の備考2並びに様式第61の2の備考4と同様とする。この場合において、様式第3の備考4中「「4 請求の内容」欄の次に「5 予納台帳番号」とあるのは「「6 請求の理由」の欄の次に「7 予納台帳番号」と、「「4 請求の内容」欄の次に「5 振替番号」とあるのは「「6 請求の理由」の欄の次に「7 振替番号」と、「「4 請求の内容」の欄の次に「5 指定立替納付」とあるのは「「6

請求の理由」の欄の次に「7 指定立替納付」と読み替えるものとする。

様式第65（第49条関係）

特 許

印 紙

参 加 申 請 書

（令和 年 月 日）

（ 円）

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 参加申請人  
（識別番号）  
住所（居所）  
（電話又はファクシミリの番号）  
氏名（名称）  
（国籍・地域）
- 3 代理人  
（識別番号）  
住所（居所）  
（電話又はファクシミリの番号）  
氏名（名称）
- 4 請求人の氏名（名称）
- 5 被請求人の氏名（名称）
- 6 参加の態様
- 7 利害関係
- 8 書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾
- 9 添付書類の目録

〔備考〕

- 1 「参加の態様」の欄には、「特許法第119条第1項の規定により参加」又は「特許法第148条第何項の規定により請求人（被請求人）側に参加」のように記載する。
- 2 「利害関係」の欄には、特許法第119条第1項又は特許法第148条第3項の規定により参加を申請する場合に限り、当該特許異議申立事件又は審判事件に対し参加申請人が有する利害関係を詳細に記載する。
- 3 その他は、様式第3の備考1から4まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第55の2の備考6、様式第57の備考2及び3、様式第61の2の備考3及び4並びに様式第63の3の備考1と同様とする。この場合において、様式第3の備考4中「「4 請求の内容」欄の次に「5 予納台帳番号」とあるのは「「7 利害関係」の欄の次に「8 予納台帳番号」と、「「4 請求の内容」欄の次に「5 振替番号」とあるのは「「7 利害関係」の欄の次に「8 振替番号」と、「「4 請求の内容」の欄の次に「5 指定立替納付」とあるのは「「7 利害関係」の欄の次に「8 指定立替納付」と読み替えるものとする。

様式第70の2（第69条の2関係）

【書類名】 回復理由書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【特許番号】

【特許権者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【回復の理由】

（【手数料の表示】）

（【納付書番号】）

【提出物件の目録】

〔備考〕

1 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【予納台帳番号】」とし、予納台帳の番号を記載し、「【予納台帳番号】」の次に「【納付金額】」の欄を設け、手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【振替番号】」の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【指定立替納付】」の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」には納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。備考3に該当する場合にあつては、2以上の届出について納付すべき手数料を納付するときは一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。ただし、特許法別表第11号中欄括弧書の者が手続をするときは特許印紙は不要とする。

2 「【特許権者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、それぞれ次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【特許権者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【特許権者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

3 第69条の2第6項の規定により、2以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【特許番号】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該回復理由書の提出に係る特許番号（特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

特許第〇〇〇〇〇〇〇号、特許第〇〇〇〇〇〇〇号、

特許第〇〇〇〇〇〇〇号、特許第〇〇〇〇〇〇〇号、

- 4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から26まで、様式第26の備考9並びに様式第31の9の備考2及び3と同様とする。この場合において、様式第2の備考16中「記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する（弁理士法施行令（平成12年政令第384号）第7条第2号及び第12号の期間の延長の請求をする場合を除く。））」とあるのは「記載する」と、様式第26の備考9中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と、「特許出願人」とあるのは「特許権者」と、様式31の9の備考2中「記載する。第31条の2第5項の規定により回復理由書を提出するときは、当該理由について、出願審査の請求を遅延させることを目的とするものではなかった旨が分かるように記載する。」とあるのは「記載する。」と、備考3中「第25条の7第8項、第31条の2第7項、第38条の2第5項及び第38条の6の2第6項」とあるのは「第69条の2第4項」と読み替えるものとする。

(実用新案法施行規則の一部改正)

第二条 実用新案法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後                                                                                                    | 改正前         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <p>(塩基配列又はアミノ酸配列を含む明細書の訂正)</p> <p>第十条の二 特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)第二十七条の五第一項の配列表(以下この条において「所定の配列表」とい</p> | <p>[新設]</p> |

う。）を含む明細書の訂正をする者又は当該訂

正した明細書について実用新案法第十四条の三

の規定による補正をする者は、特許法施行規則

第二十七条の五第一項に規定する磁気ディスク

（以下この条において「所定の磁気ディスク」

という。）を、前条第一項に規定する訂正書又

は実用新案法第十四条の三の規定による補正に

係る手続補正書に添付して特許庁長官に提出し

なければならない。

2|| 前項の規定により提出した所定の磁気デイス

クに記録した所定の配列表は、訂正した明細書

に記載した事項とみなす。

3|| 実用新案権者は、所定の配列表を第二条の規

---

定に基づき明細書に記載する事項として作成し、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第二条第一項に規定する電子計算機から入力することにより、同法第三条第一項に規定する特定手続とともに特許庁長官に提出することができる。この場合において、所定の磁気ディスクを提出することを要しない。

---

（情報の提供）

第二十二条 「略」

2 「略」

3 特許法施行規則第十三条の二第三項の規定は

---

（情報の提供）

第二十二条 「略」

2 「略」

3 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令

---

、前項の書面に準用する。

（特許法施行規則の準用）

## 第二十三条 「略」

2 特許法施行規則第二十六条、第二十七条、第二十七条の三の二から第二十七条の五（第四項から第七項まで、第十一項から第十四項まで及び第十七項から第十九項までを除く。）まで、第二十八条から第二十八条の四まで、第三十条及び第三十一条（信託、持分の記載等、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出、パリ条約による優先権等の主

第十号）第十三条の二第三項の規定は、前項の書面に準用する。

（特許法施行規則の準用）

## 第二十三条 「略」

2 特許法施行規則第二十六条、第二十七条、第二十七条の三の二から第二十七条の五（第四項から第七項まで及び第十一項から第十四項までを除く。）まで、第二十八条から第二十八条の四まで、第三十条及び第三十一条（信託、持分の記載等、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、発明の新

---

張の証明書の提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手續等、塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、特許出願等に基づく優先権等の主張の取下げ、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略）の規定は、実用新案登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第百九十五条第五項」とあるのは「実用新案法第五十四条第四項」と、「ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができ

---

新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようする場合の手續等、塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、特許出願等に基づく優先権等の主張の取下げ、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略）の規定は、実用新案登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第百九十五条第五項」とあるのは「実用新案法第五十四条第四項」と、「ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。」とあるのは「この場合

---

---

る。」とあるのは「この場合において、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。」と、同条第四項中「特許法第百九十五条第六項」とあるのは「実用新案法第五十四条第五項」と、「出願審査」とあるのは「実用新案技術評価」と、「同法第百九十五条の二若しくは第百九十五条の二の二」とあるのは「同条第八項」と、「ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。」とあるのは「この場合において、既に特許庁に証明する書面を提出し

---

において、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。」と、同条第四項中「特許法第百九十五条第六項」とあるのは「実用新案法第五十四条第五項」と、「出願審査」とあるのは「実用新案技術評価」と、「同法第百九十五条の二若しくは第百九十五条の二の二」とあるのは「同条第八項」と、「ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。」とあるのは「この場合において、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に変更がな

---

た者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。」

と、特許法施行規則第二十七条の四の二中「特許法第四十一条第一項」とあるのは「実用新案法第八条第一項」と、同条第三項中「特許法第四十一条第四項及び」とあるのは「実用新案法第八条第四項及び同法第十一条第一項において準用する特許法」と、「同法」とあるのは「実用新案法第十一条第一項において準用する特許法」と、同項第一号中「特許出願」とあるのは「実用新案登録出願」と、「特許法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二第一項」とあるのは「実用新案

いときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。」と、特許法施行規則第二十七条の四の二中「特許法第四十一条第一項」とあるのは「実用新案法第八条第一項」と、同条第三項中「特許法第四十一条第四項及び」とあるのは「実用新案法第八条第四項及び同法第十一条第一項において準用する特許法」と、「同法」とあるのは「実用新案法第十一条第一項において準用する特許法」と、同項第一号中「特許出願」とあるのは「実用新案登録出願」と、「特許法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二第一項」とあるのは「実用新案法第十条第一項若しくは第二

---

法第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第一項」と、「同法第四十一条第一項、」とあるのは「実用新案法第八条第一項、同法第十一条第一項において準用する特許法」と、「優先日（優先権主張書面を提出することにより優先日について変更が生じる場合には、変更前の優先日又は変更後の優先日のいずれか早い日。次号において同じ。）から一年四月の期間が満了する日又はこれらの規定による優先権の主張を伴う特許出願の日から四月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があつた後の期間を除く。）」とあ

---

項又は第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第一項」と、「同法第四十一条第一項、」とあるのは「実用新案法第八条第一項、同法第十一条第一項において準用する特許法」と、「優先日（優先権主張書面を提出することにより優先日について変更が生じる場合には、変更前の優先日又は変更後の優先日のいずれか早い日。次号において同じ。）から一年四月の期間が満了する日又はこれらの規定による優先権の主張を伴う特許出願の日から四月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があつた後の期間を除く。）」とあるのは「当該実用新案登録出

---

---

るのは「当該実用新案登録出願の日から一月」と、同項第二号中「特許法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二第一項」とあるのは「実用新案法第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第一項」と、「特許出願」とあるのは「実用新案登録出願」と、「同法第四十一条第一項又は」とあるのは「実用新案法第八条第一項又は第十一条第一項において準用する特許法」と、「優先日から一年四月、同法第四十四条第一項の規定による新たな特許出願に係るもとの特許出願の日、同法第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出

---

願の日から一月」と、同項第二号中「特許法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二第一項」とあるのは「実用新案法第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第一項」と、「特許出願」とあるのは「実用新案登録出願」と、「同法第四十一条第一項又は」とあるのは「実用新案法第八条第一項又は第十一条第一項において準用する特許法」と、「優先日から一年四月、同法第四十四条第一項の規定による新たな特許出願に係るもとの特許出願の日、同法第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係るもとの出願の

---

---

願の変更に係るものと出願の日若しくは同法第四十六条の二第一項の規定による特許出願の基礎とした実用新案登録に係る実用新案登録出願の日から四月又は同法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二第一項の規定による特許出願をした日から一月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があつた後の期間を除く。）」とあるのは「当該実用新案登録出願の日から一月」と、同項第四号中「特許法第四十三条の二第一項（同法）」とあるのは「実用新案法第十一条第一項において準用する特許法第四十三条の二第一項（実用新案法

---

日若しくは同法第四十六条の二第一項の規定による特許出願の基礎とした実用新案登録に係る実用新案登録出願の日から四月又は同法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二第一項の規定による特許出願をした日から一月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があつた後の期間を除く。）」とあるのは「当該実用新案登録出願の日から一月」と、同項第四号中「特許法第四十三条の二第一項（同法）」とあるのは「実用新案法第十一条第一項において準用する特許法第四十三条の二第一項（実用新案法第十一条第一項において準用

---

第十一条第一項において準用する特許法」と、同条第四項及び第六項中「特許法第四十一条第一項」とあるのは「実用新案法第八条第一項」と、同条第四項及び第九項中「特許法第一百八十四条の二十四第四項」とあるのは「実用新案法第四十八条の十六第四項」と、特許法施行規則第二十七条の五第三項中「特許法第十七条の二」とあるのは「実用新案法第二条の二若しくは第六条の二」と、特許法施行規則第二十八条の四第二項中「特許法第四十二条第一項から第三項」とあるのは「実用新案法第九条第一項から第三項」と読み替えるものとする。

3

〔略〕

する特許法」と、同条第四項及び第六項中「特許法第四十一条第一項」とあるのは「実用新案法第八条第一項」と、同条第四項及び第九項中「特許法第一百八十四条の二十四第四項」とあるのは「実用新案法第四十八条の十六第四項」と、特許法施行規則第二十七条の五第三項中「特許法第十七条の二」とあるのは「実用新案法第二条の二若しくは第六条の二」と、特許法施行規則第二十八条の四第二項中「特許法第四十二条第一項から第三項」とあるのは「実用新案法第九条第一項から第三項」と読み替えるものとする。

3

〔略〕

---

4 特許法施行規則第三十八条の二の二、第三十八条の二の三、第三十八条の六から第三十八条の六の四まで、第三十八条の十一、第三十八条の十三第一項並びに第三十八条の十三の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項、第十四項及び第十五項（特許法施行規則第二十七条の二の適用に係る部分を除く。）（国際出願日の特例、明らかな誤りの訂正、補正の提出の様式、特許管理人の届出の期間、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたい旨を記載した書面等の提出の期間、特許番号の表示等の特例、信託、持分の記載又は微生物の寄託等の特例及び塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願

---

4 特許法施行規則第三十八条の二の二、第三十八条の二の三、第三十八条の六から第三十八条の六の四まで、第三十八条の十一、第三十八条の十三第一項及び第三十八条の十三の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第十四項（特許法施行規則第二十七条の二の適用に係る部分を除く。）（国際出願日の特例、明らかな誤りの訂正、補正の提出の様式、特許管理人の届出の期間、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたい旨を記載した書面等の提出の期間、特許番号の表示等の特例、信託、持分の記載又は微生物の寄託等の特例及び塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例）の

---

等の特例）の規定は、実用新案法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願に準用する。

この場合において、特許法施行規則第三十八条の六の二中「特許法第百八十四条の十一」とあるのは、「実用新案法第四十八条の十五第二項において準用する特許法第百八十四条の十一」と、特許法施行規則第三十八条の十三の二第六項中「特許法第十七条の二第一項」とあるのは、「実用新案法第二条の二第一項」と読み替えるものとする。

5  
「略」

6 特許法施行規則第三十八条の十三第二項並びに第三十八条の十三の二第三項、第四項、第十

規定は、実用新案法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願に準用する。この場合にお

いて、特許法施行規則第三十八条の六の二中「特許法第百八十四条の十一」とあるのは、「実用新案法第四十八条の十五第二項において準用する特許法第百八十四条の十一」と、特許法施行規則第三十八条の十三の二第六項中「特許法第十七条の二第一項」とあるのは、「実用新案法第二条の二第一項」と読み替えるものとする。

5  
「略」

6 特許法施行規則第三十八条の十三第二項及び第三十八条の十三の二第三項、第四項及び第十

|                                                                                                                                                 |                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>項及び第十五項（特許法施行規則第二十七条の二の適用に係るものを除く。）（信託、持分の記載又は微生物の寄託等の特例及び塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例）の規定は、実用新案法第四十八条の十六第一項の申出に準用する。</p> <p>7<br/>13<br/>「略」</p> | <p>項（特許法施行規則第二十七条の二の適用に係るものを除く。）（信託、持分の記載又は微生物の寄託等の特例及び塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例）の規定は、実用新案法第四十八条の十六第一項の申出に準用する。</p> <p>7<br/>13<br/>「略」</p> |
| <p>備考 表中の「」は注記である。</p>                                                                                                                          |                                                                                                                                           |

様式第二、様式第八、様式第八の二、様式第十二及び様式第十四の四を次のように改める。

様式第1（第1条の2関係）

【書類名】 実用新案登録願

【整理番号】

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

（【国際特許分類】）

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【納付年分】 第1年分から第 年分

（【手数料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

【提出物件の目録】

【物件名】 実用新案登録請求の範囲 1

【物件名】 明細書 1

【物件名】 図面 1

【物件名】 要約書 1

〔備考〕

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。
- 3 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。
- 4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「【】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【】及び「】」を用いるときを除く。）。
- 5 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下に出願手数料と登録料の合算額を括弧をして記載する。実用新案法第31条第5項ただし書及び第54条第7項ただし書の規定により、現金により出願手数料と登録料を納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成8年通商産業省令第64号。以下「現金手続省令」という。）第5条の規定による納付書（以下「納付書」という。）によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。）別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。）第41条の9第1項に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、出願手数料及び登録料は、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
- 6 「【整理番号】」の欄には、ローマ字（大文字に限る。）、アラビア数字若しくは「－」又はそれらの組み合わせからなる記号であつて、10字以下のものを記載する。
- 7 「【住所又は居所】」の欄は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。

- 8 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、なるべく片仮名で振仮名を付ける。
- 9 「【実用新案登録出願人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあつては、「【代表者】」若しくは「【法人の法的性質】」）の欄の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、実用新案登録出願人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
- 10 識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。
- 11 「【氏名又は名称】」の欄には、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあつては「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。
- 12 実用新案登録出願人が外国人であつて住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「【住所又は居所】」の欄の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記載する。また、実用新案登録出願人が外国人であつて氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「【氏名又は名称】」の欄の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記載し、法人にあつては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 13 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の欄の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 14 実用新案登録出願人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考13に該当するときを除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の欄の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記載する。
- 15 「（【国籍・地域】）」の欄は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域（特例法施行規則第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合にあつては、省略した国・地域）と同一であるときは、「（【国籍・地域】）」の欄は設けるには及ばない。
- 16 実用新案登録出願人が実用新案登録を受ける権利の信託の受託者であるときは、「【実用新案登録出願人】」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて、第23条第2項において準用する特許法施行規則第26条第1項各号の事項を記載する。
- 17 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の欄の次に「【弁理士】」と記載し、弁護士のときは、「【弁護士】」と記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の欄の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。
- 18 代理人が出願人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（代理人が法人にあつては、「【代表者】」）の欄の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「実用新案登録出願人〇〇の代理人」のように記載する。ただし、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人の場合にあつては、「【代理関係の特記事項】」の欄に、「実用新案登録出願人〇〇の代理人」と、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を行を改めて記載する。
- 19 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「【代表者】」の欄は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。
- 20 「【考案者】」、「【実用新案登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により実用新案登録出願人の権利について持分を記載するときは、「【実用新案登録出願人】」の欄の次に「【持分】」の欄を設けて「〇／〇」のように分数で記載し、実用新案登録出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される実用新案登録出願人を第一番目の「【実用新案登録出願人】」の欄に記載し、「【実用新案登録出願人】」（実用新案登録出願人の権利について持分を記載する場合にあつては、「【持分】」）の欄の次に「【代表出願人】」と記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法（明治29年法律第89号）第667条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「〇〇の持分は、〇〇投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契

約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「〇〇の持分は、〇〇有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「〇〇の持分は、民法第 667 条第 1 項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 21 代理人の選任の届出を出願と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が 2 人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 22 「【納付年分】」の欄は、「第 1 年分から第 3 年分」のように納付年分を記載する。

- 23 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第 40 条第 2 項の規定により工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成 2 年法律第 30 号。以下「特例法」という。）第 15 条第 1 項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」の欄には予納台帳の番号を、「【納付金額】」の欄には出願手数料と登録料の合算額（「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。実用新案法第 31 条第 5 項ただし書及び第 54 条第 7 項ただし書の規定により、現金により出願手数料と登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第 40 条第 4 項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」の欄には納付すべき出願手数料と登録料の合算額を記載する。実用新案法第 31 条第 5 項ただし書及び第 54 条第 7 項ただし書の規定により、現金により出願手数料と登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第 40 条第 5 項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」の欄には納付すべき出願手数料と登録料の合算額を記載する。

- 24 第1条の2第3項の規定により、産業技術力強化法第17条第1項の規定による特定研究開発等成果に係る実用新案登録を受けようとする出願であるときは、「【納付年分】」の欄の次に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設けて、「令和○年度、○○省、○○委託事業、産業技術力強化法第17条第1項の適用を受ける実用新案登録出願」又は「令和○年度、○○省、○○請負事業、産業技術力強化法第17条第1項の適用を受ける実用新案登録出願」のように記載する。
- 25 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するとき及び第21条第2項に規定する共有に係る出願のうち国を含む者の共有に係る出願であつて国以外の各共有者ごとに登録料の金額（減免を受ける者にあつてはその減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額（以下この様式において単に「合算して得た額」という。）を納付するときは、「【納付年分】」（備考24に該当する場合にあつては、「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」）の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。
- 26 第21条第2項に規定する共有に係る出願のうち減免を受ける者を含む者の共有に係る出願であつて、合算して得た額を納付するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「実用新案法第32条の2の規定による登録料の免除（○○○○ 持分の割合○／○）」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載し、その記載の次に行を改めて「登録料の納付の割合○／○」のように合算して得た額と実用新案法第31条第1項に規定する登録料の金額の割合を記載する。
- 27 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により実用新案法第26条において準用する特許法第73条第2項の定め又は民法第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する（備考26により「【その他】」の欄に減免を受ける旨等を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。
- 28 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を願書に記載してその旨を記載した書面の提出を省略するときは、「【整理番号】」の欄の次に「【特記事項】」の欄を設けて、「実用新案法第11条第1項において準用する特許法第30条第2項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」と記載する。
- 29 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」の欄を設けて、国・地域名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の欄の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第5項の規定により、第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の3の3第3項に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」の欄を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条第2項に規定する優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」の欄を設けて同項に規定する優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は、「世界知的所有権機関」と記載する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

（【出願の区分】）

（【アクセスコード】）

（【優先権証明書提供国（機関）】）

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

（【出願の区分】）

(【アクセスコード】)

(【優先権証明書提供国(機関)】)

- 30 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、実用新案法第8条第1項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」(備考29に該当する場合にあつては、「【パリ条約による優先権等の主張】」)の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」(先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。)及び「【出願日】」の欄を設けて、先の出願の番号(先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあつては、国際出願番号)及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」の欄には「令和何年何月何日提出の実用新案登録願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の欄の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

- 31 「(【提出日】 令和 年 月 日)」には、なるべく提出する日を記載する。
- 32 「(【国際特許分類】)」の欄には、国際特許分類に関する1971年3月24日のストラスブール協定第2条(1)の分類のグループ記号のうち、当該出願に係る考案を最も適切に表示するものをなるべく記載する。分類のグループ記号を2以上記載する場合は行を改めて記載する。
- 33 願書が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。
- 34 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行つてはならない。
- 35 とじ方はなるべく左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるように例えばホッチキス等を用いてとじる。
- 36 第23条第2項において準用する特許法施行規則第31条第1項の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する(備考38において同じ。)
- 【物件名】
- 【援用の表示】
- 【物件名】
- 【援用の表示】
- 37 特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。
- 【包括委任状番号】
- 【包括委任状番号】
- 38 第23条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示(実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日)を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示(実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日)を記載する。
- 39 実用新案法第8条第1項(同項第1号に規定する実用新案登録出願が故意に先の出願の日から一年以内にされなかつたものでないと認められるときにするものに限る。)の規定による優先権を主張しようとするときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張(同項第1号に規定する実用新案登録出願が故意に先の出願の日から一年以内にされなかつたものでないと認められるときにするものに限る。)」を伴う実用新案登録出願」と記載する。また、同法第11条第1項において準用する特許法第43条の2第1項(実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43

条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による優先権を主張しようとするときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条の2第1項(実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願」と記載する。

- 40 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の5第1項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように記載する。

【物件名】 配列表を記録した磁気ディスク

1

様式第 8 (第10条関係)

|      |
|------|
| 特 許  |
| 印 紙  |
| ( 円) |

実用新案法第14条の2第1項の訂正に係る訂正書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 実用新案登録番号  
(無効 ー )

2 訂正の目的

3 実用新案権者  
(識別番号)  
住所(居所)  
氏名(名称)  
(国籍・地域)

4 代理人  
(識別番号)  
住所(居所)  
氏名(名称)

5 添付書類の目録  
[備考]

- 用紙は、日本産業規格A列4番(横21cm、縦29.7 cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2 cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3 cmを超えないものとする。
- 文字は、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書く。
- 特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「実用新案権者」の欄(代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄)に「(識別番号)」の欄を設けて識別番号を記載し、「代理人」の欄の次に「予納台帳番号」の欄を設け、予納台帳の番号を記載し、「予納台帳番号」の欄の次に「納付金額」の欄を設け、手数料の額を記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「実用新案権者」の欄(代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄)の次に「(識別番号)」の欄を設けて識別番号を記載し、「代理人」の欄の次に「振替番号」の欄を設け、振替番号を記載し、「振替番号」の欄の次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「実用新案権者」の欄(代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄)に「(識別番号)」の欄を設けて識別番号を記載し、「代理人」の欄の次に「指定立替納付」の欄を設け、「指定立替納付」の欄の次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「(識別番号)」の欄は設けるには及ばない。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「代理人」の欄の次に「納付書番号」の欄を設け、納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは「代理人」の欄の次に「納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。
- 実用新案登録無効審判が係属している場合においては、実用新案登録番号の下に「(無効○○○○ー○○○○○)」のようにその審判の番号を括弧をして記載する。
- 「訂正の目的」の欄には、「実用新案登録請求の範囲の減縮」、「誤記の訂正」又は「明りようでない記載の釈明」のように記載し、訂正の目的が複数ある場合は、「実用新案登録請求の範囲の減縮等」、「誤記の訂正等」又は「明りようでない記載の釈明等」のように記載する。
- 「氏名(名称)」の欄は、法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。
- 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振

- り仮名を付ける。
- 9 「住所（居所）」の欄は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。
- 10 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名（名称）」の欄の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。
- 11 「（国籍・地域）」の欄は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「住所（居所）」の欄に記載した国・地域と同一であるときは、「（国籍・地域）」の欄は設けるには及ばない。
- 12 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「代表者」の欄は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の欄の次に「代理関係の特記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。
- 13 「（令和 年 月 日）」には、なるべく提出する日を記載する。
- 14 訂正によつて請求項の数が増えるときは、「4 代理人」の欄の次に「5 訂正後の請求項の数」の欄を設けて、訂正後の請求項の数を記載する。
- 15 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「4 代理人」の欄の次（「5 訂正後の請求項の数」の欄を設けるときは、その欄の次）に「5 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「〇／〇」のように記載する。
- 16 第23条第1項において準用する特許法施行規則第9条の3第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「添付書類の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「添付書類の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載する。
- 17 第23条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「添付書類の目録」の欄に、当該証明書の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を記載する。
- 18 訂正をしたときは、右の余白に訂正字数を記載する。
- 19 とじ方は、左とじとし、容易に離脱しないようにとじる。
- 20 添付した訂正した明細書又は実用新案登録請求の範囲については、訂正により記載を変更した個所に下線を引かなければならない。

様式第 8 の 2 (第10条関係)

|     |
|-----|
| 特 許 |
| 印 紙 |

実用新案法第14条の 2 第 7 項の訂正に係る訂正書

(令和 年 月 日)

( 円)

特許庁長官 殿

- 1 実用新案登録番号  
(無効 ー )
- 2 訂正の目的
- 3 実用新案権者  
(識別番号)  
住所 (居所)  
氏名 (名称)  
(国籍・地域)
- 4 代理人  
(識別番号)  
住所 (居所)  
氏名 (名称)
- 5 削除をする請求項の表示
- 6 削除後の請求項の数
- 7 添付書類の目録

[備考]

- 1 「訂正の目的」の欄には、「請求項の削除」と記載する。
- 2 「削除をする請求項の表示」の欄には、「請求項 1」のように、削除をする請求項に付した番号を記載する。
- 3 第23条第 2 項において準用する特許法施行規則第27条第 3 項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「6 削除後の請求項の数」の欄の次に「7 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○／○」のように記載する。
- 4 その他は、様式第 8 の備考 1 から 5 まで、7 から13まで及び16から19までと同様とする。この場合において、様式第 8 の備考 4 中「「代理人」の欄の次」とあるのは「「削除後の請求項の数」の欄の次」と、読み替えるものとする。

様式第12（第17条関係）

【書類名】 特許協力条約第25条の規定による検査の申出書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【国際出願番号】

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【申出人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【代理人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【納付年分】 第1年分から第 年分

【拒否（宣言、認定）の通知を受けた日】

【国際事務局へ国際出願の写しの送付を請求した日】

【申出の趣旨】

【申出の理由】

【提出物件の目録】

【物件名】 国際出願の翻訳文

1

〔備考〕

- 1 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧して記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【納付年分】」の欄の次に「【予納台帳番号】」の欄を設け、予納台帳の番号を記載し、「【予納台帳番号】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、手数料の額を記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【納付年分】」の欄の次に「【振替番号】」の欄を設け、振替番号を記載し、「【振替番号】」の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【納付年分】」の欄の次に「【指定立替納付】」の欄を設け、「【指定立替納付】」の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「【納付年分】」の欄の次に「【納付番号】」の欄を設け、納付番号を記載する。
- 2 「【国際出願番号】」の欄には、「PCT/○○○○/○○○○」のようにその国際出願の番号を記載し、国際出願番号が通知されていないときは、その国際出願の提出年月日及び書類記号（願書に記載されている場合に限る。）を記載するか、又は「別添願書写しのとおり」と記載し、当該国際出願の願書の写しを添付する。
- 3 「【考案者】」、「【申出人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により申出人の権利について持分を記載するときは、「【申出人】」の欄の次に「【持分】」の欄を設けて「○/○」のように分数で記載し、申出人に係る代表者選定の届出を申出と同時にするときは、代表者として選定される申出人を第一番目の「【申出人】」の欄に記載し、「【申出人】」の欄（申出人の権利について持分を記載する場合にあつては、「【持分】」の欄）の次に「【代表申出人】」と記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「○○の持分は、○○投資事業有限責任組合の投

資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「〇〇の持分は、〇〇有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「〇〇の持分は、民法第 667 条第 1 項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【申出人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【申出人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

4 「【申出の趣旨】」の欄には、拒否、宣言又は認定のいずれかに係る申出であるかを記載する。

5 第23条第6項において準用する特許法施行規則第38条13の2第4項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように記載する。

【物件名】 配列表を記録した磁気ディスク 1

6 その他は、様式第1の備考1から4まで、7から19まで、22、24から27まで、31、33から35まで及び38と同様とする。この場合において、様式第1の備考26及び備考27中「(【手数料の表示】)」とあるのは「【納付年分】」と読み替えるものとする。

様式第14の4（第21条の4 関係）

【書類名】 回復理由書  
(【提出日】 令和 年 月 日)  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【実用新案登録番号】  
【実用新案権者】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】  
【代理人】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】  
【回復の理由】  
(【手数料の表示】)  
(【納付書番号】)  
【提出物件の目録】  
〔備考〕

- 1 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【予納台帳番号】」とし、予納台帳の番号を記載し、「【予納台帳番号】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、手数料の額を記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【振替番号】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【指定立替納付】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」には納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。備考5に該当する場合にあつては、2以上の届出について納付すべき手数料を納付するときは一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。ただし、実用新案法別表第7号中欄括弧書の者が手続をするときは特許印紙は不要とする。

- 2 「【実用新案権者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、それぞれ次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【実用新案権者】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】  
【実用新案権者】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】

- 3 「【回復の理由】」の欄には、所定の期間内に手続をしなかつたことが故意によるものでないことを表明するものとする。また、所定の期間内に手続をすることができなかつた理由及び手続をすることができるようになった日について簡明に記載する。
- 4 第21条の4第3項の規定により同項の申出書の提出を省略しようとするときは、「【回復の理由】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、手続をすることができなかつた理由について具体的に記載する。
- 5 第21条の4第5項の規定により、2以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【実用新案登録番号】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該回復

理由書の提出に係る実用新案登録番号（実用新案登録番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号、実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号、

実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号、実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号、

- 6 その他は、様式第1の備考1から4まで、7から11まで、13、17から19まで、21、31、34、及び35並びに38と同様とする。この場合において、様式第1の備考9中「【実用新案登録出願人】」とあるのは「【実用新案権者】」と、「実用新案登録出願人」とあるのは「実用新案権者」と、備考17中「記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する」とあるのは「記載する」と読み替えるものとする。

(意匠法施行規則の一部改正)

第三条 意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改<br>正<br>後                                                                                                                 | 改<br>正<br>前                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(複数意匠一括出願手続)</p> <p>第二条の二 「略」</p> <p>2ゝ7 「略」</p> <p>8 複数意匠一括出願手続について提出された次に掲げる書面又は書類は、その提出の日において、当該手続に含まれる全ての意匠登録出願に</p> | <p>(複数意匠一括出願手続)</p> <p>第二条の二 「略」</p> <p>2ゝ7 「略」</p> <p>8 複数意匠一括出願手続について提出された次に掲げる書面又は書類は、その提出の日において、当該手続に含まれる全ての意匠登録出願に</p> |

ついて提出されたものとみなす。

一  
§  
四  
〔略〕

五　意匠法第十五条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する期間内に提出する、意匠法第十五条第一項において準用する特許法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定

ついて提出されたものとみなす。

一  
§  
四  
〔略〕

五 意匠法第十五条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）を含む。）に規定する期間内に提出する、意匠法第十五条第一項において準用する特許法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規

---

定する優先権証明書類等（以下この条において「優先権証明書類等」という。）又は第十二項において準用する特許法施行規則第二十七條の三の三第三項に規定する事項を記載した意匠法第十五條第一項において準用する特許法第四十三條第五項（同法第四十三條の第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面

---

定により提出すべき、最初に出願をし、若しくはパリ条約第四條C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願をし、若しくは同条A(2)の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面、その出願の際の書類で願書及び図面に相当するものの謄本若しくはこれらと同様な内容を有する公報若しくは証明書であつてその同盟国の政府が発行したもの又は第十二項において準用する特許法施行規則第二十七條の三の三第三項に規定する事項を記載した意匠法第十五條第一項において準用する特許法第四十三條第五項（同法第

---

---

9

〔略〕

10

特許庁長官が複数意匠一括出願手続について次に掲げる要件を満たすものと認めたときは、当該手続により提出される意匠登録出願について第十九条第三項において読み替えて準用する特許法施行規則第二十八条の規定を適用する。

一〇四 〔略〕

五 第五項第八号に規定する記載をした場合又は第八項第四号に規定する書面を提出した場

---

9

〔略〕

10

四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面

特許庁長官が複数意匠一括出願手続について次に掲げる要件を満たすものと認めたときは、当該手続により提出される意匠登録出願について第十九条第三項において読み替えて準用する特許法施行規則第二十八条の規定を適用する。

一〇四 〔略〕

五 第五項第八号に規定する記載をした場合又は第八項第四号に規定する書面を提出した場

---

合は、これらの記載又は書面に記載された全  
ての優先権の主張の基礎とした出願の番号に  
ついて、第五項第九号の記載をしたとき、優  
先権証明書類等若しくは第八項第五号に規定  
する書面を提出したとき又は意匠法第十五条  
第一項において準用する特許法第四十三条第  
七項（同法第四十三条の二第二項（同法第四  
十三条の三第三項において準用する場合を含  
む。）及び同法第四十三条の三第三項におい  
て準用する場合を含む。）に規定する期間が  
経過したとき

11  
・  
12  
「略」

---

合は、これらの記載又は書面に記載された全  
ての優先権の主張の基礎とした出願の番号に  
ついて、第五項第九号の記載をしたとき、第  
八項第五号に規定する書類若しくは書面を提  
出したとき又は意匠法第十五条第一項におい  
て準用する特許法第四十三条第七項（同法第  
四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第  
三項において準用する場合を含む。）及び同  
法第四十三条の三第三項において準用する場  
合を含む。）に規定する期間が経過したとき

11  
・  
12  
「略」

(特許法施行規則の準用)

第十九条 「略」

2 「略」

3 特許法施行規則第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第二十七条の三の三第一項、第二項第一号及び第三項から第六項まで、第二十七条の四第一項及び第三項から第五項まで、第二十七条の四の二第二項及び第四項から第九項まで、第二十八条から第二十八条の三まで、第二十九条、第三十条並びに第三十一条第二項（信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の

(特許法施行規則の準用)

第十九条 「略」

2 「略」

3 特許法施行規則第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第二十七条の三の三第一項、第二項第一号及び第三項から第六項まで、第二十七条の四第一項及び第三項から第五項まで、第二十七条の四の二第二項及び第四項から第九項まで、第二十八条から第二十八条の三まで、第二十九条、第三十条並びに第三十一条第二項（信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の

---

手続等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、協議が成立した旨の特許公報への掲載、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略）の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第百九十五条第五項」とあるのは「意匠法第六十七条第四項」と、「ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。」とあるのは「この場合において、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略

---

手続等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、協議が成立した旨の特許公報への掲載、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略）の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第百九十五条第五項」とあるのは「意匠法第六十七条第四項」と、「ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。」とあるのは「この場合において、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略

---

---

することができる。」と、第二十七条の四第四項中「又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による」とあるのは「若しくは第四十条の三第一項若しくは第二項又はジュネーブ改正協定第六条(1)(a)の規定による」と、第二十条中「願書」とあるのは「願書（意匠法施行規則第二条の二第一項に規定する願書を除く）」と読み替えるほか、この項の規定により国際意匠登録出願に準用する場合に限り、特許法施行規則第二十七条の三の三第二項第一号中「特許法第四十三条第一項、第四十三条の二第一項又は第四十三条の三第一項若しくは第二項」とあるのは「ジュネーブ改正協定第六条(1)(a)」と

---

することができる。」と、第二十七条の四第四項中「又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による」とあるのは「若しくは第四十条の三第一項若しくは第二項又はジュネーブ改正協定第六条(1)(a)の規定による」と、第二十条中「願書」とあるのは「願書（意匠法施行規則第二条の二第一項に規定する願書を除く）」と読み替えるほか、この項の規定により国際意匠登録出願に準用する場合に限り、特許法施行規則第二十七条の三の三第二項第一号中「特許法第四十三条第一項、第四十三条の二第一項又は第四十三条の三第一項若しくは第二項」とあるのは「ジュネーブ改正協定第六条(1)(a)」と

---

、「場合に限る。」とあるのは「場合に限る。」及びジュネーブ改正協定第六条(1)(a)の規定による優先権の主張を伴う国際意匠登録出願の出願人がその国際出願と同時に意匠法第六十条の十第二項において読み替えて準用する特許法第四十三条第二項に規定する優先権証明書類等（以下この条において「優先権証明書類」という。）を意匠法第六十条の七第二項に規定する国際事務局（以下この号において「国際事務局」という。）に提出した場合であつて、当該出願人が、国際事務局に対し、当該優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するための申出をした場

、「場合に限る。」とあるのは「場合に限る。」及びジュネーブ改正協定第六条(1)(a)の規定による優先権の主張を伴う国際意匠登録出願の出願人がその国際出願と同時に意匠法第六十条の十第二項において読み替えて準用する特許法第四十三条第二項に規定する書類を意匠法第六十条の七第二項に規定する国際事務局（以下この号において「国際事務局」という。）に提出した場合であつて、当該出願人が、国際事務局に対し、当該書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するための申出をした場合」と、同条第三項中「同法第四十三条第一項、第四十三条の二第一項又は第四十

合」と、同条第三項中「同法第四十三條第一項、第四十三條の二第二項又は第四十三條の三第三項若しくは第二項」とあるのは「ジュネーブ改正協定第六條(1)」と、「及び出願の区分、優先権證明書類等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコード並びに当該事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国又は国際機関の名称」とあるのは「、当該出願をした官庁又は国際機関の名称、当該優先権の主張の対象となる意匠の番号及び優先権證明書類等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコード（ジュネーブ改正協定第

三條の三第一項若しくは第二項」とあるのは「ジュネーブ改正協定第六條(1)」と、「及び出願の区分、同法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコード並びに同法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項を電磁的

---

六条(1)(a)の規定による優先権の主張を伴う国際意匠登録出願の出願人が、意匠法施行規則第十九条第三項において読み替えて準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第二項第一号に規定する国際事務局に対する申出をした場合にあっては、当該出願をした官庁又は国際機関の名称及び当該優先権の主張の対象となる意匠の番号」と読み替えるものとする。

---

方法により特許庁長官に提供する国又は国際機関の名称」とあるのは「、当該出願をした官庁又は国際機関の名称、当該優先権の主張の対象となる意匠の番号及び意匠法第六十条の十第二項において読み替えて準用する特許法第四十三条第二項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するため

のアクセスコード（ジュネーブ改正協定第六条(1)(a)の規定による優先権の主張を伴う国際意匠登録出願の出願人が、意匠法施行規則第十九条第三項において読み替えて準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第二項第一号に規定する国際事務局に対する申出をした場合にあって

---

|                              |                                                                                                  |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>4<br/>ゝ<br/>9<br/>「略」</p> | <p>は、当該出願をした官庁又は国際機関の名称及び当該優先権の主張の対象となる意匠の番号）<br/>「と読み替えるものとする。</p> <p>4<br/>ゝ<br/>9<br/>「略」</p> |
| <p>備考 表中の「」は注記である。</p>       |                                                                                                  |

様式第二、様式第十三、様式第十六及び様式第十九の二を次のように改める。

様式第2（第2条関係）

【書類名】 意匠登録願

【整理番号】

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【意匠に係る物品】

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】

【氏名】

【意匠登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【手数料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

【提出物件の目録】

【物件名】 図面

1

【意匠に係る物品の説明】

【意匠の説明】

〔備考〕

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、横29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。
- 3 書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは29行以内とする。
- 4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明瞭にかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「【】」、「」」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【】及び」を用いるときを除く。）。
- 5 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成8年通商産業省令第64号。以下「現金手続省令」という。）第5条の規定による納付書（以下「納付書」という。）によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。）別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。）第41条の9第1項に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【納付金額】）」の欄は設けるには及ばない。
- 6 「【整理番号】」の欄には、ローマ字（大文字に限る。）、アラビア数字若しくは「一」又はそれらの組み合わせからなる記号であつて、10字以下のものを記載する。
- 7 意匠法第10条第1項の規定により関連意匠の意匠登録を受けようとするときは、「【あて先】」の欄の次に「【本

意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」の欄を設けて「意願○○○○-○○○○○○」のように本意匠（同条第4項の規定により関連意匠を本意匠とみなして、同条第1項の規定により意匠登録を受けようとするときは、当該関連意匠をいう。以下同じ。）に係る意匠登録出願の番号を記載するか、又は「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【登録番号】」の欄を設けて「意匠登録第○○○○○○○○号」のように本意匠に係る意匠登録の番号を記載する。ただし、その意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「【本意匠の表示】」の欄に「【出願日】」の欄を設けて「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように本意匠の意匠登録出願の年月日を記載し、次に「【整理番号】」の欄を設けて、本意匠の意匠登録出願の願書に記載した整理番号を記載する。本意匠が複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠であつて、本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の番号及び本意匠の意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「【本意匠の表示】」の欄に「【出願日】」の欄を設けて「令和何年何月何日提出の意匠登録願（複数）」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の年月日を記載し、次に、「【整理番号】」の欄を設けて、当該複数意匠一括出願手続において本意匠の意匠番号欄の次に記載した整理番号を記載し、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の整理番号○○○○」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の「【書類名】」の欄に記載した整理番号を記載する。本意匠が複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠である場合において、本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の番号が通知されており、かつ、本意匠の意匠登録出願の番号が通知されていないときは、【本意匠の表示】」の欄に「【出願番号】」の欄を設けて、「意願○○○○-○○○○○○」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の番号を記載し、次に、「【整理番号】」の欄を設けて、当該複数意匠一括出願手続において本意匠の意匠番号欄の次に記載した整理番号を記載する。本意匠の意匠登録出願が国際意匠登録出願である場合は、「【出願日】」の欄に「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように本意匠の国際登録の日の年月日を記載し、次に「【整理番号】」の欄を設けて、「-」のようにハイフンを記載し、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○○○○、意匠番号○○○」のように本意匠の国際登録の番号と意匠の番号を記載する。

- 8 物品、建築物又は画像の意匠について意匠登録を受けようとするときは、「【意匠に係る物品】」の欄には、次の事項を記載する。
  - イ 物品の意匠について意匠登録を受けようとするとき（物品の部分に画像を表示する場合を含む。）は、物品を記載する。
  - ロ 建築物の意匠について意匠登録を受けようとするとき（建築物の部分に画像を表示する場合を含む。）は、「【意匠に係る物品】」の欄には建築物の用途を記載する。
  - ハ 画像の意匠について意匠登録を受けようとするときは、「【意匠に係る物品】」の欄には画像の用途を記載する。
- 9 組物の意匠について意匠登録を受けようとするときは、「【意匠に係る物品】」の欄には別表に掲げる組物の一を記載する。
- 10 内装の意匠について意匠登録を受けようとするときは、「【意匠に係る物品】」の欄には、施設の内部であることが明らかとなるよう、「○○の内装」又は「○○用内装」と記載する。
- 11 「【住所又は居所】」の欄は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。
- 12 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
- 13 「【意匠登録出願人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」の欄（法人にあつては、「【代表者】」若しくは「【法人の法的性質】」の欄）の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、意匠登録出願人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
- 14 識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。
- 15 「【氏名又は名称】」の欄は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の欄の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「○○法の規定による法人」、外国法人にあつては「○

○国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。

- 16 意匠登録出願人が外国人であつて住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「【住所又は居所】」の欄の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記載する。また、意匠登録出願人が外国人であつて氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「【氏名又は名称】」の欄の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記載し、法人にあつては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 17 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の欄（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」の欄）の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 18 意匠登録出願人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考17に該当するときは除く。）は、「【氏名又は名称】」の欄（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」の欄）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記載する。
- 19 「（【国籍・地域】）」の欄は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域（特例法施行規則第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合にあつては、省略した国・地域）と同一であるときは、「（【国籍・地域】）」の欄は設けるには及ばない。
- 20 意匠登録出願人が意匠登録を受ける権利の信託の受託者であるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて、第19条第3項において準用する特許法施行規則第26条第1項各号の事項を記載する。
- 21 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の欄の次に「【弁理士】」と記載し、弁護士の場合は、「【弁護士】」と記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の欄の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。
- 22 代理人が出願人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」の欄（代理人が法人にあつては、「【代表者】」の欄）の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「意匠登録出願人〇〇の代理人」のように記載する。ただし、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人の場合にあつては、「【代理関係の特記事項】」の欄に、「意匠登録出願人〇〇の代理人」と、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を行を改めて記載する。
- 23 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「【代表者】」の欄は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。
- 24 「【意匠の創作をした者】」、「【意匠登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、第19条第3項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により意匠登録出願人の権利について持分を記載するときは、「【意匠登録出願人】」の欄の次に「【持分】」の欄を設けて「〇／〇」のように分数で記載し、意匠登録出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される意匠登録出願人を第一番目の「【意匠登録出願人】」の欄に記載し、「【意匠登録出願人】」の欄（意匠登録出願人の権利について持分を記載する場合にあつては、「【持分】」の欄）の次に「【代表出願人】」と記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「〇〇の持分は、〇〇投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「〇〇の持分は、〇〇有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「〇〇の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】

【氏名】

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】

【氏名】

【意匠登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【意匠登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 25 代理人の選任の届出を出願と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 26 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成2年法律第30号。以下「特例法」という。)第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額(「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。)を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「(【予納台帳番号】)」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「(【予納台帳番号】)」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。
- 27 第19条第3項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて「○／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。
- 28 第19条第3項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により意匠法第36条において準用する特許法第73条第2項の定め又は民法(明治29年法律第89号)第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する。
- 29 第9条第1項の規定により、意匠を秘密にすることを請求する旨を願書に記載してその旨等を記載した書面の提

出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【秘密にすることを請求する期間】」の欄を設け、秘密にすることを請求する期間を記載する。この場合において、特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付金額】」に出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載し、意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付金額】」に納付すべき出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付金額】」に納付すべき出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料は、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。

- 30 第19条第3項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、意匠の新規性の喪失の例外的規定の適用を受けようとする旨を願書に記載してその旨を記載した書面の提出を省略するときは、「【整理番号】」の欄の次に「【特記事項】」の欄を設けて、「意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願」と記載する。
- 31 意匠法第6条第2項の規定により写真、ひな形又は見本を提出するときは、「【提出物件の目録】」の欄の「【物件名】」の「図面」を「写真」、「ひな形」、又は「見本」と記載する。
- 32 第19条第3項において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」（備考29に該当する場合にあつては、「【秘密にすることを請求する期間】」）の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」を設けて、国・地域名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。また、第19条第3項において準用する特許法施行規則第27条の4第5項の規定により、特許法施行規則第27条の3の3第3項に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」の欄を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「意匠登録」、「実用新案登録」等の別）及び意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条第2項に規定する優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」の欄を設けて同項に規定する優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は「世界知的所有権機関」と記載する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

（【出願の区分】）

（【アクセスコード】）

（【優先権証明書提供国（機関）】）

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

（【出願の区分】）

（【アクセスコード】）

（【優先権証明書提供国（機関）】）

- 33 「（【提出日】 令和 年 月 日）」には、なるべく提出する日を記載する。
- 34 願書が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。

- 35 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。
- 36 とじ方はなるべく左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるように例えばホッチキス等を用いてとじる。
- 37 第19条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定による場合は援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（意匠権に係るものにあつては、意匠登録番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定による場合は援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（意匠権に係るものにあつては、意匠登録番号、書類名及びその提出日）を記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。
- 【物件名】
- 【援用の表示】
- 【物件名】
- 【援用の表示】
- 38 第2条第6項の規定により産業技術力強化法第17条第1項の規定による特定研究開発等成果に係る意匠登録を受けようとする出願であるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等の委託研究等の成果に係る意匠登録出願（令和○年度、○○省、○○委託事業、産業技術力強化法第17条第1項の適用を受けるもの）」又は「国等の委託研究等の成果に係る意匠登録出願（令和○年度、○○省、○○請負事業、産業技術力強化法第17条第1項の適用を受けるもの）」のように記載する（備考28により「【その他】」の欄に特許法第73条第2項の定め又は民法第256条第1項ただし書の契約の旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。
- 39 「【意匠に係る物品】」の欄の記載のみでは物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等が明らかでないときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等、物品、建築物又は画像の理解を助けることができるような説明を記載する。
- 40 画像について意匠登録出願をするときであつて、「【意匠に係る物品】」の欄の記載のみではその画像の用途が明らかでないときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその画像が機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものであることのいずれかに該当するものであることを示す説明を記載する。
- 41 物品又は建築物の部分に物品又は建築物の操作の用に供される画像を含む意匠について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその画像に係る当該物品又は建築物の機能及び操作の説明を記載する。
- 42 意匠法第6条第3項、第4項及び第7項に規定する場合は、「【意匠の説明】」の欄にそれぞれの規定により記載すべき事項をそれぞれ記載する。
- 43 意匠法第6条第5項の規定により色彩を省略するときは、「【意匠の説明】」の欄に同条第6項の規定により記載すべき事項を記載する。
- 44 意匠法第8条の2の規定により内装の意匠について意匠登録出願をするときであつて、「【意匠に係る物品】」の欄の記載のみではその内装の意匠の用途が明らかでないときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその内装の意匠の用途を記載する。
- 45 「【意匠に係る物品の説明】」及び「【意匠の説明】」の欄には、文字のみを記載し、図、表等を記載してはならない。
- 46 意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条の2第1項（意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権を主張しようとするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条の2第1項（意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願」と記載する。

様式第13（第14条関係）

|     |
|-----|
| 特 許 |
| 印 紙 |

（ 円）

審 判 請 求 書

（令和 年 月 日）

特許庁長官

殿

- 1 審判事件の表示
- 2 請求人  
（識別番号）  
住所（居所）  
（電話又はファクシミリの番号）  
氏名（名称）  
（国籍・地域）
- 3 代理人  
（識別番号）  
住所（居所）  
（電話又はファクシミリの番号）  
氏名（名称）
- 4 被請求人
- 5 請求の趣旨
- 6 請求の理由
- 7 証拠方法
- 8 書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾
- 9 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の左2cm、上に2cm、右及び下に3cmをとる。
- 3 文字は、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書く。
- 4 特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「7 証拠方法」欄の次に「8 予納台帳番号」の欄を設けて、予納台帳の番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、手数料の額を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「7 証拠方法」欄の次に「8 振替番号」の欄を設けて、振替番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「請求人」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「（識別番号）」の欄を設けて識別番号を記載し、「7 証拠方法」の欄の次に「8 指定立替納付」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「7 証拠方法」の欄の次に「8 納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。
- 5 「審判事件の表示」の欄には、「意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号意匠登録無効審判事件」のように記載する。
- 6 「住所（居所）」の欄は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。
- 7 （電話又はファクシミリの番号）は、審判請求人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。

- 8 「(国籍・地域)」の欄は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「住所(居所)」の欄に記載した国・地域と同一であるときは、「(国籍・地域)」の欄は設けるには及ばない。
- 9 「氏名(名称)」の欄は、法人又は法人でない社団等にあつては、名称を記載しその次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「氏名(名称)」(法人にあつては「代表者(管理人)」)の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて、「○法の規定による法人」、外国法人にあつては、「○○国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。
- 10 「請求の理由」の欄には、「1. 手続の経緯」、「2. 無効理由の要点」、「3. 本件登録意匠の無効にすべき理由」、「4. むすび」のように項目を設けて記載する。
- 11 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「代表者」の欄は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の欄の次に「代理関係の特記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。
- 12 「証拠方法」の欄には、次に掲げる事項を記載するとともに、立証事項と証拠との関係を具体的に明示して記載する。
- イ 証拠方法が証人であるときは、立証事項、証人の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間
  - ロ 証拠方法が鑑定人であるときは、立証事項、鑑定人の氏名、住所又は居所及び職業並びに鑑定事項
  - ハ 証拠方法が当事者であるときは、立証事項、その当事者の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間
  - ニ 証拠方法が文書であるときは、立証事項及びその文書に付すべき符号
  - ホ 証拠方法が検証物であるときは、立証事項、その検証物に付すべき符号及び検証物の表示
- 13 「(令和 年 月 日)」には、なるべく提出する日を記載する。
- 14 訂正をしたときは、なるべく右の余白に訂正字数を記載する。
- 15 とじ方はなるべく左とじとし、容易に離脱しないようにとじる。
- 16 第19条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「添付書類又は添付物件の目録」の欄に、当該証明書の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示(意匠権に係るものにあつては、意匠登録番号、書類名及びその提出日)を記載する。
- 17 「書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾」の欄には、特例法第10条第2項に規定された手続をする者の承諾をする場合には、その旨を記載する。また、承諾しない場合には、その旨及びその理由を記載する。

|     |
|-----|
| 特 許 |
| 印 紙 |

（ 円）

特許庁審判長 殿

- 1 事件の表示
- 2 補正に係る書類名
- 3 補正をする者  
（識別番号）  
住所（居所）  
氏名（名称）
- 4 代理人  
（識別番号）  
住所（居所）  
氏名（名称）
- 5 補正命令の日付

〔備考〕

- 1 特許印紙をはるときは、不足手数料の額とし、特許印紙の下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「5 補正命令の日付」欄の次に「6 予納台帳番号」の欄を設けて、予納台帳の番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、手数料の額を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「5 補正命令の日付」欄の次に「6 振替番号」の欄を設けて、振替番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「補正をする者」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「（識別番号）」の欄を設けて識別番号を記載し、「5 補正命令の日付」の欄の次に「6 指定立替納付」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「5 補正命令の日付」の欄の次に「6 納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。
- 2 「補正に係る書類名」の欄には、「審判請求書」のように補正をする書類を記載する。
- 3 「氏名（名称）」の欄は、法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。
- 4 その他は、様式第13の備考1、6、11及び13から15まで並びに様式第15の備考1及び4と同様とする。この場合において、様式第13の備考11中「記載する」とあるのは「記載する（弁理士法施行令第7条第13号の補正をする場合を除く。）」と読み替えるものとする。

様式第19の2（第18条の6 関係）

【書類名】 回復理由書  
(【提出日】 令和 年 月 日)  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【意匠登録番号】  
【意匠権者】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】  
【代理人】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】  
【回復の理由】  
(【手数料の表示】)  
(【納付書番号】)  
【提出物件の目録】  
〔備考〕

- 1 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【納付書番号】)」を「【予納台帳番号】」とし、予納台帳の番号を記載し、「【予納台帳番号】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、手数料の額を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【納付書番号】)」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【振替番号】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【納付書番号】)」を「【指定立替納付】」とし、「【指定立替納付】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【納付書番号】)」には納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは「(【手数料の表示】)」の欄の「(【納付書番号】)」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。備考3に該当する場合にあつては、2以上の届出について納付すべき手数料を納付するときは一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。備考6に該当する場合にあつては、2以上の届出について納付すべき手数料を納付するときは一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。ただし、意匠法別表第3号中欄括弧書の者が手続をするときは特許印紙は不要とする。
- 2 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。
- 3 「【意匠権者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、それぞれ次のように欄を繰り返し設けて記載する。  
【意匠権者】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】  
【意匠権者】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】
- 4 「【回復の理由】」の欄には、所定の期間内に手続をしなかつたことが故意によるものでないことを表明するも

のとする。また、所定の期間内に手続をすることができなかつた理由及び手続をすることができるようになった日について簡明に記載する。

5 第18条の6第3項の規定により同項の申出書の提出を省略しようとするときは、「【回復の理由】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、手続をすることができなかつた理由について具体的に記載する。

6 第18条の6第5項の規定により、2以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【意匠登録番号】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該回復理由書の提出に係る意匠登録番号（意匠登録番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号、意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号、  
意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号、意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号、

7 その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、10及び12から19まで、様式第2の備考13並びに様式第10の備考2と同様とする。この場合において、様式第1の備考12中「記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する」とあるのは「記載する」と、様式第2の備考13中「【意匠登録出願人】」とあるのは「【意匠権者】」と、「意匠登録出願人」とあるのは「意匠権者」と読み替えるものとする。

(商標法施行規則の一部改正)

第四条 商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後                                                                                                                                      | 改正前                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(国際登録出願の願書等の提出)</p> <p>第二条の二 商標法第六十八条の二第一項の規定による国際登録出願をしようとする者は、同条第二項の規定による願書及び必要な書面の提出に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人</p> | <p>(国際登録出願の願書等の提出)</p> <p>第二条の二 商標法第六十八条の二第一項の規定による国際登録出願をしようとする者は、同条第二項の規定による願書及び必要な書面の提出に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人</p> |

---

知覚によつては認識することができない方法という。以下この条及び次条において同じ。）であつて特許庁長官が指定する方法により提供することができる。この場合において、当該者は、これらの書類を提出したものとみなす。

- 2 前項の規定により行われた当該書類に記載すべき事項の提供は、商標法第六十八条の二第五項に規定する国際事務局（この条及び次条において「国際事務局」という。）の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に特許庁長官に到達したものとみなす。

3  
〔略〕

---

の知覚によつて認識することができない方法という。以下この条及び次条において同じ。）であつて特許庁長官が指定する方法により提供することができる。この場合において、当該者は、これらの書類を提出したものとみなす。

- 2 前項の規定により行われた当該書類に記載すべき事項の提供は、国際事務局の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に特許庁長官に到達したものとみなす。

3  
〔略〕

---

(国際登録出願の願書等の送付)

第二条の三 特許庁長官は、商標法第六十八条の三第一項の規定による国際登録出願の願書及び必要な書面の送付に代えて、これらの書類に記載されている事項を電磁的方法により国際事務局に提供することができる。この場合において、特許庁長官は、これらの書類を送付したものとみなす。

2  
「略」

(パリ条約による優先権等の主張の規定の適用を受けようとする場合の手続)

第七条の二 「略」

(国際登録出願の願書等の送付)

第二条の三 特許庁長官は、商標法第六十八条の三第一項の規定による国際登録出願の願書及び必要な書面の送付に代えて、これらの書類に記載されている事項を電磁的方法により同項に規定する国際事務局に提供することができる。この場合において、特許庁長官は、これらの書類を送付したものとみなす。

2  
「略」

(パリ条約による優先権等の主張の規定の適用を受けようとする場合の手続)

第七条の二 「略」

---

2 商標法第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第七項の規定により同条第二項に規定する優先権証明書類等を提出する者は、第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二により作成した期間延長請求書を提出しなければならぬ。

3 商標法第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第八項（商標法第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める期間は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによ

---

2 商標法第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第七項の規定により同条第二項に規定する書類を提出する者は、第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二により作成した期間延長請求書を提出しなければならぬ。

3 商標法第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第八項（商標法第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める期間は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによ

---

る。

一 商標法第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第二項に規定する優先権証明書類等（以下この項において「優先権証明書類等」という。）を、当該優先権証明書類等を発行すべき政府による当該優先権証明書類等の発行に関する事務の遅延により提出することができなかった場合、その者が当該優先権証明書類等入手した日から一月（在外者にあつては、二月）とする。

二 前号に掲げる場合以外の場合、優先権証明書類等を提出することができなかった理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては

る。

一 商標法第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第二項の規定により提出すべき書類を、当該書類を発行すべき政府による当該書類の発行に関する事務の遅延により提出することができなかった場合、その者が当該書類を入手した日から一月（在外者にあつては、二月）とする。

二 前号に掲げる場合以外の場合、商標法第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第二項の規定により提出すべき

|                                                                                                                                                          |                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| <p>、二月）とする。ただし、当該期間の末日が商標法第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第七項に規定する期間の経過後六月を超えるときは、同項に規定する期間の経過後六月とする。</p>                                                    | <p>備考 表中の「」は注記である。</p> |
| <p>証明書<sup>1</sup>を提出することができなかつた理由がなくつた日から十四日（在外者にあつては、二月）とする。ただし、当該期間の末日が商標法第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第七項に規定する期間の経過後六月を超えるときは、同項に規定する期間の経過後六月とする。</p> |                        |

様式第八の二、様式第十三、様式第十五及び様式第十六を次のように改める。

様式第8の2（第2条、第10条、第18条の2及び第20条関係）

【書類名】 回復理由書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【防護標章登録の登録番号】

【更新登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【回復の理由】

（【手数料の表示】）

（【納付書番号】）

【提出物件の目録】

〔備考〕

- 1 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【予納台帳番号】」とし、予納台帳の番号を記載し、「【予納台帳番号】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、手数料の額を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【振替番号】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【指定立替納付】」の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」には納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。備考3に該当する場合にあつては、2以上の届出について納付すべき手数料を納付するときは一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。ただし、商標法別表第5号中欄括弧書の者が手続をするときは特許印紙は不要とする。
- 2 商標法第21条第1項の規定により商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、「【防護標章登録の登録番号】」の欄を「【商標登録番号】」とし、「【更新登録出願人】」の欄を「【更新登録申請人】」とする。商標法附則第3条第3項の規定により書換登録の申請をするときは、「【防護標章登録の登録番号】」の欄を「【商標登録番号】」とし、「【更新登録出願人】」の欄を「【書換登録申請者】」とする。防護標章登録に基づく権利について、商標法附則第3条第3項の規定により書換登録の申請をするときは、「【更新登録出願人】」の欄を「【書換登録申請者】」とする。
- 3 第2条第14項の規定により、2以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【防護標章登録の登録番号】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該回復理由書の提出に係る防護標章登録の登録番号（防護標章登録の登録番号の区切りには読点「、」を付すること。）を記載する。

【別紙】

防護標章登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号、防護標章登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号、

防護標章登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号、防護標章登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号、

また、第10条第8項、第18条の2第6項及び第20条第7項の規定により2以上の事件について回復理由書を提出

するときも同様とする。この場合において、「防護標章登録第〇〇〇〇〇〇〇号」とあるのは「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号」とする。

- 4 「【更新登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【更新登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【更新登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 5 「【回復の理由】」の欄には、所定の期間内に手続をしなかつたことが故意によるものでないことを表明するものとする。また、所定の期間内に手続をすることができなかつた理由及び手続をすることができるようになった日について簡明に記載する。

- 6 第2条第12項、第10条第6項、第18条の2第4項及び第20条第5項の規定により同項の申出書の提出を省略しようとするときは、「【回復の理由】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、当該申出及び手続をすることができなかつた理由について具体的に記載する。

- 7 その他は、様式第2の備考1から4まで、20から24まで、26、29、31及び40から44までと同様とする。この場合において、様式第2の備考23中「【商標登録出願人】」とあるのは、商標法第21条第1項の規定により商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、「【更新登録申請人】」と、商標法第65条の3第3項の規定により防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をするときは、「【更新登録出願人】」と、商標法附則第3条第3項の規定により書換登録の申請をするときは、「【書換登録申請者】」と、「商標登録出願人」とあるのは、商標法第21条第1項の規定により商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、「更新登録申請人」と、商標法第65条の3第3項の規定により防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をするときは、「更新登録出願人」と、商標法附則第3条第3項の規定による書換登録の申請をするときは、「書換登録申請者」と、備考29中「記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する」とあるのは「記載する」と読み替えるものとする。

様式第13（第12条関係）

商 標 登 録 異 議 申 立 書

（令和 年 月 日）

特 許

印 紙

（ 円）

特許庁長官 殿

1 登録異議の申立てに係る商標登録の表示

商標登録番号

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

第 類

指定商品（指定役務）

2 商標登録異議申立人

（識別番号）

住所（居所）

（電話又はファクシミリの番号）

氏名（名称）

（国籍・地域）

3 代理人

（識別番号）

住所（居所）

（電話又はファクシミリの番号）

氏名（名称）

4 申立ての理由

5 証拠方法

6 書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾

7 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

1 特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「5 証拠方法」の欄の次に「6 予納台帳番号」の欄を設けて、予納台帳の番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、手数料の額を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「5 証拠方法」の欄の次に「6 振替番号」の欄を設けて、振替番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「商標登録異議申立人」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「（識別番号）」の欄を設けて識別番号を記載し、「5 証拠方法」の欄の次に「6 指定立替納付」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「5 証拠方法」の欄の次に「6 納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。

2 「登録異議の申立てに係る商標登録の表示」の欄の「商標登録番号」には、登録異議の申立てに係る商標登録が国際登録に基づく商標権である場合は、「国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように国際登録の番号を記載し、「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」に記載すべき商品及び役務の区分が2以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、1の商品及び役務の区分について、そのすべての指定商品又は指定役務について登録異議の申立てををするときは、当該商品及び役務の区分に続けて「全指定商品」又は「全指定役務」のように記載する。

第 類  
指定商品（指定役務）  
第 類  
指定商品（指定役務）

- 3 「（電話又はファクシミリの番号）」は、商標登録異議申立人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
- 4 「氏名（名称）」の欄は、法人又は法人でない社団等にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人等を表す文字を含まないものであるときは、「代表者」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあつては「〇〇国の法律に基づく法人」又は法人でない社団等にあつては「代表者（管理人）の定めのある社団（財団）」のように当該法人等の法的性質を記載する。
- 5 「（国籍・地域）」の欄は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が「住所（居所）」の欄に記載した国・地域と同一であるときは、「（国籍・地域）」の欄は設けるには及ばない。
- 6 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「代表者」の欄は不要とし、代理人によらないときは、「代理人」の欄は設けるには及ばない。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の欄の次に「代理関係の特記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。
- 7 登録異議の申立て前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、「登録異議の申立てに係る商標登録の表示」の欄に「証拠〇〇〇〇－〇〇〇〇関連商標登録異議事件」のように証拠保全申立事件の表示を記載する。
- 8 第22条第1項において準用する特許法施行規則第9条の3第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「添付書類又は添付物件の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載する。
- 9 第22条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「添付書類又は添付物件の目録」の欄に、当該証明書の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示を記載する。
- 10 「書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾」の欄には、特例法第10条第2項に規定された手続をする者の承諾をする場合には、その旨を記載する。また、承諾しない場合には、その旨及びその理由を記載する。
- 11 その他は、様式第1の備考1から3まで、7、8及び10から12までと同様とする。

様式第15（第14条関係）

|     |
|-----|
| 特 許 |
| 印 紙 |

審 判 請 求 書

（令和 年 月 日）

（ 円）

特許庁長官 殿

- 1 審判事件の表示
- 2 請求人  
(識別番号)  
住所（居所）  
(電話又はファクシミリの番号)  
氏名（名称）  
(国籍・地域)
- 3 代理人  
(識別番号)  
住所（居所）  
(電話又はファクシミリの番号)  
氏名（名称）
- 4 被請求人  
住所（居所）  
氏名（名称）
- 5 請求の趣旨
- 6 請求の理由
- 7 証拠方法
- 8 書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾
- 9 添付書類又は添付物件の目録

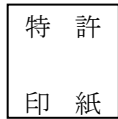
〔備考〕

- 1 「審判事件の表示」の欄には、「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号無効審判事件」、「国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号無効審判事件」、「商標法第何条の規定による商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号取消審判事件」、「商標法第何条の規定による国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号取消審判事件」のように記載する。
- 2 商標法第50条第1項、第51条第1項、第52条の2第1項、第53条第1項又は第53条の2第1項（同法第68条第4項において準用する場合を含む。）の審判を請求するときは、「請求の趣旨」の欄には「商標法第何条の規定により、登録第何号商標の登録を取り消すとの審決を求める」のように記載する。この場合において、商標法第50条第1項の規定により指定商品又は指定役務の一部について審判を請求するときは、商標登録番号に続けて、商品及び役務の区分並びに当該指定商品又は指定役務を、また、一の商品及び役務の区分について、そのすべての指定商品又は指定役務について審判を請求するときは、当該商品及び役務の区分に続けて「全指定商品」又は「全指定役務」のように記載する。
- 3 「証拠方法」の欄には、次に掲げる事項を記載するとともに、立証事項と証拠との関係を具体的に明示して記載する。
  - イ 証拠方法が証人であるときは、立証事項、証人の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間
  - ロ 証拠方法が鑑定人であるときは、立証事項、鑑定人の氏名、住所又は居所及び職業並びに鑑定事項
  - ハ 証拠方法が当事者であるときは、立証事項、その当事者の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間
  - ニ 証拠方法が文書であるときは、立証事項及びその文書に付すべき符号
  - ホ 証拠方法が検証物であるときは、立証事項、その検証物に付すべき符号及び検証物の表示
- 4 審判請求前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、「審判事件の表示」の欄に「証拠〇〇〇〇－〇〇〇

○関連審判事件」のように証拠保全申立事件の表示を記載する。

- 5 第22条第2項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る審判であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「7 証拠方法」の欄の次に「8 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○/○」のように記載する。
- 6 代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の次に「代理関係の特記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。
- 7 その他は、様式第1の備考1から3まで、7、8及び10から12まで並びに様式第13の備考1、3から5まで及び8から10までと同様とする。この場合において、様式第13の備考1中「商標登録異議申立人」の欄とあるのは「請求人」の欄と、「5 証拠方法」の欄の次に「6 予納台帳番号」とあるのは「7 証拠方法」の欄の次に「8 予納台帳番号」と、「5 証拠方法」の欄の次に「6 振替番号」とあるのは「7 証拠方法」の欄の次に「8 振替番号」と、「5 証拠方法」の欄の次に「6 指定立替納付」とあるのは「7 証拠方法」の欄の次に「8 指定立替納付」と読み替えるものとする。

手 続 補 正 書



（ 円）

（令和 年 月 日）

特許庁審判長 殿

- 1 事件の表示
- 2 補正をする者  
（識別番号）  
住所（居所）  
氏名（名称）
- 3 代理人  
（識別番号）  
住所（居所）  
氏名（名称）
- 4 補正対象書類名
- 5 補正対象項目名
- 6 補正の内容
- 7 添付書類の目録

〔備考〕

- 1 「事件の表示」の欄には、登録異議に係属中のものについては、「異議〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように登録異議の番号を、審判（商標法第44条第1項（同法第68条第4項において準用する場合を含む。）及び第45条第1項（同法第68条第4項において準用する場合を含む。）を除く。）に係属中のものについては、「無効〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては、「再審〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように再審の番号を記載する。ただし、異議及び審判の番号が通知されていないときは、「令和何年何月何日提出の異議申立書」のように記載する。
- 2 「補正対象書類名」の欄には、「審判請求書」、「登録異議申立書」のように補正をする書類名を記載する。
- 3 「補正対象項目名」の欄には、「請求人」、「被請求人」のように補正をする個所を記載する。
- 4 「補正の内容」の欄には、補正事項を明確に記載し、補正の内容が審判請求人、代表者、代理人若しくは商標登録異議申立人の氏名若しくは名称の補正を含む場合において、当該氏名若しくは名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
- 5 その他は、様式第1の備考1から3まで、7、8及び10から12まで並びに様式第13の備考1、3、6、8及び9と同様とする。この場合において、様式第13の備考1中「「商標登録異議申立人」の欄」とあるのは「「補正をする者」の欄」と、「「5 証拠方法」の欄の次に「6 予納台帳番号」とあるのは「「6 補正の内容」の欄の次に「7 予納台帳番号」と、「「5 証拠方法」の欄の次に「6 振替番号」とあるのは「「6 補正の内容」の欄の次に「7 振替番号」と、「「5 証拠方法」の欄の次に「6 指定立替納付」とあるのは「「6 補正の内容」の欄の次に「7 指定立替納付」と、備考6中「記載する」とあるのは「記載する（弁理士法施行令第7条第13号の補正をする場合を除く。）」と読み替えるものとする。

（特許登録令施行規則の一部改正）

第五条 特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後                                                                                                                                | 改正前                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（登録済みの通知）</p> <p>第六十条 登録を完了したときは、登録の原因を証明する書面に特許番号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の番号）、申請書の受付の年月日、受付番号、順位番号及び登録済み</p> | <p>（登録済みの通知）</p> <p>第六十条 登録を完了したときは、登録の原因を証明する書面に特許番号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の番号）、申請書の受付の年月日、受付番号、順位番号及び登録済み</p> |

---

の旨を記載し、特許庁の印を押して、申請人（申請人が登録権利者及び登録義務者であるときは、登録権利者。以下この項において同じ。）に返還しなければならない。ただし、申請書に登録の原因を証明する書面の添付がなかった場合又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して登録の申請がされた場合において、登録を完了したときは、申請人に登録の原因を証明する書面に記載すべき事項及び登録の目的を通知しなければならない。

2・3 「略」

---

の旨を記載し、特許庁の印を押して、申請人（申請人が登録権利者及び登録義務者であるときは、登録権利者。以下この項において同じ。）に返還しなければならない。ただし、申請書に登録の原因を証明する書面の添付がなかった場合において、登録を完了したときは、申請人に登録の原因を証明する書面に記載すべき事項及び登録の目的を通知しなければならない。

2・3 「略」

---

備考 表中の「」は注記である。

(商標登録令施行規則の一部改正)

第六条 商標登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

様式第六を次のように改める。

様式第六（第4条関係）

特許  
印紙

商標権分割登録申請書

（ 円）（令和 年 月 日）

特許庁長官 殿

- 1 商標登録番号
- 2 分割に係る指定商品又は指定役務並びに商品又は役務の区分  
第 類  
指定商品（指定役務）
- 3 登録の目的
- 4 申請人（商標権者）  
（識別番号）  
住所（居所）  
氏名（名称）  
（国籍・地域）
- 5 代理人  
（識別番号）  
住所（居所）  
氏名（名称）
- 6 添付書面の目録  
(1) 商標権分割証書 1 通  
(2) （ ）

〔備考〕

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2cmをとる。
- 3 文字は、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書く。
- 4 特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。）第40条第2項の規定により工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年法律第30号）第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「申請人（商標権者）」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「（識別番号）」の欄を設けて識別番号を記載し、「代理人」の欄の次に「予納台帳番号」の欄を設け、予納台帳の番号を記載し、「予納台帳番号」の欄の次に「納付金額」の欄を設け、手数料の額を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「申請人（商標権者）」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「（識別番号）」の欄を設けて識別番号を記載し、「代理人」の欄の次に「5 振替番号」の欄を設け、振替番号を記載し、「振替番号」の欄の次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「申請人（商標権者）」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「（識別番号）」の欄を設けて識別番号を記載し、「代理人」の欄の次に「指定立替納付」の欄を設け、「指定立替納付」の欄の次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成8年通商産業省令第64号）第5条の規定による納付書（以下「納付書」という。）によるときは、「代理人」の欄の次に歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）別

紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、特例法施行規則第41条の9第1項に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）によるときは、「代理人」の欄の次に「納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。

- 5 「指定商品又は指定役務」の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。また、2以上の商品（役務）を指定する場合には、それぞれの指定商品（指定役務）の区切りにコンマ（,）を付さなければならない。
- 6 「分割に係る指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」の欄に記載すべき商品及び役務の区分が2以上である場合は、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

第 類  
指定商品（指定役務）  
第 類  
指定商品（指定役務）
- 7 「登録の目的」の欄には、「本商標権の分割」と記載する。
- 8 「申請人（商標権者）」又は「代理人」の欄の住所の次に申請人（商標権者）又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
- 9 「住所（居所）」の欄は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。
- 10 「氏名（名称）」の欄は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。
- 11 「（国籍・地域）」の欄は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が「住所（居所）」の欄に記載した国・地域と同一であるときは、「（国籍・地域）」の欄は設けるには及ばない。
- 12 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「代表者」の欄は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。
- 13 「（令和 年 月 日）」には、なるべく提出する日を記載する。
- 14 商標法施行規則第22条第2項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「代理人」の欄の次に「国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○／○」のように記載する。
- 15 商標法施行規則第22条第1項において準用する特許法施行規則第9条の3第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「添付書面の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「添付書面の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載する。
- 16 商標登録令第10条において準用する特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「添付書面の目録」の欄に、当該書面の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る商標登録番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る商標登録番号、書類名及びその提出日を記載する。
- 17 「商標権分割証書」には、商標権者が記名し、印（本人確認できるものであること。）を押さなければならない。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正)

第七条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和五十三年通商産業省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後                                                                    | 改正前                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| <p>(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等</p> <p>)</p> <p>第五十条の三 [略]</p> <p>2ゝ4 [略]</p> | <p>(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等</p> <p>)</p> <p>第五十条の三 [略]</p> <p>2ゝ4 [略]</p> |

5 所定の配列表について法第六条の規定による命令に基づく補正、法第十一条の規定による補正及び第七十七条第一項の規定による訂正の請求（以下この項において「補正等」という。）をするときは、補正等後の配列表を記録した所定の磁気ディスクを様式第十五又は様式第十五の二により作成した手続補正書（第七十七条第一項の規定による訂正を請求する場合にあつては、様式第二十六又は様式第二十六の二により作成した訂正請求書）に添付して特許庁長官に提出しなければならない。

6 〳 10 「略」

11 第六項の規定による命令に基づく磁気ディスク

5 所定の配列表について法第六条の規定による命令に基づく補正、法第十一条の規定による補正及び第七十七条第一項の規定による訂正の請求（以下この項において「補正等」という。）をするときは、補正後の配列表を記録した所定の磁気ディスクを様式第十五又は様式第十五の二により作成した手続補正書（第七十七条第一項の規定による訂正を請求する場合にあつては、様式第二十六又は様式第二十六の二により作成した訂正請求書）に添付して特許庁長官に提出しなければならない。

6 〳 10 「略」

「新設」

---

クの提出をする者は、所定の配列表を特例法第二  
二条第一項に規定する電子計算機から入力する  
ことにより、同法第三条第一項に規定する特定  
手続とともに特許庁長官に提出することができ  
る。この場合においては、所定の磁気ディスク  
を提出することを要しない。

---

(国際出願等の規定の準用)

第七十条 「略」

2ゝ5 「略」

6 第五十条の三第五項から第八項まで及び第十  
一項の規定は、塩基配列又はアミノ酸配列を含  
む国際出願につき、特許庁長官が審査官に国際

(国際出願等の規定の準用)

第七十条 「略」

2ゝ5 「略」

6 第五十条の三第五項から第八項までの規定は  
、塩基配列又はアミノ酸配列を含む国際出願に  
つき、特許庁長官が審査官に国際予備審査報告

予備審査報告を作成させるときに準用する。

(手数料)

第八十二条 「略」

2 「略」

3 特例法第十四条から第十五条の三まで（これらの規定を同法第十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、第一項の規定により納付すべき手数料について準用する。

を作成させるときに準用する。

(手数料)

第八十二条 「略」

2 「略」

3 特例法第十五条の三（同法第十六条において準用する場合を含む。）の規定は、第一項の規定により納付すべき手数料について特例法第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用せず指定立替納付者による納付の申出をする場合（当該申出をする者が特許庁の窓口において手続に係る書面を提出することにより行う場合に限る。）に準用する。

---

4 前項において準用する特例法第十五条第一項

〔新設〕

の規定による手続に係る申出は、手続に係る書面に、予納台帳番号及び手数料の額を記載することによりしなければならない。

5 第三項において準用する特例法第十五条第二

〔新設〕

項の規定による手数料の返還の請求に際しての申出は、手続に係る書面に、返還に代えて予納額への加算を求める旨、予納台帳番号及び返還請求しようとする手数料の額を記載することによりしなければならない。

6 第三項において準用する特例法第十五条の二

〔新設〕

第一項の規定による納付の申出は、手続に係る書面に、振替番号及び納付しようとする手数料

の額を記載することによりしなければならない。  
い。

7| 第三項において準用する特例法第十五条の三  
第一項の規定による納付の申出は、手続に係る  
書面に、指定立替納付者による納付である旨及  
び納付しようとする手数料の額を記載すること  
によりしなければならない。

4| 前項において準用する特例法第十五条の三第  
一項の規定による納付の申出は、手続に係る書  
面に、指定立替納付者による納付である旨及び  
納付しようとする手数料の額を記載することに  
よりなければならない。

備考 表中の「」は注記である。

様式第十二、様式第十二の二、様式第十五、様式第十五の二、様式第十八の二、様式第十九、様式第十  
九の二、様式第二十の三、様式第二十の四、様式第二十二の二、様式第二十六、様式第二十六の二、様式  
第二十七の二及び様式第二十九の二を次のように改める。

様式第12（第24条、第29条の2、第29条の3、第29条の6、第29条の7及び第29条の8関係）

手 続 補 完 書  
特許庁長官 殿

1 国際出願の表示

2 出願人（代表者）

氏 名（名称）

（署名：\_\_\_\_\_）

あ て 名

国 籍

住 所

3 代 理 人

氏 名

（署名：\_\_\_\_\_）

あ て 名

4 補完命令の日付

・ ・

5 補 完 の 対 象

6 補 完 の 内 容

7 添付書類の目録

〔備考〕

- 1 法第4条第2項の規定による命令に基づき手続の補完をするときは表題を「手続補完書（法第4条第2項の規定による命令に基づく手続の補完）」とし、第29条の2第1項の規定による命令に基づき明細書等の引用補充をするときは表題を「手続補充書（第29条の2第1項の規定による命令に基づく明細書等の引用補充）」とし、第29条の3の規定により明細書等の引用補充をするときは表題を「手続補充書（第29条の3の規定による明細書等の引用補充）」とし、第29条の6第1項の規定による命令に基づき欠落部分の補充をするときは表題を「手続補充書（第29条の6第1項の規定による命令に基づく欠落部分の補充）」とし、同項の規定による命令に基づき適当な明細書等の補充をするときは表題を「手続補充書（第29条の6第1項の規定による命令に基づく適当な明細書等の補充）」とし、第29条の7の規定により欠落部分の補充をするときは表題を「手続補充書（第29条の7の規定による欠落部分の補充）」とし、同条の規定により適当な明細書等の補充をするときは表題を「手続補充書（第29条の7の規定による適当な明細書等の補充）」とし、法第17条の規定により手続の補完をするときは表題を「手続補完書（法第17条の規定による手続の補完）」とし、令第1条第1項の規定による命令に基づき手続の補完をするときは「手続補完書（令第1条第1項の規定による命令に基づく手続の補完）」とする。
- 2 第29条の2第1項の規定による命令に基づき明細書等の引用補充をするとき、第29条の6第1項の規定による命令に基づき欠落部分の補充をするとき又は同項の規定による命令に基づき適当な明細書等の補充をするときは「補完命令の日付」の欄を「補充命令の日付」とする。
- 3 「補完の対象」の欄には、「願書のⅡ．出願人の欄」のように補完をする書類名と補完をする箇所を記載する。また、第29条の2第1項の規定による命令に基づき又は第29条の3の規定により明細書等の引用補充をするときは「補完の対象」の欄を「補充の対象」とし、「明細書及び請求の範囲」のように補充する書類名を記載する。第29条の6第1項の規定による命令に基づき又は第29条の7の規定により欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充をするときは「補完の対象」の欄を「補充の対象」とし、「請求の範囲・請求項3」のように補充する書類名及び箇所を記載する。
- 4 「補完の内容」の欄には、補完事項を明確に記載する。第29条の2第1項の規定による命令に基づき及び第29条の3の規定により明細書等の引用補充をするときはこの欄は設けるには及ばない。第29条の8第1項の規定により欠落部分が記載されている箇所の記載をするときは「補完の内容」の欄を「欠落部分の記載箇所の表示」とし、優先権の主張の基礎となる出願において当該欠落部分が記載されている箇所の説明を記載する。同項の規定により適当な明細書等が記載されている箇所の記載をするときは「補完の内容」の欄を「適当な明細書等の記載箇所の表示」とし、優先権の主張の基礎となる出願において当該適当な明細書等が記載されている箇所の説明を記載する。
- 5 補完事項を別紙を用いて表示するときは、「補完の内容」の欄には「別紙のとおり」と記載し、補完事項を記

載した用紙を別紙として添付する。

- 6 第50条の3第1項に規定する所定の配列表を記録した磁気ディスクを添付して提出するとき又は同条第10項の規定により所定の配列表を提出するときは、「補完の内容」又は「補充の内容」の欄に「別添のとおり」と記載するとともに補完事項を指摘する。
- 7 同時に2以上の手続補完書を提出するときは、その手続補完書に、「手続補完書(1)」、「手続補完書(2)」のように番号をつけて区別し、同時に2以上の手続補充書を提出するときは、その手続補充書に、「手続補充書(1)」、「手続補充書(2)」のように番号をつけて区別する。
- 8 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第11の7の備考3と同様とする。

様式第12の2（第24条、第29条の2、第29条の3、第29条の6、第29条の7及び第29条の8関係）

CORRECTION

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

Name : Signature\_\_\_\_\_

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent

Name : Signature\_\_\_\_\_

Address :

4 Date of Invitation

5 Item to be Corrected

6 Subject Matter of Correction

7 List of Attached Documents

〔備考〕

- 1 「Item to be Corrected」の欄には「Box No. II APPLICANT of the Request」のように補完をする書類名と補完をする箇所を記載する。また、第29条の2第1項の規定による命令に基づき又は第29条の3の規定により明細書等の引用補充をするときは「DESCRIPTION and CLAIMS」のように補充する書類名を記載する。第29条の6第1項の規定による命令に基づき又は第29条の7の規定により欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充をするときは「Claim 3 of the CLAIMS」のように補充する書類名及び箇所を記載する。
- 2 「Subject Matter of Correction」の欄には、補完事項を明確に記載する。第29条の2第1項の規定による命令に基づき及び第29条の3の規定により明細書等の引用補充をするときはこの欄は設けるには及ばない。第29条の8第1項の規定により欠落部分が記載されている箇所の記載をするときは「Subject Matter of Correction」の欄を「Indication as to where the missing part is contained in the earlier application」とし、優先権の主張の基礎となる出願において当該欠落部分が記載されている箇所の説明を記載する。同項の規定により適当な明細書等が記載されている箇所の記載をするときは「Subject Matter of Correction」の欄を「Indication as to where the correct part is contained in the earlier application」とし、優先権の主張の基礎となる出願において当該適当な明細書等が記載されている箇所の説明を記載する。
- 3 第50条の3第1項に規定する所定の配列表を記録した磁気ディスクを添付して提出するとき又は同条第10項の規定により所定の配列表を提出するときは「Subject Matter of Correction」の欄に「As per the attached」のように記載するとともに、補完又は補充事項を指摘する。
- 4 補完事項を別紙を用いて表示するときは、「Subject Matter of Correction」の欄には「As per the attached sheets」と記載し、補完事項を記載した用紙を別紙として添付する。
- 5 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第11の7の備考3並びに様式第12の備考4及び7と同様とする。

様式第15（第27条の3、第28条、第31条及び第50条の3関係）

手 続 補 正 書

特許庁長官  
(特許庁審査官 殿)

- 1 国際出願の表示
- 2 出願人（代表者）

氏 名（名称） (署名：\_\_\_\_\_)

あ て 名  
国 籍  
住 所

- 3 代 理 人

氏 名 (署名：\_\_\_\_\_)

あ て 名

- 4 補正命令の日付 . .
- 5 補 正 の 対 象
- 6 補 正 の 内 容
- 7 添付書類の目録

〔備考〕

- 1 法第6条の規定による命令に基づき補正をするときは表題を「手続補正書（法第6条の規定による命令に基づく補正）」とし、法第11条の規定により補正をするときは「手続補正書（法第11条の規定による補正）」とし、令第1条第2項の規定による命令に基づく手続の補正（法第18条第2項（同項の表3の項に掲げる部分に限る。）の規定により納付すべき手数料の納付の補正を除く。）をするときは「手続補正書（国際予備審査請求書に係る補正）」とし、第27条の3第1項の規定により補正をするときは「手続補正書（第27条の3第1項の規定による補正）」とし、第28条第1項の規定による命令に基づき補正をするときは「手続補正書（第28条第1項の規定による命令に基づく補正）」とし、第50条の3第5項の規定により磁気ディスクを提出するとき又は同条第10項の規定により所定の配列表を提出するときは、「第50条の3第5項の規定による配列表の提出書」とし、第50条の3第6項の規定による命令に基づき磁気ディスクを提出するとき又は同条第11項の規定により所定の配列表を提出するときは、「第50条の3第6項の規定による命令に基づく配列表の提出書」とする。
- 2 提出先は、特許庁審査官が答弁書の提出又は補正の機会を付与した場合にあつては当該特許庁審査官、その他の場合にあつては特許庁長官とする。
- 3 「補正の対象」の欄には、「願書のⅡ. 出願人の欄」のように補正をする書類名と補正をする箇所を記載する。
- 4 「補正の内容」の欄には、「別紙のとおり」と記載するとともに補正事項を指摘し、補正のための差替え用紙を別紙として添付する。ただし、法第11条の規定により明細書、請求の範囲又は図面について補正する場合にあつては、国際出願の出願時における明細書、請求の範囲又は図面における記載のうち、当該補正のための根拠を「補正の内容」の欄に記載するとともに、請求の範囲を補正する場合にあつては、補正後の請求の範囲の全文を記載したものを差替え用紙として添付しなければならない。また、法第11条の規定による補正（請求の範囲について補正する場合を除く。）のための差替え用紙を添付する場合において、その補正に係る事項が一部の箇所の削除若しくは追加又は軽微な訂正であるときは、用紙に記載した文字の明瞭さ及び用紙の直接複製に影響を及ぼさないことを条件として、先に提出した書類の写しにその補正に係る事項を記載することにより、差替え用紙とすることができる。なお、補正の結果、用紙の全体が削除されることとなる場合、法第6条、令第1条第2項若しくは第28条第1項に基づく手続の補正の場合又は第27条の3第1項の規定による手続の補正の場合であつて、その補正に係る事項についての記録原本への書き換えが容易にできるときは差替え用紙によることを要しない。また、第50条の3第5項の規定により法第6条の規定による命令に基づく補正後の配列表又は法第11条の規定による補正後の配列表を記録した磁気ディスクを添付して提出するとき、若しくは同条第10項の規定により所定の配列表を提出するときは、「補正の内容」の欄に「別添のとおり」と記載するとともに補正事項を指摘し、差替え用紙の添付は不要とする。
- 5 請求の範囲について補正をするときは、当該補正に係る請求の範囲を次のように記載した差替え用紙を添付す

る。

イ 新たに請求の範囲を追加するときは、その追加する請求の範囲に補正前の請求の範囲の最後のものに付した番号の次の番号を「○（追加）」のように記載する。

ロ いずれかの請求の範囲を削除するときは、その削除する請求の範囲に付されている番号を「○（削除）」のように記載する。

ハ 請求の範囲の数を増減せずに補正するときは、その補正された請求の範囲に補正前の請求の範囲の番号と同一の番号を「○（補正後）」のように記載する。

6 第50条の3第6項の規定による命令に基づき磁気ディスクを提出するとき又は同条第11項の規定により所定の配列表を提出するときは、次の要領で記載する。

イ 「7 添付書類の目録」の欄に次のように記載する。

|           |          |     |
|-----------|----------|-----|
| 7 添付書類の目録 | 1 所定の配列表 | 1   |
|           | 2 陳述書    | 1 通 |

ロ 「陳述書」は、原則として次の文例により作成する。「国際出願の表示」の項目は、様式第1備考8に従って記載する。

（文例）

#### 陳述書

特許庁長官 殿

本書とともに提出する塩基配列又はアミノ酸配列は、国際出願の出願時における明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲を超えていないことを陳述します。

令和 年 月 日

国際出願の表示

発明の名称

特許出願人・代理人

（署名：\_\_\_\_\_）

ハ 「5 補正の対象」及び「6 補正の内容」の欄は設けない。

7 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第11の7の備考3と同様とする。

様式第15の2 (第27条の3、第28条、第31条及び第50条の3関係)

CORRECTION (AMENDMENT)

To : Commissioner of the Patent Office

(To : Examiner of the Patent Office)

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

Name :

Signature\_\_\_\_\_

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent

Name :

Signature\_\_\_\_\_

Address :

4 Date of Invitation

5 Item to be Corrected (Amended)

6 Subject Matter of Correction (Amendment)

7 List of Attached Documents

[備考]

- 1 法第6条の規定による命令に基づく補正、令第1条第2項の規定による命令に基づく手続の補正(法第18条第2項(同項の表3の項に掲げる部分に限る。))の規定により納付すべき手数料の納付の補正を除く。)又は第28条第1項の規定による命令に基づく補正をするときは、表題を「CORRECTION」とし、法第11条又は第27条の3第1項の規定により補正をするときは、表題を「AMENDMENT」とし、第50条の3第5項の規定により磁気ディスクを提出するとき、第50条の3第6項の規定による命令に基づき磁気ディスクを提出するとき又は同条第10項若しくは第11項の規定により所定の配列表を提出するときは、「SUBMISSION OF THE SEQUENCE LISTING」とする。
- 2 「Subject Matter of Correction (Amendment)」の欄には、「As per the attached sheets」のように記載するとともに補正事項を指摘し、補正のための差替え用紙を別紙として添付する。ただし、法第11条の規定により明細書、請求の範囲又は図面について補正する場合にあつては、国際出願の出願時における明細書、請求の範囲又は図面における記載のうち、当該補正のための根拠を「Subject Matter of Correction (Amendment)」の欄に記載するとともに、請求の範囲を補正する場合にあつては、補正後の請求の範囲の全文を記載したものを差替え用紙として添付しなければならない。また、法第11条の規定による補正(請求の範囲について補正する場合を除く。)のための差替え用紙を添付する場合において、その補正に係る事項が一部の箇所の削除若しくは追加又は軽微な訂正であるときは、用紙に記載した文字の明瞭さ及び用紙の直接複製に影響を及ぼさないことを条件として、先に提出した書類の写しにその補正に係る事項を記載することにより、差替え用紙とすることができる。なお、補正の結果、用紙の全体が削除されることとなる場合、法第6条、令第1条第2項若しくは第28条第1項の規定による命令に基づく手続の補正の場合又は第27条の3第1項の規定による手続の補正の場合であつて、その補正に係る事項についての記録原本への書き換えが容易にできるときは差替え用紙によることを要しない。また、第50条の3第5項の規定により法第6条の規定による命令に基づく補正後の配列表又は法第11条の規定による補正後の明細書に記載した配列表を提出するときは、「Subject Matter of Correction (Amendment)」の欄に「As per the attached」のように記載するとともに補正事項を指摘し、差替え用紙の添付は不要とする。
- 3 請求の範囲について補正をするときは、当該補正に係る請求の範囲を次のように記載した差替え用紙を添付する。
  - イ 新たに請求の範囲を追加するときは、その追加する請求の範囲に補正前の請求の範囲の最後のものに付した番号の次の番号を「○(New)」のように記載する。
  - ロ いずれかの請求の範囲を削除するときは、その削除する請求の範囲に付されている番号を「○(Cancelled)」のように記載する。
  - ハ 請求の範囲の数を増減せずに補正するときは、その補正された請求の範囲に補正前の請求の範囲の番号と同一の番号を「○(Amended)」のように記載する。
- 4 第50条の3第6項の規定による命令に基づき磁気ディスク又は同条第11項の規定により所定の配列表を提出す

イ 「List of Attached Documents」 の欄に次のように記載する。

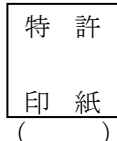
(文例)

Applicant (Agent): \_\_\_\_\_ Signature \_\_\_\_\_

ハ 「Item to be Corrected (Amended)」 及び 「Subject Matter of Correction (Amendment)」 の欄は設けない。

145

様式第18の2 (第43条関係)



PAYMENT OF ADDITIONAL FEE FOR INTERNATIONAL SEARCH

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

(Identification Number) :

Name :

Signature \_\_\_\_\_

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent

(Identification Number) :

Name :

Signature \_\_\_\_\_

Address :

4 Date of Invitation

5 Number of Additional Inventions

6 Designated Amount of the Additional Fee

Yen

7 Amount of the Additional Fee

Yen

8 List of Attached Documents

〔備考〕

- 1 手数料を特許印紙により納付するときは、その金額の特許印紙をこの書類の左上部にはり、その下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「Amount of the Additional Fee」の欄の次に「Mode of Payment」の欄を設けて、「Current Account」と記載し、その横に予納台帳の番号を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「Amount of the Additional Fee」の次に「Mode of Payment」の欄を設けて、「Kouza-Furikae」と記載し、その横に振替番号を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「Applicant (Common Representative)」の欄（代理人が手続を行う場合は「Agent」の欄）に「(Identification Number)」の欄を設けて識別番号を記載し、「Amount of the Additional Fee」の欄の次に「Mode of Payment」の欄を設けて、「Credit Card Payment」と記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「(Identification Number)」の欄は設けるには及ばない。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「Amount of the Additional Fee」の欄の次に「Mode of Payment」の欄を設けて、「Denshi-Genkin-Noufu」と記載し、その横に納付番号を記載する。
- 2 「Designated Amount of the Additional Fee」の欄には、手数料の追加の納付を求められた金額を記載する。
- 3 「Amount of the Additional Fee」の欄には、納付する手数料の額を記載する。
- 4 第83条第4項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「List of Attached Documents」の欄の上に「other」の欄を設けて、「○／○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載する。
- 5 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3並びに様式第11の7の備考3と同様とする。

様式第19（第44条関係）

【書類名】 陳述書

【あて先】 特許庁長官 殿

【国際出願の表示】

【国際出願番号】

【追加手数料異議申立人】

（【識別番号】）

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

【代理人】

（【識別番号】）

【弁理士】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【追加納付の命令に係る発明の数】

【追加納付の額】

【追加手数料異議の申立ての趣旨】

【追加手数料異議の申立ての理由】

〔備考〕

- 1 「【追加手数料異議の申立ての趣旨】」の欄には、「追加納付に係る手数料何円の返還を求める。」のように記載する。
- 2 その他は、様式第1の備考1から5まで、20及び21並びに様式第3の備考1から3まで、5から11まで、13及び15から20までと同様とする。この場合において、様式第3の備考13中「【出願人】」とあるのは、「【追加手数料異議申立人】」と読み替えるものとする。

様式第19の2 (第44条関係)

STATEMENT

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

Name :

Signature\_\_\_\_\_

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent

Name :

Signature\_\_\_\_\_

Address :

4 Number of Additional Inventions

5 Amount of Additional Fee

Yen

6 Purport of Protest

7 Reason for Protest

[備考]

1 「Purport of Protest」の欄には、「I/We request that○○Yen paid for the additional fee be refunded.」のように記載する。

2 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1並びに様式第2の4の備考2及び3と同様とする。

様式第20の3（第49条の2関係）

文献の写しの請求書

特 許

印 紙

( )

特許庁長官 殿

1 国際出願の表示

2 出願人（代表者）

（識別番号）

氏 名（名称）

（署名：\_\_\_\_\_）

あ て 名

国 籍

住 所

3 代理人

（識別番号）

氏 名

（署名：\_\_\_\_\_）

あ て 名

4 請求に係る文献名

5 請 求 の 理 由

6 添付書類の目録

〔備考〕

- 1 手数料を特許印紙により納付するときは、その金額の特許印紙をこの書類の左上部にはり、その下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「請求の理由」の欄の次に「予納台帳番号」の欄を設けて、予納台帳の番号を記載し、「予納台帳番号」の欄の次に「納付金額」の欄を設けて、手数料の額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「請求の理由」の欄の次に「振替番号」の欄を設けて、振替番号を記載し、「振替番号」の欄の次に「納付金額」の欄を設けて、納付すべき手数料の額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「出願人（代表者）」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「（識別番号）」の欄を設けて、識別番号を記載し、「請求の理由」の欄の次に「支払方法」の欄を設けて、「指定立替納付」と記載し、「支払方法」の欄の次に「納付金額」の欄を設けて、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「請求の理由」の欄の次に「納付番号」の欄を設けて、納付番号を記載し、「納付番号」の欄の次に「納付金額」の欄を設けて、納付した手数料の額を記載する。
- 2 第83条第2項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「添付書類の目録」の欄の上に「その他」の欄を設けて、「○／○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載する。
- 3 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21並びに様式第2の3の備考1、3及び4と同様とする。

様式第20の4 (第49条の2 関係)

REQUEST FOR COPIES OF DOCUMENTS CITED IN INTERNATIONAL SEARCH REPORT

特 許

印 紙

( )

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

(Identification Number) :

Name :

Signature\_\_\_\_\_

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent

(Identification Number) :

Name :

Signature\_\_\_\_\_

Address :

4 Name of the Document

5 Reason of the Request

6 List of Attached Documents

[備考]

1 国際予備審査報告に記載された文献の写しを請求する場合にあつては、表題を「REQUEST FOR COPIES OF DOCUMENTS CITED IN INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION REPORT」とする。

2 手数料を特許印紙により納付するときは、その金額の特許印紙をこの書類の左上部にはり、その下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「Reason of the Request」の欄の次に「Mode of Payment」の欄を設けて、「Current Account」と記載し、その横に予納台帳の番号を記載し、「Mode of Payment」の欄の次に「Amount of the Fee」の欄を設けて、手数料の額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「Reason of the Request」の欄の次に「Mode of Payment」の欄を設けて、「Kouza-Furikae」と記載し、その横に振替番号を記載し、「Mode of Payment」の欄の次に「Amount of the Fee」の欄を設けて、納付すべき手数料の額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「Applicant (Common Representative)」の欄(代理人が手続を行う場合は「Agent」の欄)に「(Identification number)」の欄を設けて、識別番号を記載し、「Reason of the Request」の欄の次に「Mode of Payment」の欄を設けて、「Credit Card Payment」と記載し、「Mode of Payment」の欄の次に「Amount of the Fee」の欄を設けて、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「(Identification number)」の欄は設けるには及ばない。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「Reason of the Request」の欄の次に「Mode of Payment」の欄を設けて、「Denshi-Genkin-Noufu」と記載し、その横に納付番号を記載し、「Mode of Payment」の欄の次に「Amount of the Fee」の欄を設けて、納付した手数料の額を記載する。

3 第83条第2項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「List of Attached Documents」の欄の上に「other」の欄を設けて、「○/○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載する。

4 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、

様式第2の3の備考1、並びに様式第2の4の備考2及び3と同様とする。

様式第22の2 (第59条関係)



PAYMENT OF ADDITIONAL FEE FOR INTERNATIONAL  
PRELIMINARY EXAMINATION

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

(Identification Number) :

Name :

Signature \_\_\_\_\_

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent

(Identification Number) :

Name :

Signature \_\_\_\_\_

Address :

4 Date of Invitation

5 Number of Additional Inventions

6 Claim to be Restricted

7 Designated Amount of the Additional Fee Yen

8 Amount of the Additional Fee Yen

9 List of Attached Documents

[備考]

1 国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮するときは表題を「RESTRICTION OF CLAIM」とし、国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、かつ、手数料を追加して納付するときは、表題を「RESTRICTION OF CLAIM AND PAYMENT OF ADDITIONAL FEE」とする。

2 「Claim to be Restricted」の欄には、国際予備審査を受けようとする請求の範囲のうち、減縮する請求の範囲を「Claim(s) Number ○」のように特定して記載する。ただし、請求の範囲を減縮しないときは、欄を設けるには及ばない。

3 第83条第5項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「List of Attached Documents」の欄の上に「other」の欄を設けて、「○／○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載する。

4 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第11の7の備考3並びに様式第18の2の備考1から3までと同様とする。

様式第26（第77条関係）

明らかな誤りの訂正請求書

特許庁長官

殿

1 国際出願の表示

2 出願人（代表者）

氏名（名称）

（署名：\_\_\_\_\_）

あ て 名

国 籍

住 所

3 代 理 人

氏 名

（署名：\_\_\_\_\_）

あ て 名

4 訂 正 の 対 象

5 訂 正 の 内 容

〔備考〕

- 1 「訂正の対象」の欄には、「願書のⅡ．出願人の欄」のように訂正をする書類名と訂正をする箇所を記載する。
- 2 「訂正の内容」の欄には、「別紙のとおり」と記載するとともに訂正事項を指摘し、訂正のための差替え用紙を別紙として添付する。ただし、その訂正に係る事項についての記録原本及び訂正の対象とする書類への書き換えが容易にできるときは差替え用紙によることを要しない。また、第50条の3第5項の規定により第77条第1項の規定による訂正後の配列表を記録した磁気ディスクを添付して提出するとき又は同条第10項の規定に基づき所定の配列表を提出するときは、「訂正の内容」の欄に「別添のとおり」と記載するとともに訂正事項を指摘し、差替え用紙の添付は不要とする。
- 3 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21並びに様式第2の3の備考1、3及び4と同様とする。

様式第26の2 (第77条関係)

REQUEST FOR RECTIFICATION OF OBVIOUS MISTAKE

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

Name : Signature\_\_\_\_\_

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent

Name : Signature\_\_\_\_\_

Address :

4 Item to be Rectified

5 Subject Matter of Rectification

〔備考〕

- 1 「Item to be Rectified」の欄には、「Box No. II APPLICANT of the Request」のように訂正をする書類名と訂正をする箇所を記載する。
- 2 「Subject Matter of Rectification」の欄には、「As per the attached sheets」と記載するとともに訂正事項を指摘し、訂正のための差替え用紙を別紙として添付する。ただし、その訂正に係る事項についての記録原本及び訂正の対象とする書類への書き換えが容易にできる場合は差替え用紙によることを要しない。また、第50条の3第5項の規定により第77条第1項の規定による訂正後の配列表を記録した磁気ディスクを添付して提出するとき又は同条第10項の規定に基づき所定の配列表を提出するときは、「Subject Matter of Rectification」の欄には「As per the attached」のように記載するとともに、訂正事項を指摘し、差替え用紙の添付は不要とする。
- 3 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1並びに様式第2の4の備考2及び3と同様とする。

様式第27の2 (第78条関係)

特 許

印 紙

PAYMENT OF FEES FOR INTERNATIONAL APPLICATION

( )

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

(Identification Number) :

Name :

Signature \_\_\_\_\_

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent

(Identification Number) :

Name :

Signature \_\_\_\_\_

Address :

4 Kind of Fee and Amount

5 List of Attached Documents

[備考]

1 国際予備審査の請求をする者が納付するときは表題「PAYMENT OF FEES FOR INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION」とする。

2 「Kind of Fee and Amount」の欄には「Transmittal Fee」、「International Filing Fee」、「Search Fee」、「Preliminary Examination Fee」、「Handling Fee」のように納付する手数料の種類を記載し、その横に納付する手数料の額を記載する。

3 第83条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「List of Attached Documents」の欄の上に「other」の欄を設けて、「○/○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載する。

4 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3並びに様式第18の2の備考1と同様とする。この場合において、様式第18の2の備考1中「Amount of the Additional Fee」とあるのは「Kind of Fee and Amount」と読み替えるものとする。

様式第29の2 (第31条の2 関係)

CORRECTION OF FEES

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

(Identification Number) :

Name :

Signature\_\_\_\_\_

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent

(Identification Number) :

Name :

Signature\_\_\_\_\_

Address :

4 Date of Invitation

5 Kind of Fee and Amount

6 List of Attached Documents

(1) (patent revenue stamps (receipt of revenue) ; 1 copy)

[備考]

1 令第1条第2項の規定による命令に基づく手続の補正(法第18条第2項(同項の表3の項に掲げる部分に限る。)の規定により納付すべき手数料の納付の補正に限る。)をするときは、表題を「CORRECTION」とする。

2 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第11の7の備考3、様式第18の2の備考1並びに様式第27の2の備考2と同様とする。この場合において、様式第18の2の備考1中「Amount of the Additional Fee」とあるのは「Kind of Fee and Amount」と読み替えるものとする。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第八条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後                                                           | 改正前                                                           |
|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 電子情報処理組織による手続等（第九</p> | <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 電子情報処理組織による手続等（第九</p> |

---

条―第三十五条)

第三章 予納による納付、口座振替による納付

及び指定立替納付者による納付(第三

十六条―第四十一条の七)

第三章の二 電子情報処理組織による納付手続

(第四十一条の八―第四十一条の

十)

第四章 登録情報処理機関等

第一節 登録情報処理機関(第四十二条―第

五十四条の二)

第二節 登録調査機関(第五十五条―第六十

条)

第三節 特定登録調査機関(第六十条の二―

---

条―第三十五条)

第三章 予納による納付、口座振替による納付

及び指定立替納付者による納付(第三

十六条―第四十一条の七)

第三章の二 電子情報処理組織による納付手続

(第四十一条の八―第四十一条の

十)

第四章 登録情報処理機関等

第一節 登録情報処理機関(第四十二条―第

五十四条)

第二節 登録調査機関(第五十五条―第六十

条)

第三節 特定登録調査機関(第六十条の二―

---

第六十条の十)

第五章 雑則(第六十一条・第六十二条)

附則

(識別番号の付与)

第三条 [略]

2 [略]

3 特許庁長官は、次の各号に掲げる手続(別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る手続(平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。))をした者(第一号から第八号まで及び第十四号に掲げ

第六十条の十)

第五章 雑則(第六十一条・第六十二条)

附則

(識別番号の付与)

第三条 [略]

2 [略]

3 特許庁長官は、次の各号に掲げる手続(別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る手続(平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。))をした者(第一号から第八号まで及び第十四号に掲げ

---

る手続をした者の代理人を含む。）、第六条第一項の包括委任状に係る代理人、第四十一条第一項の規定による届出に係る代理人、特許法施行規則第九条の二（実用新案法施行規則第二十条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による選任の届出に係る代理人（第一号から第五号まで、第七号及び第八号に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続を除く。）をした者の代理人に限る。次条において同じ。）、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第

---

る手続をした者の代理人を含む。）、第六条第一項の包括委任状に係る代理人、第四十一条第一項の規定による届出に係る代理人、特許法施行規則第九条の二（実用新案法施行規則第二十条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による選任の届出に係る代理人（第一号から第五号まで、第七号及び第八号に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続を除く。）をした者の代理人に限る。次条において同じ。）、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第

---

---

四条第四項の規定による公表に係る承認事業者及び同法第十一条第三項の規定による通知に係る認定事業者に識別番号を付与し、これを通知するものとする。ただし、既に識別番号の付与を受けている者については、この限りでない。

一〇十一 「略」

十二 第十五条第一項の規定による電子証明書の届出

十三〇十五 「略」

(包括委任状)

第六条 特定手続（第十条第五号、第五号の二、

第四十三号（特許協力条約に基づく国際出願等

---

四条第四項の規定による公表に係る承認事業者及び同法第十一条第三項の規定による通知に係る認定事業者に識別番号を付与し、これを通知するものとする。ただし、既に識別番号の付与を受けている者については、この限りでない。

一〇十一 「略」

十二 第十五条第一項の規定による電子計算機の届出

十三〇十五 「略」

(包括委任状)

第六条 特定手続（第十条第五号、第五号の二、

第四十三号（特許協力条約に基づく国際出願等

---

に関する法律（昭和五十三年法律第三十号。以下「国際出願法」という。）第八条第四項、第十二条第三項又は第十八条第一項若しくは第二項の手数料（以下「国際出願等に係る手数料」という。）を納付する場合に限る。）、第四十八号及び第五十四号から第五十九号まで並びに別表第一の二に掲げる手続を除く。）、特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）若しくは特許法第百三十三条第一項若しくは第二

に関する法律（昭和五十三年法律第三十号。以下「国際出願法」という。）第八条第四項、第十二条第三項又は第十八条第一項若しくは第二項の手数料（以下「国際出願等に係る手数料」という。）を納付する場合に限る。）、第四十八号及び第五十四号から第五十九号までに掲げる手続を除く。）、特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）若しくは特許法第百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を

---

項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四

---

意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四

---

---

十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第六十一号に掲げる手続の補正若しくはこれらの補正の補正（第十条第五十二号に掲げるものを除く。）又は第十九条第一項の規定による物件の提出をする際の特許法施行規則第四条の三（前条第二項、実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）若しくは前条第一項の規定による証明については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面（以下「包括委任状」という。）を援用してすることができる。

---

十九号から第五十一号まで及び第六十一号に掲げる手続の補正若しくはこれらの補正の補正（第十条第五十二号に掲げるものを除く。）又は第十九条第一項の規定による物件の提出をする際の特許法施行規則第四条の三（前条第二項、実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）若しくは前条第一項の規定による証明については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面（以下「包括委任状」という。）を援用してすることができる。

---

(特定手続の指定)

第十条 法第三条第一項の経済産業省令で定める  
手続は、次に掲げる手続（別表第一の第二欄に  
掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲  
げる手続並びに在外者が特許管理人によらない  
でする手続を除く。）及び別表第一の二に掲げ  
る手続（防衛目的のためにする特許権及び技術  
上の知識の交流を容易にするための日本国政府  
とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第  
三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新  
案登録出願に係る手続並びに在外者が特許管理

(特定手続の指定)

第十条 法第三条第一項の経済産業省令で定める  
手続は、次に掲げる手続（別表第一の第二欄に  
掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲  
げる手続並びに在外者が特許管理人によらない  
でする手続を除く。以下「特定手続」という。  
）とする。

人によらないでする手続を除く。）」（以下これを「特定手続」という。）とする。

一 特許出願（特許法第三十八条の三第一項の規定による先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願（以下「先願参照出願」という。）を除く。第十一号及び第十二号において同じ。）

二〇五 「略」

五の二 国際出願等に係る手続であつて、次に掲げるもの（イからヌまでに掲げるものにあつては、国際出願法第三条第一項の規定による経済産業省令で定める外国語による国際出願に係る手続を除く。）

一 特許出願（特許法第三十八条の三第一項の規定による先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願を除く。）

二〇五 「略」

五の二 国際出願等に係る手続であつて、次に掲げるもの（イからヌまでに掲げるものにあつては、国際出願法第三条第一項の規定による経済産業省令で定める外国語による国際出願に係る手続を除く。）

---

イクト 「略」

チ 国際出願法施行規則第十条の規定による  
名義変更の届出

リョヲ 「略」

六・七 「略」

八 特許法第三十条第三項（実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による特許法第三十条第二項（実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出（先願参照出願に係るものを除く。）

---

イクト 「略」

チ 国際出願法施行規則第十条の規定による  
名義変更の届出（譲渡証書その他の書面の提出が求められている場合を除く。）

リョヲ 「略」

六・七 「略」

八 特許法第三十条第三項（実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による特許法第三十条第二項（実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出

---

九〇三十二 「略」

三十三 特許法第百八十四条の八第一項（実用新案法第四十八条の十五第一項において準用する場合を含む。）の規定による補正書の写し（特許法施行規則第三十八条の十三の二第五項（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により磁気ディスクを添付して提出するもの及び特許法施行規則第三十八条の十三の二第十四項前段（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により提出するものを除く。）又は補正書の翻訳文の提出

九〇三十二 「略」

三十三 特許法第百八十四条の八第一項（実用新案法第四十八条の十五第一項において準用する場合を含む。）の規定による補正書の写し（特許法施行規則第三十八条の十三の二第五項（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により磁気ディスクを添付して提出するものを除く。）又は補正書の翻訳文の提出

三十四～四十二 「略」

四十三 法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による手続に係る申出（別表第一の二の一、四から十二まで、十五、十七、二十四、三十二、三十三、三十九から四十一まで、四十六、四十七、五十一、五十六から六十まで、六十二、六十三、八十五、八十六、八十九、九十、九十二、百及び百十五（商標登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十六号）第四条第一項に規定する申請書を提出する場合に限る。）の項に掲げる手続に際しての申出を除くものとし、国際出願等に係る手続にあつて

三十四～四十二 「略」

四十三 法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による手続に係る申出（国際出願等に係る手続にあつては第五号及び第五号の二（イ、ロ、ホ及びヌに掲げる手続に係るものに限る。）に掲げる手続に際しての申出に限る。）、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等又は手数料の納付の申出（国際出願等に係る手数料にあつては第五号及び第五号の二（イ、ロ、ホ及びヌに掲げる手続に係るものに限る。）に掲

---

は第五号及び第五号の二（イ、ロ、ホ及びヌに掲げる手続に係るものに限る。）に掲げる手続に際しての申出に限る。）  
法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等又は手数料の納付の申出（同表の一、四から十二まで、十五、十七、二十四、三十二、三十三、三十九から四十一まで、四十六、四十七、五十一、五十六から六十まで、六十二、六十三、八十五、八十六、八十九、九十、九十二、百及び百十五（商標登録令施行規則第四条第一項に規定する申請書を提出する場合に限る。）

---

げる手続に際しての手数料の納付の申出に限る。）及び特許法第一百七条第一項に規定する特許料若しくは第百十二条第二項に規定する割増特許料、実用新案法第三十一条第一項に規定する登録料若しくは第三十三条第二項に規定する割増登録料、意匠法第四十二条第一項に規定する登録料若しくは第四十四条第二項に規定する割増登録料又は商標法第四十条第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十一条の二第一項若しくは第七項に規定する登録料、第四十三条第一項から第三項までに規定する割増登録料若しくは第六十五条の七第一項若しくは第二項に規定する登録料（

---

---

の項に掲げる手続に際しての手数料の納付の  
申出を除くものとし、国際出願等に係る手続  
にあつては第五号及び第五号の二（イ、ロ、  
ホ及びヌに掲げる手続に係るものに限る。）  
に掲げる手続に際しての手数料の納付の申出  
に限る。）及び特許法第一百七条第一項に規定  
する特許料若しくは第一百十二条第二項に規定  
する割増特許料、実用新案法第三十一条第一  
項に規定する登録料若しくは第三十三条第二  
項に規定する割増登録料、意匠法第四十二条  
第一項に規定する登録料若しくは第四十四条  
第二項に規定する割増登録料又は商標法第四  
十条第一項若しくは第二項に規定する登録料

---

第四十一条の九第一項（同条第二項において  
準用する場合を除く。）の規定による納付情  
報により納付する場合に限る。以下「現金納  
付に係る特許料等」という。）の納付に係る  
書面の提出並びに法第十五条第二項（法第十  
六条において準用する場合を含む。）の規定  
による特許料等又は手数料の返還に際しての  
申出（第四十九号から第五十一号までの返還  
の請求に係る場合に限る。）

---

---

、第四十一条の二第一項若しくは第七項に規定する登録料、第四十三条第一項から第三項までに規定する割増登録料若しくは第六十五条の七第一項若しくは第二項に規定する登録料（第四十一条の九第一項（同条第二項において準用する場合を除く。）の規定による納付情報により納付する場合に限る。以下「現金納付に係る特許料等」という。）の納付に係る書面の提出並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等又は手数料の返還に際しでの申出（第四十九号から第五十一号までの返還の請求に係る場合に限る。）

---

四十四〓五十三 「略」

五十四 特許法第百八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による法第三条第二項に規定するファイル（以下第三十四条の二の三第一号を除き、単に「ファイル」という。）に記録されている事項（第十三条第二項に規定する方法によりファイルに記録されたものを除く。）の証明の請求（国際意匠登録出願に係る情報（拒絶査定等に対する審判に係るものを除く。）について請求する場合を除く。）

四十四〓五十三 「略」

五十四 特許法第百八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による法第三条第二項に規定するファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録されている事項の証明の請求（国際意匠登録出願に係る情報（拒絶査定等に対する審判に係るものを除く。）について請求する場合を除く。）

---

五十五～五十七 「略」

五十八 法第十二条第二項の規定による書類（

第十三条第二項に規定する方法によりファイ

ルに記録された事項を記載したものを除く。

）の交付の請求

五十九 法第十四条第一項（法第十六条におい

て準用する場合を含む。）の規定による予納

の届出

五十九の二～六十六 「略」

---

五十五～五十七 「略」

五十八 法第十二条第二項の規定による書類の

交付の請求

五十九 法第十四条第一項（法第十六条におい

て準用する場合を含む。）の規定による予納

の届出（第十三条に掲げる方法により予納の

届出をする者が当該予納の届出を第十条の二

第二項本文の規定による届出と同時に行う場

合に限る。）

五十九の二～六十六 「略」

---

(特定手続の入力事項等)

第十条の二 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、当該特定手続につき規定した特許等関係法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を法第二条第一項の電子計算機（手続をする者又はその者の代理人の使用に係るものに限る。次項、第十一条、第十三条、第十三条の二及び第十五条において同じ。）から入力してその特定手続を行わなければならない。

2 前項に規定する入力は、特許庁長官が定める技術的基準に適合する電子計算機を使用して行わなければならない。

(特定手続の入力事項等)

第十条の二 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、当該特定手続につき規定した特許等関係法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を法第二条第一項の電子計算機（手続をする者又はその者の代理人の使用に係るものに限る。次項、第十一条、第十三条及び第十五条において同じ。）から入力してその特定手続を行わなければならない。

2 前項に規定する入力は、特許庁長官が定める技術的基準に適合する電子計算機であつて、あらかじめ、第十五条第一項の規定により特許庁

---

(副本等の提出の省略)

---

第十条の三 電子情報処理組織を使用して特定手

続 (別表第一の二の四から十四まで、三十六及び八十五から八十七までの項に掲げるものに限る。)を行つたときは、当該特定手続につき規定した特許等関係法令の規定において提出しなければならないとされている証人及

---

長官に届け出たものを使用して行わなければならない。ただし、特許協力条約に基づく規則89の2.1の規定に基づき前条第五号に掲げる特定手続を行う場合として特許庁長官が定める場合は、この項本文の規定による届出を要しない。

〔新設〕

ひ相手方のための書面並びに副本を提出した  
ものとみなす。

（願書等の様式）

第十一条 電子情報処理組織を使用して又は第二  
十五条の規定による磁気ディスクの提出により  
次の表の第二欄に掲げる特定手続を行う者は、  
同欄に掲げる手続の区分に応じ、特許等関係法  
令の規定において同表の第三欄に掲げる書類に  
記載すべきこととされている事項を同表の第四  
欄に掲げる様式により法第二条第一項の電子計  
算機から入力し又は磁気ディスクに記録しなけ  
ればならない。

（願書等の様式）

第十一条 電子情報処理組織を使用して又は第二  
十五条の規定による磁気ディスクの提出により  
次の表の第二欄に掲げる特定手続を行う者は、  
同欄に掲げる手続の区分に応じ、特許等関係法  
令の規定において同表の第三欄に掲げる書類に  
記載すべきこととされている事項を同表の第四  
欄に掲げる様式により法第二条第一項の電子計  
算機から入力し又は磁気ディスクに記録しなけ  
ればならない。

|                                                                                                                                                    |                     |               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------|
| <p>二十一</p> <p>別表第一の二の<br/>四十の項に掲げ<br/>る特許法第八<br/>十六条第一項（<br/>実用新案法第五<br/>十五条第一項に<br/>おいて準用する<br/>場合を含む。）</p> <p>証明請求書</p> <p>第二十の<br/>三の<br/>二</p> | <p>一〇二十<br/>「略」</p> |               |
|                                                                                                                                                    |                     | 手続            |
|                                                                                                                                                    |                     | 書類<br>名<br>様式 |

|             |                     |               |
|-------------|---------------------|---------------|
| <p>「新設」</p> | <p>一〇二十<br/>「略」</p> |               |
|             |                     | 手続            |
|             |                     | 書類<br>名<br>様式 |

|                               |                                                                                             |  |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|                               |                                                                                             |  |
| 二<br>十<br>二                   |                                                                                             |  |
| 別表第一の二の<br>六十三の項に掲<br>げる法第十二条 | 、意匠法第六十<br>三条第一項又は<br>商標法第七十二<br>条第一項の規定<br>による書類の証<br>明の請求（第十<br>条第五十四号に<br>掲げるものを除<br>く。） |  |
| 書類の交付                         | ファイル記                                                                                       |  |
| 八の                            | 第十<br>様式                                                                                    |  |

|      |  |
|------|--|
|      |  |
| 「新設」 |  |

|                                                              |                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div>2</div> <div>〔略〕</div> <div>（発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受</div> | <div></div> <div> <div>第二項の規定に</div> <div>よる書類（第十</div> <div>三条第二項に規</div> <div>定する方法によ</div> <div>りファイルに記</div> <div>録された事項を</div> <div>記載したものに</div> <div>限る。）の交付</div> <div>の請求</div> </div> <div>請求書</div> <div>二</div> |
|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                              |             |
|--------------------------------------------------------------|-------------|
| <div>2</div> <div>〔略〕</div> <div>（発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受</div> | <div></div> |
|--------------------------------------------------------------|-------------|

けようとする場合の手続等)

第十二条 電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行う者は、次の表の上欄に掲げる手続の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書面の提出に代えて、手続補正書、誤訳訂正書、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願若しくは意匠法施行規則第二条の二第一項の規定による手続、商標登録出願若しくは防護標章登録出願の願書、出願審査請求書又は特許料納付書若しくは登録料納付書に同表の下欄に掲げる記載事項その他必要な事項を記録しなければならぬ。

けようとする場合の手続等)

第十二条 電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行う者は、次の表の上欄に掲げる手続の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書面の提出に代えて、手続補正書、誤訳訂正書、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願若しくは意匠法施行規則第二条の二第一項の規定による手続、商標登録出願若しくは防護標章登録出願の願書、出願審査請求書又は特許料納付書若しくは登録料納付書に同表の下欄に掲げる記載事項その他必要な事項を記録しなければならぬ。

|                                 |                          |                          |            |       |
|---------------------------------|--------------------------|--------------------------|------------|-------|
| <p>第十條第十<br/>一號に規定<br/>する手続</p> | <p>第十條第十<br/>特許法第四十</p>  | <p>第十條第十<br/>特許法第四十</p>  | <p>〔略〕</p> | 手続の区分 |
|                                 |                          |                          |            | 書     |
|                                 |                          |                          |            | 面     |
| <p>面</p>                        | <p>第八條第四項</p>            | <p>第八條第四項</p>            | <p>〔略〕</p> | 記載事項  |
|                                 |                          |                          |            | 書     |
|                                 |                          |                          |            | 面     |
| <p>旨</p>                        | <p>優先権を主張<br/>しようとする</p> | <p>優先権を主張<br/>しようとする</p> | <p>〔略〕</p> | 記載事項  |
|                                 |                          |                          |            | 書     |
|                                 |                          |                          |            | 面     |

|                                 |                          |                          |            |       |
|---------------------------------|--------------------------|--------------------------|------------|-------|
| <p>第十條第十<br/>一號に規定<br/>する手続</p> | <p>第十條第十<br/>特許法第四十</p>  | <p>第十條第十<br/>特許法第四十</p>  | <p>〔略〕</p> | 手続の区分 |
|                                 |                          |                          |            | 書     |
|                                 |                          |                          |            | 面     |
| <p>面</p>                        | <p>第八條第四項</p>            | <p>第八條第四項</p>            | <p>〔略〕</p> | 記載事項  |
|                                 |                          |                          |            | 書     |
|                                 |                          |                          |            | 面     |
| <p>旨</p>                        | <p>優先権を主張<br/>しようとする</p> | <p>優先権を主張<br/>しようとする</p> | <p>〔略〕</p> | 記載事項  |
|                                 |                          |                          |            | 書     |
|                                 |                          |                          |            | 面     |

|        |      |        |        |        |        |
|--------|------|--------|--------|--------|--------|
| 別表第一の  | する手続 | の項に規定  | 二の二十一  | 別表第一の  | 〔略〕    |
| 特許法第三十 | 面    | を記載した書 | ようとする旨 | の適用を受け |        |
| 特許法第三十 |      | 旨      | 第二項の規定 | 定による同条 |        |
|        |      |        | 定の適用を受 | 条第二項の規 | 特許法第三十 |

|      |  |      |     |
|------|--|------|-----|
| 〔新設〕 |  | 〔新設〕 | 〔略〕 |
|------|--|------|-----|

|                                      |                                                                    |                                                |                            |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|----------------------------|
| 二の二十三<br>の項に規定<br>する手続               | 八条の三第二<br>項の規定によ<br>る同条第一項<br>本文の規定の<br>適用を受けよ<br>うとする旨を<br>記載した書面 | 別表第一の<br>二の二十七<br>の項に規定<br>する手続                | 特許法第四十<br>一条第四項に<br>規定する書面 |
| 八条の三第一<br>項本文の規定<br>の適用を受け<br>ようとする旨 |                                                                    | 特許法第四十<br>一条第一項の<br>規定による優<br>先権を主張し<br>ようとする旨 |                            |

|      |  |
|------|--|
| 「新設」 |  |
|------|--|

|                     |                                                                                |                                                                                |      |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|------|
|                     |                                                                                |                                                                                | 〔新設〕 |
| 別表第一の二の二十九の項に規定する手続 | 特許法第四十三條第一項（三條第一項）同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する | 特許法第四十三條第一項、三條第一項、第四十三條の二第一項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）又は第四十三條の三第一項若しくは第二項の規定 |      |

|  |                                                  |                                                      |
|--|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
|  | <div>場合を含む。</div> <div>に規定する</div> <div>書面</div> | <div>定による優先</div> <div>権を主張しよ</div> <div>うとする旨</div> |
|--|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------|

(特定手続の方法)

第十三条 電子情報処理組織を使用して第十条の規定による特定手続（別表第一の二に掲げるものを除く。）を行う者（代理人により当該特定手続を行うときは、その代理人）は、識別番号を電子計算機から入力し、かつ、第十条の二第一項の規定により入力する事項に係る情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（

(特定手続の方法)

第十三条 電子情報処理組織を使用して第十条の規定による特定手続を行う者（代理人により当該特定手続を行うときは、その代理人）は、識別番号を電子計算機から入力し、かつ、第十条の二第一項の規定により入力する事項に係る情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項

平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、当該電子署名に係る次の各号に掲げるいずれかの電子証明書と併せて送信する方法により、その特定手続を行わなければならない。

一〇三 「略」

2 電子情報処理組織を使用して別表第一の二に掲げる特定手続を行う者（代理人により当該特定手続を行うときは、その代理人。以下この項において同じ。）は、当該特定手続につき規定した特許等関係法令の規定において書面に記載

に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、当該電子署名に係る次の各号に掲げるいずれかの電子証明書と併せて送信する方法により、その特定手続を行わなければならない。ただし、第十条の二第二項ただし書に規定する特許庁長官が定める場合にあつては、識別番号を電子計算機から入力することを要しない。

一〇三 「略」

〔新設〕

---

すべきこととされている事項及び当該特定手続を行う者の識別番号等の入力情報を電子計算機から入力し、それらの入力した事項に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る前項各号に掲げるいずれかの電子証明書と併せて、当該特定手続ごとに送信する方法により、その特定手続を行わなければならない。

3

別表第一の二に掲げる手続について、特許等関係法令の規定により特許庁に提出すべきものとされている物件であつて特許庁長官が認めるものを添付して行う場合には、当該物件の提出は、前項に規定する方法により行うものとする。

〔新設〕

第十三条の二 特許等関係法令の規定により押印

又は署名をしなければならないものとされている書面（国際出願等に係るものを除く。）について、当該書面に記載すべきこととされている事項を電子計算機から入力することにより、特定手続とともに特許庁長官に提出する場合（前条第二項に規定する方法により提出する場合に限る。）は、その押印又は署名に代えて、特許庁長官が定める電子署名を行わなければならない。

2 前項の規定は、法第六条第一項の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行う場合

〔新設〕

〔新設〕

に準用する。

3

国際出願等に係る書面について、当該書面に記載すべきこととされている事項を電子計算機から入力することにより、特許庁長官に提出する場合にあつては、当該書面にした署名は、国際出願法施行規則第二条第三項に規定する署名とみなす。

（電子証明書の届出）

第十五条 特定手続を行おうとする者は、電子証明書  
の届出に必要な事項を電子計算機から入力し、その電子証明書の届出を行わなければならない。

〔新設〕

（電子計算機の届出）

第十五条 第十条の二第二項本文、第二十三条の五及び第三十四条の四第二項の届出は、特定手続を行おうとする者の氏名又は名称、電子計算機に関する事項、使用しようとする電子証明書

〔削る〕

2| 前項に掲げる事項の届出をした者は、電子証明書の追加又はその使用を中止するときは、遅滞なく、特許庁長官に対し、電子証明書の追加等の届出に必要な事項を電子計算機から入力し、その届出を行わなければならない。

（物件の提出）

その他必要な事項について第十三条の方法により、行わなければならない。

2|| 前項に掲げる事項の届出をする者は、電子証明書の届出に必要な事項を電子計算機から入力し、その電子証明書の届出を行わなければならない。

3| 第一項に掲げる事項の届出をした者は、電子証明書の追加又はその使用を中止するときは、遅滞なく、特許庁長官に対し、電子証明書の追加等の届出に必要な事項を電子計算機から入力し、その届出を行わなければならない。

（物件の提出）

第十九条 電子情報処理組織を使用して特定手続

(別表第一の二に掲げるものを除く。)を行う

者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている次に掲げる物件を、第十条の二第一項に規定する事項の入力の後第二十条で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。

一〇十五 「略」

十六 第六十一条第三項において準用する特許

法施行規則第六十九条第二項、第六十二条に

おいて準用する実用新案法施行規則第二十一

条第二項、第六十三条第二項において準用す

る意匠法施行規則第十八条第二項又は第六十

第十九条 電子情報処理組織を使用して特定手続

を行う者は、特許等関係法令の規定により当該

特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている次に掲げる物件を、第十条の二第一項に規定する事項の入力の後第二十条で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。

一〇十五 「略」

十六 第六十一条第三項において準用する特許

法施行規則第六十九条第二項の規定により提

出すべき特許権、実用新案権、意匠権又は商

標権についての持分の定めがあることを証明

する書面

---

四条において準用する商標法施行規則第十八条第二項の規定により提出すべき特許権、実用新案権、意匠権又は商標権についての持分の定めがあることを証明する書面

十七ゝ十九 「略」

二十 削除

二十一 「略」

2ゝ4 「略」

（特定手続を行った旨の申出等）

十七ゝ十九 「略」

二十 国際出願法施行規則第二十八条の三第三項の規定により提出すべき回復理由書（同条第二項の規定により願書において優先権の回復の請求をする場合に限る。）

二十一 「略」

2ゝ4 「略」

（特定手続を行った旨の申出等）

---

第二十一条 電子情報処理組織を使用して一の特

定手続（第十条第五号、第五号の二、第四十三

号（国際出願等に係る手続に際しての申出に限

る。）及び第四十八号並びに別表第一の二に掲

げるものを除く。）を行う者（代理人により特

定手続を行う場合にあっては、その者の代理人

）が二人以上あるときは、これらの者のうち第

十条の二第一項に規定する入力を行う者以外の

者は、当該入力の後三日以内に、当該特定手続

を行った旨を特許庁に申し出なければならな

い。

2

〔略〕

第二十一条 電子情報処理組織を使用して一の特

定手続（国際出願その他これに係る手続を除

く。）を行う者（代理人により特定手続を行う

場合にあっては、その者の代理人）が二人以上

あるときは、これらの者のうち第十条の二第一

項に規定する入力を行う者以外の者は、当該入

力の後三日以内に、当該特定手続を行った旨を

特許庁に申し出なければならない。

2

〔略〕

(特定処分等の指定)

第二十三条 法第四条第一項の経済産業省令で定める処分若しくは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定により文書をもつて行うものとされている行為は、次に掲げるものとする。

一 特許法第十三条第四項（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による次に掲げる手続（別表第一の一から四まで、六及び七の項の第二

(特定処分等の指定)

第二十三条 法第四条第一項の経済産業省令で定める処分若しくは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定により文書をもつて行うものとされている行為は、次に掲げるものとする。

一 特許法第十三条第四項（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による次に掲げる手続（別表第一の一から四まで、六及び七の項の第二

---

欄に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に  
拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特  
許庁に係属している場合にする手続を除く。

）に係るものを除く。）の却下の処分

イ）ト 「略」

チ 特許法第四十三条第二項（同法第四十三  
条の二第二項（同法第四十三条の三第三項  
（実用新案法第十一条第一項及び意匠法第  
十五条第一項において準用する場合を含  
む。））、実用新案法第十一条第一項及び意  
匠法第十五条第一項において準用する場合  
を含む。）及び特許法第四十三条の三第三  
項（実用新案法第十一条第一項、意匠法第

欄に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に  
拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特  
許庁に係属している場合にする手続を除く。

）に係るものを除く。）の却下の処分

イ）ト 「略」

チ 特許法第四十三条第二項（同法第四十三  
条の二第二項（同法第四十三条の三第三項  
（実用新案法第十一条第一項及び意匠法第  
十五条第一項において準用する場合を含  
む。））、実用新案法第十一条第一項及び意  
匠法第十五条第一項において準用する場合  
を含む。））、特許法第四十三条の三第三項  
（実用新案法第十一条第一項、意匠法第十

---

十五條第一項及び商標法第十三條第一項（同法第六十八條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、「実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五條第一項及び同法第六十條の十第二項並びに商標法第十三條第一項（同法第六十八條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により特許法第四十三條第二項に規定する優先権証明書

---

五條第一項及び商標法第十三條第一項（同法第六十八條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、「実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五條第一項、同法第六十條の十第二項及び商標法第十三條第一項（同法第六十八條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出

---

類等を提出する場合を含む。）

リソ 「略」

二〇九 「略」

（審判官等を明らかにする措置）

第二十三条の三 審判長、審判官、審査官及び審判書記官（以下「審判官等」という。）は、特許等関係法令の規定により、特定処分等を文書をもって行い、審判官等がこれに記名押印しなければならぬものとされている場合において、法第四条第一項の規定によりその特定処分等を電子情報処理組織を使用して行うときは、その記名押印に代えて、特許庁長官が指定する職

リソ 「略」

二〇九 「略」

（審判官等を明らかにする措置）

第二十三条の三 審判長、審判官、審査官及び審判書記官（以下「審判官等」という。）は、特許等関係法令の規定により、特定処分等を文書をもって行い、審判官等がこれに記名押印しなければならぬものとされている場合において、法第四条第一項の規定によりその特定処分等を電子情報処理組織を使用して行うときは、その記名押印に代えて、特許庁長官が指定する職

---

員が交付した識別カードを使用し、又は個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号その他の審判官等を認証するための符号を使用するとともに、あらかじめファイルに記録した暗証番号を入力することにより、審判官等を明らかにする措置を講じなければならぬ。

（特定通知等の方法）

第二十三条の五 特許庁長官、審判長又は審査官は、電子情報処理組織を使用して特定通知等を行うときは、法第二条第一項の電子計算機（特許庁の使用に係るものに限る。）から入力して

員が交付した識別カードを挿入し、あらかじめファイルに記録した暗証番号を入力することにより、審判官等を明らかにする措置を講じなければならぬ。

（特定通知等の方法）

第二十三条の五 特許庁長官、審判長又は審査官は、電子情報処理組織を使用して特定通知等を行うときは、法第二条第一項の電子計算機（特許庁の使用に係るものに限る。）から入力して

その特定通知等の相手方の使用に係る同項の電子計算機（特許庁の使用に係るものを除き、特許庁長官が定める技術的基準に適合するものに限る。）に備えられたファイルに記録する方法により行わなければならない。

（磁気ディスクへの記録方式）

第二十七条 第二十五条及び第二十九条第二項の規定による磁気ディスクへの記録は、特許庁長官が定めるところにより、しなければならない。

その特定通知等の相手方の使用に係る同項の電子計算機（特許庁の使用に係るものを除き、特許庁長官が定める技術的基準に適合するものであつて、あらかじめ、第十五条第一項に規定する届出がされたものに限る。）に備えられたファイルに記録する方法により行わなければならない。

（磁気ディスクへの記録方式）

第二十七条 第二十五条の規定による磁気ディスクへの記録は、特許庁長官が定めるところにより、しなければならない。

(磁気ディスクに添付する物件)

第二十九条 第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続(別表第一の二に掲げるものを除く。次項において同じ。)を行うときは、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている第十九条第一項第一号、第一号の二及び第十七号に掲げる物件(同条第三項に規定する場合を除く。)については様式第三十二により作成した手続補足書を当該磁気ディスクに添付しなければならない。

2|| 第二十五条の規定による磁気ディスクの提出

(磁気ディスクに添付する物件)

第二十九条 第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行うときは、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている第十九条第一項第一号から第十七号までに掲げる物件(第十九条第三項に規定する場合を除く。)については様式第三十二により作成した手続補足書を当該磁気ディスクに添付しなければならない。

〔新設〕

により特定手続を行うときは、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている第十九条第一項第二号から第十六号までに掲げる物件（同条第三項に規定する場合を除く。）については、様式第三十二により作成した手続補足書を当該磁気ディスクに添付する方法又は当該磁気ディスクに記録する方法により、提出しなければならない。

（指定特定手続以外の指定特定手続等の指定）

第三十四条の二 法第八条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続に係る手続（

（指定特定手続以外の指定特定手続等の指定）

第三十四条の二 法第八条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続に係る手続（

---

第一号から第三号まで、第八号、第九号、第十号、第十五号、第十六号、第二十二号、第二十九号、第三十号、第三十五号及び第三十八号から第四十号までに掲げる手続であつて別表第一の一から四まで、六及び七の項の第二欄に掲げる手続に係る手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）並びに第十号、第十一号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号、第三十一号から第三十三号まで及び第四十二号に掲げる手続であつて法の施行の日前にされたものを除く。）とする。

---

第一号から第三号まで、第八号、第九号、第十号、第十五号、第十六号、第二十二号、第二十九号、第三十号、第三十五号及び第三十八号から第四十号までに掲げる手続であつて別表第一の一から四まで、六及び七の項の第二欄に掲げる手続に係る手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）並びに第十号、第十一号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号、第三十一号から第三十三号まで及び第四十二号に掲げる手続であつて法の施行の日前にされたものを除く。）とする。

---

一〇八 「略」

九 特許法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項（実用新案法第十一条第一項及び意匠法第十五条第一項において準用する場合を含む。））、実用新案法第十一条第一項及び意匠法第十五条第一項において準用する場合を含む。）及び特許法第四十三条の三第三項（実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。））、実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び同法第六

一〇八 「略」

九 特許法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項（実用新案法第十一条第一項及び意匠法第十五条第一項において準用する場合を含む。））及び実用新案法第十一条第一項及び意匠法第十五条第一項において準用する場合を含む。））、実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項、同法第六

---

十条の十第二項並びに商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。

）に規定する優先権証明書類等の提出（特許法施行規則第三十八条の十四第一項（実用新案法施行規則第二十三条第七項において準用する場合を含む。）の規定により特許法第四十三条第二項に規定する優先権証明書類等を提出する場合を含む。）

十の十六 「略」

十七 特許法施行規則第二十七条の十第四項に規定する先の特許出願の認証謄本等及びその日本語による翻訳文の提出

---

条の十第二項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による優先権書類の提出

十の十六 「略」

十七 特許法施行規則第二十七条の十第四項に規定する先の特許出願の認証謄本及びその日本語による翻訳文の提出

---

十八〽三十四 「略」

三十五 拒絶査定等に対する審判に係る手続（  
第一号、第二号及び第三十四号に掲げる手続  
並びに第十条第二十七号に掲げる特定手続を  
除く。）

三十六・三十七 「略」

三十八 特許法第十七条第一項若しくは第三項  
（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第  
二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法  
附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条  
において準用する場合を含む。）において準  
用する場合を含む。第三十九号において同  
じ。）若しくは特許法第三百三十三条第一項若

十八〽三十四 「略」

三十五 拒絶査定等に対する審判に係る手続（  
第一号、第二号及び第三十二号に掲げる手続  
並びに第十条第二十七号に掲げる特定手続を  
除く。）

三十六・三十七 「略」

三十八 特許法第十七条第一項若しくは第三項  
（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第  
二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法  
附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条  
において準用する場合を含む。）において準  
用する場合を含む。第三十七号において同  
じ。）若しくは特許法第三百三十三条第一項若

---

しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。第三十九号において同じ。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。第三十九号において同じ。）において準用する場合を含む。）  
、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。第三十九号において同じ。）の規定による第一号から第三十六号まで及び前号（国

---

しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。第三十七号において同じ。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。第三十七号において同じ。）において準用する場合を含む。）  
、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。第三十七号において同じ。）の規定による第一号から第三十四号まで及び前号（国

---

---

際出願に係る物件の提出を除く。）に掲げる  
手続の補正又はこれらの補正の補正

三十九 「略」

四十 第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）による手続に係る申出、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項（これらの規定を法第十条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数

---

際出願に係る物件の提出を除く。）に掲げる  
手続の補正又はこれらの補正の補正

三十九 「略」

四十 第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）による手続に係る申出、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項（これらの規定を法第十条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数

---

---

料の納付の申出並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の返還の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第五十二号（第十条第四十三号に掲げる手続（法第十五条第一項の規定による手続に係る申出、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項の規定による特許料等の返還の申出に係るものに限

---

料の納付の申出並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の返還の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第五十二号（第十条第四十三号に掲げる手続（法第十五条第一項の規定による手続に係る申出、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項の規定による特許料等の返還の申出に係るものに限

---

る。)及び第六十一号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正に係るものを除く。)

並びに第一号から第三十六号まで、第三十七号(国際出願に係る物件の提出を除く。)、

第三十八号及び前号に掲げる手続をした者に

対し、特許法第十八条の二第二項(法第四十

一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、

意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十

七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(

同法附則第二十三条において準用する場合を

含む。)において準用する場合を含む。)又

は特許法第百三十三条の二第二項(意匠法第

五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同

る。)及び第六十一号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正に係るものを除く。)

並びに第一号から第三十四号まで、第三十五号(国際出願に係る物件の提出を除く。)、

第三十六号及び前号に掲げる手続をした者に

対し、特許法第十八条の二第二項(法第四十

一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、

意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十

七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(

同法附則第二十三条において準用する場合を

含む。)において準用する場合を含む。)又

は特許法第百三十三条の二第二項(意匠法第

五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同

---

法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

四十一～四十三 「略」

四十四 特許法第百八十四条の八第一項（実用新案法第四十八条の十五第一項において準用する場合を含む。）の規定による補正書の写しの提出（特許法施行規則第三十八条の十三の二第五項（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。）の規

---

法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

四十一～四十三 「略」

四十四 特許法第百八十四条の八第一項（実用新案法第四十八条の十五第一項において準用する場合を含む。）の規定による補正書の写しの提出（特許法施行規則第三十八条の十三の二第五項（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。）の規

---

---

定により磁気ディスクを添付して提出するもの又は特許法施行規則第三十八条の十三の二第十四項前段（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により提出するものに限る。）

#### 四十五 特許法施行規則第二十七条の五第九項

（実用新案法施行規則第二十三条第二項において準用する場合を含む。）、特許法施行規則第三十八条の十三の二第一項（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。）又は特許法施行規則第三十八条の十三の二第三項（実用新案法施行規則第二十三条第六項において準用する場合を含む。）

---

定により磁気ディスクを添付して提出するものに限る。）

#### 「新設」

---

む。）に規定する物件提出書の提出（特許法施行規則第二十七条の五第十六項（実用新案法施行規則第二十三条第二項において準用する場合を含む。）又は特許法施行規則第三十八条の十三の二第十五項（実用新案法施行規則第二十三条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により提出するものに限る。）

（電磁的記録の提供方法）

第三十四条の二の二 法第八条第一項の経済産業省令で定める方法は、第十三条第二項に規定する方法とする。

〔新設〕

(電磁的方法)

第三十四条の二三 法第十条第二項の経済産業

省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物に記録し、かつ、これを交付する方法

〔新設〕

(閲覧の方法等)

第三十四条の四 「略」

2 前条及び前項に規定する電子計算機（特許庁の使用に係るものを除く。）は、特許庁長官が定める技術的基準に適合するものでなければならぬ。

（予納、口座振替又は指定立替納付者による納付の申出に係る手続の指定）

第三十八条の二 法第十四条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この条にお

(閲覧の方法等)

第三十四条の四 「略」

2 前条及び前項に規定する電子計算機（特許庁の使用に係るものを除く。）は、特許庁長官が定める技術的基準に適合するものであつて、あらかじめ、第十五条第一項に規定する届出がされたものでなければならぬ。

（予納、口座振替又は指定立替納付者による納付の申出に係る手続の指定）

第三十八条の二 法第十四条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この条にお

---

いて同じ。)の経済産業省令で定める手続について、予納、口座振替による納付の申出又は電子情報処理組織を使用して指定立替納付者による納付の申出をする場合は、第十条第一号から第五号まで、第五号の二(イ、ロ、ホ及びヌに掲げる手続に係るものに限る。)、第十五号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十六号、第三十号、第三十一号、第三十八号から第四十二号まで、第五十二号、第五十四号から第五十八号まで、第六十二号、第六十三号及び第六十六号に掲げる特定手続並びに別表第一の二の一、三(国際出願等に係る手数料を納付するものに限る。)、四から十二まで、十五、十七、

---

いて同じ。)の経済産業省令で定める手続について、予納、口座振替による納付の申出又は電子情報処理組織を使用して指定立替納付者による納付の申出をする場合は、第十条第一号から第五号まで、第五号の二(イ、ロ、ホ及びヌに掲げる手続に係るものに限る。)、第十五号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十六号、第三十号、第三十一号、第三十八号から第四十二号まで、第五十二号、第五十四号から第五十八号まで、第六十二号、第六十三号又は第六十六号に掲げる特定手続とする。

---

---

二十四、三十二、三十三、三十九から四十一まで、四十六、四十七、五十一、五十六から六十まで、六十二、六十三、八十五、八十六、八十九、九十、九十二、百及び百十五（商標登録令施行規則第四条第一項に規定する申請書を提出する場合に限る。）の項に掲げる特定手続（以下この項において「別表第一の二に掲げる特定手続」という。）とする。ただし、別表第一の二に掲げる特定手続（同表の三の項に掲げるもの（国際出願等に係る手数料を納付するものに限る。）を除く。）に係る予納による納付の申出にあつては、当該特定手続を電子情報処理組織を使用してする場合又は第二十五条の規定に

---

よる磁気ディスクの提出によりする場合に限る。

2  
「略」

（予納者による手続に係る申出又は口座振替若しくは指定立替納付者による納付の申出の様式等）

第四十条 「略」

2  
6  
「略」

7  
法第十五条第一項の規定による手数料の納付に係る手続に際しての申出又は手数料を口座振替若しくは指定立替納付者により納付する場合の申出を第十三条第二項の方法によりする場合

2  
「略」

（予納者による手続に係る申出又は口座振替若しくは指定立替納付者による納付の申出の様式等）

第四十条 「略」

2  
6  
「略」

「新設」

---

には、同項に規定する入力情報として、識別番号に加えて、次の各号に掲げる申出の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める事項を電子計算機から入力しなければならない。

一 法第十五条第一項の規定による手数料の納付に係る手続に際しての申出 予納台帳番号及び手数料の額

二 手数料を口座振替により納付する場合の申出 振替番号及び納付しようとする手数料の額

三 手数料を指定立替納付者により納付する場合の申出 指定立替納付者による納付である旨及び納付しようとする手数料の額

---

（口座振替又は指定立替納付者による納付の申出に係る納付情報の送信）

第四十条の二 特許庁長官は、法第十五条の二第二項又は法第十五条の三第一項の規定による特許料等又は手数料の納付をしようとする者から、当該特許料等又は手数料の納付に際し、前条第一項（口座振替又は指定立替納付者によるものに限る。）又は第四項から第七項（口座振替又は指定立替納付者によるものに限る。）までの申出があつたときは、納付すべき特許料等又は手数料の額その他必要な納付情報を、当該特許料等又は手数料を納付しようとする者又は指

（口座振替又は指定立替納付者による納付の申出に係る納付情報の送信）

第四十条の二 特許庁長官は、法第十五条の二第二項又は法第十五条の三第一項の規定による特許料等又は手数料の納付をしようとする者から、当該特許料等又は手数料の納付に際し、前条第一項（口座振替又は指定立替納付者によるものに限る。）又は第四項から第六項までの申出があつたときは、納付すべき特許料等又は手数料の額その他必要な納付情報を、当該特許料等又は手数料を納付しようとする者又は指定立替納付者が預金又は貯金の払出しとその払い出し

定立替納付者が預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による納付を委託した預金口座又は貯金口座のある金融機関に対し、電気通信回線を使用して送信するものとする。

2  
「略」

（電子情報処理組織による現金の納付方法）

第四十一条の九 「略」

2  
「略」

3 納付者は、第一項に規定する現金納付に係る

工業所有権の手数料等を納付する場合であつて

当該納付に係る手続を第十三条第二項の方法

により行うときは、同項に規定する入力情報と

た金銭による納付を委託した預金口座又は貯金口座のある金融機関に対し、電気通信回線を用いて送信するものとする。

2  
「略」

（電子情報処理組織による現金の納付方法）

第四十一条の九 「略」

2  
「略」

「新設」

---

して、識別番号に加えて、第一項後段の規定による納付番号を電子計算機から入力しなければならぬ。

---

（現金手続省令の準用）

第四十一条の十 現金手続省令第七条第一項及び第三項の規定は、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項の規定による手続に準用する。この場合において、現金手続省令第七条第一項中「前条第一項又は特例法施行規則第十九条第一項若しくは第二十九条の規定により提出された納付済証」とあるのは、「特例法施行規則第四十一条の九第一項に

---

（現金手続省令の準用）

第四十一条の十 現金手続省令第七条第一項及び第三項の規定は、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による手続に準用する。この場合において、現金手続省令第七条第一項中「前条第一項又は特例法施行規則第十九条第一項若しくは第二十九条の規定により提出された納付済証」とあるのは、「特例法施行規則第四十一条の九第一項に規定する納

---

規定する納付番号」と読み替えるものとする。

(登録の申請)

第四十二条 「略」

2 前項の申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。

一〜四 「略」

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第四十六条 「略」

「削る」

付番号」と読み替えるものとする。

(登録の申請)

第四十二条 「略」

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〜四 「略」

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第四十六条 「略」

2|| 法第二十四条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものうち、

登録情報処理機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて受信者の使用に係る電子計算機に送信する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物に記録し、かつ、これを交付する方法

（電磁的方法による保存）

第四十九条の二 前条第一項に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法を

（電磁的方法による保存）

第四十九条の二 前条第一項に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法を

いう。以下この章において同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第三十一条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2  
「略」

（電磁的方法による提出）

第五十四条の二 第四十二条から第四十七条までの規定による書類の提出は、電磁的方法により行うことができる。

いう。第五十九条の二において同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第三十一条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2  
「略」

〔新設〕

---

2 前項の規定により書類の提出が電磁的方法に

よって行われたときは、ファイルへの記録がされた時に特許庁に到達したものとみなす。

## 第二節 登録調査機関

(登録の申請)

### 第五十五条 「略」

2 前項の申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。

一 四 「略」

(準用)

〔新設〕

## 第二節 登録調査機関

(登録の申請)

### 第五十五条 「略」

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 四 「略」

(準用)

---

第六十条 第四十二条の二、第四十三条、第四十条から第四十八条まで及び第五十四条の二の規定は、登録調査機関に準用する。この場合において、第四十二条の二中「前条」とあるのは「第五十五条及び第五十六条」と、第四十三条及び第四十五条中「情報処理業務」とあるのは「調査業務」と、第四十五条第一号中「範囲」とあるのは「区分」と、第四十七条中「役員」とあるのは「役員又は調査業務実施者」と、第五十四条の二中「第四十二条から第四十七条まで」とあるのは「第五十五条、第五十八条第二項及び第三項並びに第六十条において準用する第四十二条の二、第四十三条、第四十五条並び

---

第六十条 第四十二条の二、第四十三条及び第四十五条から第四十八条までの規定は、登録調査機関に準用する。この場合において、第四十二条の二中「前条」とあるのは「第五十五条及び第五十六条」と、第四十三条及び第四十五条中「情報処理業務」とあるのは「調査業務」と、第四十五条第一号中「範囲」とあるのは「区分」と、第四十七条中「役員」とあるのは「役員又は調査業務実施者」と読み替えるものとする。

---

に第四十七条」と読み替えるものとする。

(登録の申請)

第六十条の三 「略」

- 2 前項の申請書には、登記事項証明書若しくはこれに準ずるもの又はこれらの写しを添付しな  
ければならない。

(準用)

第六十条の十 第四十二条の二、第四十三条、第  
四十八条及び第五十四条の二の規定は、特定登  
録調査機関に準用する。この場合において、第  
四十二条の二中「前条」とあるのは「第六十条

(登録の申請)

第六十条の三 「略」

- 2 前項の申請書には、登記事項証明書又はこれ  
に準ずるものを添付しなければならない。

(準用)

第六十条の十 第四十二条の二、第四十三条及び  
第四十八条の規定は、特定登録調査機関に準用  
する。この場合において、第四十二条の二中「  
前条」とあるのは「第六十条の三及び第六十条

の三及び第六十条の四」と、第四十三条中「情報処理業務」とあるのは「先行技術調査業務」と、第五十四条の二中「第四十二条から第四十七条まで（第四十四条第一項及び第四十六条を除く。）」とあるのは「第六十条の三、第六十条の五第二項及び第三項、第六十条の六、第六十条の九並びに第六十条の十において準用する第四十二条の二並びに第四十三条」と読み替えるものとする。

別表第一の二

一

先願参照出願

の四」と、第四十三条中「情報処理業務」とあるのは「先行技術調査業務」と読み替えるものとする。

〔新設〕

|                             |                                                                                                                          |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 二                           | 三                                                                                                                        |
| <p>特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ</p> | <p>国際出願その他国際出願等に係る手続（第十条第五号、第五号の二、第四十三号（国際出願等に係る手続に際しての申出に限る。）及び第四十八号に掲げる特定手続並びに国際出願法施行規則第二十一条第一項の規定による優先権書類の提出を除く。）</p> |

| 四                                                                                        | 五                         | 六                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|------------------------|
| 審判、再審又は判定の請求（第十條第二十六号に掲げるもの）<br>別表第一の第二欄に掲げる手續<br>及びこれらに係る同表の第三欄<br>に掲げる手續を除く。）を除<br>く。） | 明細書、特許請求の範圍又は図<br>面の訂正の請求 | 特許異議の申立て又は登録異議<br>の申立て |

| 九                                                                                                                                                                 | 八                                                                   | 七                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|----------------------|
| <p>審判、再審及び判定に係る手続<br/>         についてする期間の延長又は期<br/>         日の変更の請求（第十条第三十<br/>         八号、第三十九号及び第四十一<br/>         号に掲げるもの（別表第一の第<br/>         二欄に掲げる手続及びこれらに</p> | <p>特許異議の申立て又は登録異議<br/>         の申立てについての審理への参<br/>         加の申請</p> | <p>審判又は再審への参加の申請</p> |

|                |                                         |                                                          |                              |
|----------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------|------------------------------|
| 十二             | 十一                                      | 十                                                        |                              |
| 特許異議の申立て及び登録異議 | 審判、再審及び判定に係る手続<br>についてする補正による手数料<br>の納付 | 特許異議の申立て及び登録異議<br>の申立てに係る手続についてす<br>る期間の延長又は期日の変更の<br>請求 | 係る同表の第三欄に掲げる手続<br>を除く。）を除く。） |

|                                   |                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                   | 十三                                                                                                                                                  |
| <p>の申立てに係る手続についてする補正による手数料の納付</p> | <p>審判、再審及び判定に係る手続（第十条第二十号、第二十六号、第二十七号、第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十三号から第四十七号まで、第五十一号から第五十三号まで及び第六十五号に掲げるもの（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続を除く。）並びに別表</p> |

|                                       |                                                                     |                                                                      |
|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
|                                       | 十四                                                                  | 十五                                                                   |
| 第一の二の四、五、七、九及び<br>十一の項に掲げるものを除く。<br>一 | 特許異議の申立て及び登録異議<br>の申立てに係る手続（別表第一<br>の二の五、六、八、十及び十二<br>の項に掲げるものを除く。） | 別表第一の二の三十二、三十三<br>、三十七、六十六、八十九から<br>九十三まで、九十六及び百一の<br>項に關してする特許法第五條第 |

|                                                                                                           |                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                           | 十六                                                                                           |
| <p>一項又は同条第三項（これらの規定を<br/>         実用新案法第二条の五第一項、意匠法第六十八条第一項及び商標法第七十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による期間の延長の請求</p> | <p>特許法第十四条ただし書（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合</p> |

|                                                                      |                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                      | 十七                                                                                                        |
| <p>合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による届出（別表第一の二の十三及び十四の項に掲げる手続に係るものを除く。）</p> | <p>特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用</p> |

---

---

する場合を含む。別表第一の二の十八の項において同じ。）  
実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第十四条の三、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の二十八第一項、第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。同表の十八において同じ。）の規定による同表の一、二、十五、十六、十九から三十九まで、四十二から四十

---

---

|                       |                                                                                                                                                  |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 十八                    |                                                                                                                                                  |
| <p>第三項、実用新案法第二条の二</p> | <p>五まで、四十八から五十五まで、六十一、六十二、六十四から六十八まで、七十二から八十七まで、八十九から九十八まで、百から百二まで、百十六から百二十三までの項に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（特許法施行規則第十一条第二項又は第三項の規定により一の書面である場合を含む。）</p> |

---

---

第一項若しくは第四項若しくは  
第六条の二、意匠法第六十条の  
二十四又は商標法第六十八条の  
四十若しくは同法附則第二十四  
条の規定による第十条第一号か  
ら第四号まで、第六号から第四  
十一号まで、第四十三号（国際  
出願等に係る手数料の納付の申  
出に係るものを除く。）から第  
四十七号まで及び第四十九号か  
ら第五十一号までに掲げる手続  
の補正又はこれらの補正の補正  
（代理権を証明する書面その他

---

---

|                                                              |                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                              | 十九                                                                                                                   |
| <p>の物件の提出をその内容とするものに限る。）（別表第一の二の十三及び十四の項に掲げる手続に係るものを除く。）</p> | <p>特許法第二十二條第一項（実用新案法第二條の五第二項、意匠法第六十八條第二項及び商標法第七十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による受継の申立て（別表第一の二の十三及び十四の項に掲げる手続に係るものを除く。）</p> |

|            |                                                                                    |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>二十</p>  | <p>特許法第三十条第三項（実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証拠書の提出</p> |
| <p>二十一</p> | <p>特許法第三十条第三項の規定による同条第二項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出（先願参照出願に係るものに限る。）</p>             |

|                |                                          |                              |                                       |
|----------------|------------------------------------------|------------------------------|---------------------------------------|
| 二二五            | 二二四                                      | 二三三                          | 二二二                                   |
| 特許法第三十八條の四第三項の | 特許法第三十八條の三第三項の<br>規定による明細書及び必要な図<br>面の提出 | 特許法第三十八條の三第二項の<br>規定による書面の提出 | 特許法第三十八條の二第四項本<br>文の規定による手続補完書の提<br>出 |

|                                     |                                                   |                                       |                        |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------|------------------------|
| 二十八                                 | 二十七                                               | 二十六                                   |                        |
| <p>特許法第四十一条第四項又は実用新案法第八条第四項の規定に</p> | <p>特許法第四十一条第四項の規定による書面の提出（先願参照出願と同時にするものに限る。）</p> | <p>特許法第三十八条の四第七項の規定による明細書等補完書の取下げ</p> | <p>規定による明細書等補完書の提出</p> |

|                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                        | 二十九                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>         よる書面の提出（特許出願又は<br/>         実用新案登録出願と同時にする<br/>         ものを除く。）       </p> | <p>         特許法第四十三條第一項（同法<br/>         第四十三條の二第二項（同法第<br/>         四十三條の三第三項において準<br/>         用する場合を含む。）及び第四<br/>         十三條の三第三項において準用<br/>         する場合を含む。）の規定によ<br/>         る書面の提出（先願参照出願と<br/>         同時にするものに限る。）       </p> |

特許法第四十三条第一項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項（実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）、特許法第四十三条の三第三項（実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出（特許出願又

|            |                                                                                                                                                     |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | <p>は実用新案登録出願と同時にするものを除く。）</p>                                                                                                                       |
| <p>三十一</p> | <p>特許法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項（実用新案法第十一條第一項及び意匠法第十五條第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第十一條第一項及び意匠法第十五條第一項において準用する場合を含む。）及び特許法第四十三條の三第三項（実用新案法第十</p> |

---

---

一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合及び第六十八条の十五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）  
、意匠法第十五条第一項及び同法第六十条の十第二項並びに商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）において準用す

---

---

|                                                                                                                             |                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
|                                                                                                                             | 三十二                                      |
| <p>る場合を含む。）に規定する優先権証明書類等の提出（特許法施行規則第三十八条の十四第一項（実用新案法施行規則第二十条第七項において準用する場合を含む。）の規定により特許法第四十三条第二項に規定する優先権証明書等を提出する場合を含む。）</p> | <p>特許法第六十七条第二項の規定による特許権の存続期間の延長登録の出願</p> |

特許法第六十七条第四項又は環  
太平洋パートナーシップ協定の  
締結及び環太平洋パートナーシ  
ップに関する包括的及び先進的  
な協定の締結に伴う関係法律の  
整備に関する法律（平成二十八  
年法律第百八号）附則第二条の  
規定によりなお従前の例による  
ものとされた同法第二条の規定  
による改正前の特許法（以下「  
平成二十八年旧特許法」とい  
う。）第六十七条第二項の規定

|                                 |                                                                      |                                                         |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
|                                 | 三十四                                                                  | 三十五                                                     |
| <p>による特許権の存続期間の延長<br/>登録の出願</p> | <p>特許法第六十七条の四（同法第六十七条の八において準用する場合を含む。）において準用する同法第五十条の規定による意見書の提出</p> | <p>特許法第六十七条の六第一項又は平成二十八年旧特許法第六十七条の二の二第一項の規定による書面の提出</p> |

|                                                                                           |                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| <p>三十六</p>                                                                                | <p>三十七</p>                                                                    |
| <p>特許法第八十四条の二（実用新案法第二十一条第三項、第二十条第七項及び第二十三条第三項並びに意匠法第三十三条第七項において準用する場合を含む。）の規定による意見の提出</p> | <p>特許法第百九条及び第百九条の二第一項に規定する特許料の軽減の申請（法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して、特許法施行規則第六十九</p> |

|            |                                                                                                                                               |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | <p>条第一項に規定する特許料納付書を提出した場合を除く。）</p>                                                                                                            |
| <p>三十八</p> | <p>特許法第百八十四条の八第一項（実用新案法第四十八条の十五第一項において準用する場合を含む。）の規定による補正書の写しの提出（特許法施行規則第三十八条の十三の二第十四項前段（実用新案法施行規則第二十条第四項において準用する場合を含む。）の規定により提出するものに限る。）</p> |

|  |                                                                                                               |                                                  |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
|  | 四十                                                                                                            | 三十九                                              |
|  | <p>特許法第百八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）<br/> 意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による証明の請求（第十条第五十四号に掲げるものを除く。）</p> | <p>特許法第百八十四条の二十第一項又は実用新案法第四十八条の十六第一項の規定による申出</p> |

|                                                                                                           |                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| <p>四十一</p>                                                                                                | <p>四十二</p>                                                                   |
| <p>特許法第八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）<br/>、<br/>意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による書類の謄本若しくは抄本の交付の請求</p> | <p>特許法第九十四条第一項（実用新案法第五十五条第三項、意匠法第六十八条第二項及び商標法第七十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に</p> |

|     |                                                |                                                                   |
|-----|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
|     |                                                |                                                                   |
|     | 四十三                                            | よる物件の提出                                                           |
| 四十四 | 意匠法第四条第三項の規定による意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出 | 意匠法第九条第四項又は商標法第八条第四項に規定する協議の結果の届出（別表第一の二の十三及び十四の項に掲げる手続に係るものを除く。） |

|                                                              |                              |                                                                               |
|--------------------------------------------------------------|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 四十五                                                          | 四十六                          | 四十七                                                                           |
| <p>意匠法第十九条において準用する特許法第五十条の規定による意見書の提出（国際意匠登録出願に係るものに限る。）</p> | <p>意匠法第六十条の三の規定による国際登録出願</p> | <p>意匠法第六十条の四の規定により準用する同法第六十八条第二項において準用する特許法第七十条第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定による別表第</p> |

|                                        |                                                                  |                                                               |
|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
|                                        | 四十八                                                              | 四十九                                                           |
| 一の二の第四十六の項に掲げる<br>手続の補正又はこれらの補正の<br>補正 | 意匠法第六十条の七第一項の規<br>定による意匠の新規性の喪失の<br>例外の規定の適用を受けたい旨<br>を記載した書面の提出 | 意匠法第六十条の七第一項の規<br>定による意匠の新規性の喪失の<br>例外の規定の適用を受けるため<br>の証明書の提出 |

|  |                                                                                                  |                                          |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
|  | 五十                                                                                               | 五十                                       |
|  | <p>意匠法第六十八條第一項において準用する特許法第四條の規定による期間の延長の請求及び同法第五條第一項又は同條第三項の規定による期間の延長の請求（国際意匠登録出願に係るものに限る。）</p> | <p>意匠法第六十條の二十二第一項の規定による個別指定手数料の返還の請求</p> |

|     |                                                          |
|-----|----------------------------------------------------------|
| 五十二 | 商標法第五条の二第三項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による手続補完書の提出      |
| 五十三 | 商標法第九条第二項の規定による出願時の特例の規定の適用を受けるための証明書の提出                 |
| 五十四 | 商標法第九条第二項の規定による同条第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出（国際商標登録出願に係 |

|          |                                                                     |                        |                      |
|----------|---------------------------------------------------------------------|------------------------|----------------------|
|          | 五十五                                                                 | 五十六                    | 五十七                  |
| るものに限る。） | 商標法第十五条の二（同法第十五条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の提出（国際商標登録出願に係るものに限る。） | 商標法第六十八条の二の規定による国際登録出願 | 商標法第六十八条の四の規定による事後指定 |

|                                  |                                                                                       |                                         |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 六十                               | 五十九                                                                                   | 五十八                                     |
| 商標法第六十八條の七において<br>準用する同法第七十七條第二項 | 商標法第六十八條の六の規定に<br>よる国際登録の名義人の変更の<br>記録の請求（商標法施行規則第<br>九條の二第二項の規定により一<br>の書面でする場合を含む。） | 商標法第六十八條の五の規定に<br>よる国際登録の存続期間の更新<br>の申請 |

|                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                                                            | 六十一                                                                                                                                                               |
| <p>において準用する特許法第十七<br/>         条第三項（第三号に係る部分に<br/>         限る。）の規定による別表第一<br/>         の二の五十六から五十九までの<br/>         項に掲げる手続の補正又はこれ<br/>         らの補正の補正</p> | <p>商標法第六十八条の十五第二項<br/>         の規定により読み替えて適用す<br/>         る同法第十三条第一項において<br/>         読み替えて準用する特許法第四<br/>         十三条の三第三項において準用<br/>         する同法第四十三条第一項の規</p> |

|           |                                                                                                  |                                                                 |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
|           | 六十二                                                                                              | 六十三                                                             |
| 定による書面の提出 | <p>商標法第七十七條第一項において準用する特許法第四條の規定による期間の延長の請求及び同法第五條第一項又は同條第三項の規定による期間の延長の請求（国際商標登録出願に係るものに限る。）</p> | <p>法第十二條第二項の規定による書類（第十三條第二項に規定する方法によりファイルに記録する方法によりファイルに記録さ</p> |

|     |                                                                                                                                              |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | れた事項を記載したものに限る。）の交付の請求                                                                                                                       |
| 六十四 | 法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による手続に係る申出（別表第一の二の一、十五、十七、二十四、三十二、三十三、三十九から四十一まで、四十六、四十七、五十一、五十六から六十まで、六十二、六十三、八十五、八十六、八十九、九十、九十二、百及び百十五（商標登 |

---

---

録令施行規則第四条第一項に規定する申請書を提出する場合に限る。）の項に掲げる手続に際しての申出に限る。）及び法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による手数料の納付の申出（同表の一、十五、十七、二十四、三十二、三十三、三十九から四十一まで、四十六、四十七、五十一、五十六から六十まで、六十二、六十

---

---

三、八十五、八十六、八十九、九十、九十二、百及び百十五（商標登録令施行規則第四条第一項に規定する申請書を提出する場合に限る。）の項に掲げる手続に際しての申出に限る。）並びに法第十五条第二項（法第十条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等又は手数料の返還に際しての申出（同表の九十一、九十三、九十六、百一及び百二十一の返還の請求に係る場合に限る。）

|                               |                                         |                             |                     |
|-------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------|---------------------|
| 六十八                           | 六十七                                     | 六十六                         | 六十五                 |
| 特許法等関係手数料令第二条の二第一項に規定する申請書の提出 | 実用新案法施行令（昭和三十五年政令第十七号）第二条第一項に規定する申請書の提出 | 特許法施行令第十一条第一項に規定する免除の申請書の提出 | 法第十五条第三項の規定による返還の請求 |

|     |                                                                                                                                                          |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 出                                                                                                                                                        |
| 六十九 | <p>特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第二十四条又は第六十四条から第六十六条まで（これらの規定を実用新案登録令（昭和三十五年政令第四十号）第七条、意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）第七条及び商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）第十条において準用する場合を含む。）の規定による嘱託</p> |

|                                                                                                               |                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 七十                                                                                                            | 七十一                                               |
| <p>特許登録令第二十五条若しくは第五十四条第一項、実用新案登録令第六条の二若しくは第六条の四第一項、意匠登録令第六条の二若しくは第六条の七第一項又は商標登録令第九条の三若しくは第九条の六第一項の規定による囑託</p> | <p>特許登録令第五十条から第五十三条まで（第五十二条第一項を除く。）、第五十五条の二第一</p> |

---

---

項（第五十五条の三第一項において準用する場合を含む。）又は第五十五条の四第一項（これらの規定を実用新案登録令第七条、意匠登録令第七条及び商標登録令第十条において準用する場合を含む。別表

---

---

|                                                            |                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                            | 七十二                                                                                                                     |
| <p>第一の二の百三、百五、百六、百九及び百十の項において同じ。の規定により同一の申請書でする場合を含む。）</p> | <p>特許法施行規則第九条第一項（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による氏名若しくは名称又は住所若しくは居所の変更の届出（特許法</p> |

|                                                                            |                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                            | 七十三                                                                                                      |
| <p>施行規則第九条第二項又は第三項の規定により一の書面である場合を含む。）（別表第一の二の十三及び十四の項に掲げる手続に係るものを除く。）</p> | <p>特許法施行規則第九条の二第一項（実用新案法施行規則第二十条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による代理人の選任若しくは変更</p> |

---

---

又はその代理権の内容の変更若しくは消滅の届出（特許法施行規則第九条の二第三項（実用新案法施行規則第二十三条第一項意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により一の書面である場合を含む。）（第十条第四十六号に掲げるもの並びに別表第一の二の十三及び十四の項に掲げる手続に係るものを除く。）

---

---

|     |                                                                                                                                                                               |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 七十四 | <p>特許法施行規則第九条の二第二項（実用新案法施行規則第二十条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したことの届出（特許法施行規則第九条の二第二項（実用新案法施行規則第二十条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行</p> |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                                                                       |                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                       | 七十五                                                                           |
| <p>規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により一の書面とする場合を含む。）（第十條第四十七号に掲げるもの並びに別表第一の二の十三及び十四の項に掲げる手続に係るものを除く。）</p> | <p>特許法施行規則第二十五條の七第九項、第二十七條の四の二第七項（同條第九項（実用新案法施行規則第二十三條第二項並びに意匠法施行規則第二條の二第</p> |

---

---

十二項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）、  
実用新案法施行規則第二十三条  
第二項並びに意匠法施行規則第  
二条の二第十二項及び第十九条  
第三項において準用する場合を  
含む。）、第三十一条の二第八  
項、第三十八条の二第六項（実  
用新案法施行規則第二十三条第  
三項において準用する場合を含  
む。）、第三十八条の六の二第  
七項（実用新案法施行規則第二  
十三条第四項において準用する

---

---

---

---

場合を含む。）、第三十八条の  
十四第六項（同条第八項（実用  
新案法施行規則第二十三条第七  
項において準用する場合を含  
む。）及び実用新案法施行規則  
第二十三条第七項において準用  
する場合を含む。）、第六十九  
条第五項若しくは第六十九条の  
二第五項、実用新案法施行規則  
第二十一条第四項若しくは第二  
十一条の四第四項、意匠法施行  
規則第十八条第四項若しくは第  
十八条の六第四項又は商標法施

---

---

|                                                                  |                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                  | 七十六                                                                                                      |
| <p>行規則第二条第十三項、第十条第七項、第十八条第九項、第十八条の二第五項若しくは第二十条第六項の規定による書面の提出</p> | <p>特許法施行規則第二十六条第四項（実用新案法施行規則第二十条第三項、意匠法施行規則第十九条第三項及び商標法施行規則第二十二條第二項において準用する場合を含む。）に規定する変更の届出（別表第一の二の</p> |

|                      |                                                                                                                                          |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                      | 七十七                                                                                                                                      |
| 十三の項に掲げる手続に係るものを除く。） | 特許法施行規則第二十六条第五項（実用新案法施行規則第二十条第三項、意匠法施行規則第十九条第三項及び商標法施行規則第二十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定による信託による特許を受ける権利についての変更の届出（別表第一の二の十三の項に掲げる手続に係るものを除く。） |

|                                                          |                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 七十八                                                      | 七十九                                                                                                            |
| <p>特許法施行規則第二十七条の二<br/>第二項の規定による微生物の寄託についての受託番号の変更の届出</p> | <p>特許法施行規則第二十七条の五<br/>第九項（実用新案法施行規則第二十三条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十八条の十三の二第一項（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。）</p> |

---

---

若しくは第三項（実用新案法施行規則第二十三条第六項において準用する場合を含む。）に規定する物件提出書の提出（特許法施行規則第二十七条の五第十六項（実用新案法施行規則第二十三条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十八条の十三の二第十五項（実用新案法施行規則第二十三条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により提出するものに限る。）

---

---

|     |                                                                |
|-----|----------------------------------------------------------------|
| 八十  | 特許法施行規則第二十七条の十<br>第四項に規定する先の特許出願<br>の認証謄本等及びその日本語に<br>よる翻訳文の提出 |
| 八十一 | 特許法施行規則第二十七条の十<br>一第四項の規定による意見書の<br>提出                         |
| 八十二 | 特許法施行規則第二十七条の十<br>一第七項の規定による優先権主<br>張基礎出願の写し及びその日本             |

|     |                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 語による翻訳文の提出                                                                                                                                                                                                        |
| 八十三 | <p>特許法施行規則第三十八条の二<br/> の二第三項若しくは第三十八条<br/> の二の三第一項（これらの規定<br/> を實用新案法施行規則第二十三<br/> 条第四項において準用する場合<br/> を含む。）又は特許法施行規則<br/> 第三十八条の十四の二第二項（<br/> 實用新案法施行規則第二十三条<br/> 第八項において準用する場合を<br/> 含む。）の規定による意見書の<br/> 提出</p> |

|                                                                     |                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 八十四                                                                 | 八十五                                                                                              |
| <p>特許法施行規則第三十八條の二の二第五項（実用新案法施行規則第二十三條第四項において準用する場合を含む。）の規定による請求</p> | <p>特許法施行規則第四十二條第一項又は第二項（これらの規定を<br/>実用新案法施行規則第二十三條第十一項及び意匠法施行規則第十九條第七項において準用する場合を含む。）の規定による裁</p> |

|         |                                                                                      |                                                                 |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
|         | 八十六                                                                                  | 八十七                                                             |
| 定請求書の提出 | <p>特許法施行規則第四十三条（実用新案法施行規則第二十三条第十一項及び意匠法施行規則第十条第七項において準用する場合を含む。）の規定による裁定取消請求書の提出</p> | <p>特許法施行規則第四十四条（実用新案法施行規則第二十三条第十一項及び意匠法施行規則第十条第七項において準用する場合</p> |

|                          |                                                                                                                                                     |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                          | 八十八                                                                                                                                                 |
| <p>合を含む。）に規定する答弁書の提出</p> | <p>特許法施行規則第四十四条の二（実用新案法施行規則第二十三条第十一項及び意匠法施行規則第十九条第七項において準用する場合を含む。）及び特許法施行規則第五十条の十四（同令第四十条（実用新案法施行規則第二十三条第九項、意匠法施行規則第十九条第五項及び商標法施行規則第二十二條第四項におい</p> |

|                                     |                                                                                                                                             |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 八十九                                 |                                                                                                                                             |
| <p>特許法施行規則第六十七条（実用新案法施行規則第二十三条第</p> | <p>て準用する場合を含む。）及び第五十条の十六、実用新案法施行規則第二十三条第十二項、意匠法施行規則第十九条第八項並びに商標法施行規則第二十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による営業秘密に関する申出（別表第一の二の十三の項に掲げる手続に係るものを除く。）</p> |

|                                                                           |                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                           | 九十                                                                                                       |
| <p>十三項、意匠法施行規則第十九条第九項及び商標法施行規則第二十二條第七項において準用する場合を含む。）の規定による特許証の再交付の請求</p> | <p>特許法施行規則第六十九條の第二項若しくは第六項、実用新案法施行規則第二十一條の四第一項若しくは第五項、意匠法施行規則第十八條の六第一項若しくは第五項又は商標法施行規則第十條第四項若しくは第八項若</p> |

|                                         |                                |                                 |                                            |
|-----------------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------------|
| 九十三                                     | 九十二                            | 九十一                             |                                            |
| 実用新案法施行規則第二十一条<br>の二の規定による登録料の返還<br>の請求 | 実用新案法施行規則第十条第二<br>項に規定する訂正書の提出 | 特許法施行規則第七十五条の規<br>定による特許料の返還の請求 | ししくは第十八条の二第二項若し<br>くは第六項の規定による回復理<br>由書の提出 |

|                                                       |                                                                                          |
|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 九十四                                                   | 九十五                                                                                      |
| <p>意匠法施行規則第六条第一項の規定による特徴記載書の提出（国際意匠登録出願に係るものに限る。）</p> | <p>意匠法施行規則第十二条の三第一項又は商標法施行規則第九条の三第一項の規定による信託を受託する旨の書面の提出（別表第一の二の十三の項に掲げる手続に係るものを除く。）</p> |

|                                     |                                                                                                                                    |
|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 九十六                                 | 九十七                                                                                                                                |
| <p>意匠法施行規則第十八条の二の規定による登録料の返還の請求</p> | <p>意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第九条の二第一項の規定による代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅の届出（国際意匠登録出願又は国際商標登録出願に係るものに限る。）</p> |

|  |                                  |                                                                                                                           |
|--|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 九十九                              | 九十八                                                                                                                       |
|  | <p>商標法施行規則第一条第一項の規定による申請書の提出</p> | <p>意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第九條の二第二項の規定による代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したこと届出（国際意匠登録出願又は国際商標登録出願に係るものに限る。）</p> |

| 百三                               | 百二                            | 百一                               | 百                                                               |
|----------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 特許登録令施行規則（昭和三十<br>五年通商産業省令第三十三号） | 商標法施行規則第十九条第一項<br>の規定による情報の提供 | 商標法施行規則第十八条の三の<br>規定による登録料の返還の請求 | 商標法施行規則第二条第十項若<br>しくは第十四項又は第二十条第<br>三項若しくは第七項の規定によ<br>る回復理由書の提出 |

|  |                                                                                                                                                                                                                                        |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |                                                                                                                                                                                                                                        |
|  | <p> 第十條第一項（実用新案登録令<br/> 施行規則（昭和三十五年通商産<br/> 業省令第三十四号）第三条第三<br/> 項、意匠登録令施行規則（昭和<br/> 三十五年通商産業省令第三十五<br/> 号）第六条第三項及び商標登録<br/> 令施行規則第十七条第三項にお<br/> いて準用する場合を含む。）に<br/> 規定する申請書の提出（特許登<br/> 録令第二十八条の規定により同<br/> 一の申請書でする場合を含む。<br/> ） </p> |

|                |                                                                                                                                                          |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 百五             | 百四                                                                                                                                                       |
| 特許登録令施行規則第十条第三 | <p>特許登録令施行規則第十条第二項（実用新案登録令施行規則第三条第三項及び意匠登録令施行規則第六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する申請書の提出（特許登録令第二十八条（実用新案登録令第七条及び意匠登録令第七条において準用する場合を含む。）の規定により同一の申請書とする場合を含む。）</p> |

|                                                                                                                                                            |                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                                                            | 百六                                                                             |
| <p>項（実用新案登録令施行規則第<br/>三条第三項、意匠登録令施行規<br/>則第六条第三項及び商標登録令<br/>施行規則第十七条第三項におい<br/>て準用する場合を含む。）に規<br/>定する申請書の提出（特許登録<br/>令第二十八条の規定により同一<br/>の申請書でする場合を含む。）</p> | <p>特許登録令施行規則第十条第四<br/>項（実用新案登録令施行規則第<br/>三条第三項、意匠登録令施行規<br/>則第六条第三項及び商標登録令</p> |

|                |                                                                                                                                                                  |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 百七             |                                                                                                                                                                  |
| 特許登録令施行規則第十条第五 | <p> 施行規則第十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する申請書の提出（特許登録令第二十八条及び特許登録令施行規則第十条の二第二項（特許法施行規則第九条第一項の届出に係るものに限る。）若しくは第三項（特許権の存続期間の延長登録の出願人に係るものに限る。）の規定により同一の申請書である場合を含む。） </p> |

|                                     |                                                                                                                                            |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 百八                                  |                                                                                                                                            |
| <p>特許登録令施行規則第十条第六項に規定する申請書の提出（特</p> | <p>項（実用新案登録令施行規則第三条第三項及び意匠登録令施行規則第六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する申請書の提出（特許登録令第二十八条（実用新案登録令第七条及び意匠登録令第七条において準用する場合を含む。）の規定により同一の申請書とする場合を含む。）</p> |

|                                       |                                                                                                                                       |
|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                       | 百九                                                                                                                                    |
| <p>許登録令第二十八条の規定により同一の申請書である場合を含む。</p> | <p>特許登録令施行規則第十条第七項（実用新案登録令施行規則第三条第三項、意匠登録令施行規則第六条第三項及び商標登録令施行規則第十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する申請書の提出（特許登録令第二十八条の規定により同一の申請書である場合を含む。）</p> |

|                                          |                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 百十一                                      | 百十                                                                                                                                                                            |
| <p>特許登録令施行規則第十条の五<br/>（実用新案登録令施行規則第三</p> | <p>特許登録令施行規則第十条第八<br/>項（実用新案登録令施行規則第<br/>三条第三項、意匠登録令施行規<br/>則第六条第三項及び商標登録令<br/>施行規則第十七条第三項におい<br/>て準用する場合を含む。）に規<br/>定する申請書の提出（特許登録<br/>令第二十八条の規定により同一<br/>の申請書とする場合を含む。）</p> |

|                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                                                              | 百十二                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>           条第三項、意匠登録令施行規則<br/>           第六条第三項及び商標登録令施<br/>           行規則第十七条第三項において<br/>           準用する場合を含む。）の規定<br/>           による申請の取下げ         </p> | <p>           特許登録令施行規則第十三条第<br/>           一項（実用新案登録令施行規則<br/>           第三条第三項、意匠登録令施行<br/>           規則第六条第三項及び商標登録<br/>           令施行規則第十七条第三項にお<br/>           いて準用する場合を含む。）の<br/>           規定による期間延長請求書の提         </p> |

|   |                                                                                                                                      |                                                                  |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
|   | 百十三                                                                                                                                  | 百十四                                                              |
| 出 | <p>特許登録令施行規則第十三条の<br/>三（実用新案登録令施行規則第<br/>三条第三項、意匠登録令施行規<br/>則第六条第三項及び商標登録令<br/>施行規則第十七条第三項におい<br/>て準用する場合を含む。）に規<br/>定する手続補正書の提出</p> | <p>実用新案登録令施行規則第二<br/>条の三に規定する申請書の提出<br/>（<br/>実用新案登録令第七条において</p> |

|                             |                                                                                           |                                             |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 百十六                         | 百十五                                                                                       |                                             |
| <p>第六條第二項の規定による包括委任状の提出</p> | <p>商標登録令施行規則第四条第一項から第三項までに規定する申請書の提出（商標登録令第十条において準用する特許登録令第二十八条の規定により同一の申請書でする場合を含む。）</p> | <p>準用する特許登録令第二十八条の規定により同一の申請書でする場合を含む。）</p> |

|     |                                                                                                                         |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 百十七 | <p>第七條の規定による届出（国際意匠登録出願又は国際商標登録出願に係るものに限る。）</p>                                                                         |
| 百十八 | <p>第七條（特許法施行規則第九條の三第二項（実用新案法施行規則第二十三條第一項、意匠法施行規則第十九條第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）及び特許登録令施行規則第十三條の六第二項（実用新案登録令</p> |



第十条第四十三号（法第十五条  
第一項（法第十六条において準  
用する場合を含む。）の規定に  
よる手続に係る申出、法第十五  
条の二第一項又は法第十五条の  
三第一項（これらの規定を法第  
十六条において準用する場合を  
含む。）の規定による特許料等  
の納付の申出並びに現金納付に  
係る特許料等の納付に係る書面  
の提出に係るものに限る。）並  
びに別表第一の二の一、二、十  
五から三十九まで、四十二から

---

---

|                |
|----------------|
| 四十五まで、四十七から五十五 |
| まで、六十から六十二まで、六 |
| 十四、六十六から八十七まで、 |
| 八十九から九十八まで、百から |
| 百十まで、百十二、百十四、百 |
| 十五、百十七、百十八、百二十 |
| 一及び百二十二の項に掲げる手 |
| 続をした者に対し、特許法第十 |
| 八条の二第二項（法第四十一条 |
| 第二項、実用新案法第二条の五 |
| 第二項、意匠法第六十八条第二 |
| 項並びに商標法第七十七条第二 |
| 項及び同法附則第二十七条第二 |

---

---

|                                                                                                                                           |                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
|                                                                                                                                           | 百二十一                                |
| <p>項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は特許登録令第三十八条第四項（実用新案登録令第七条、意匠登録令第七条及び商標登録令第十条において準用する場合を含む。）の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出</p> | <p>第十條第五十四号から第五十八号まで及び別表第一の二の一、</p> |

---

---

十五、十七、二十四、三十二、  
三十三、三十九から四十一まで  
四十六、四十七、五十一、五  
十六から六十まで、六十二、六  
十三、八十五、八十六、八十九  
、九十、九十二、百及び百十五  
（商標登録令施行規則第四条第  
一項に規定する申請書を提出す  
る場合に限る。）の項に掲げる  
手続を行つた者が特許等関係法  
令の規定により当該特定手続に  
際して納付した手数料に関する  
特許法第百九十五条第十一項、

---

---

|                |                                                                       |                                                           |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 百二十三           | 百二十二                                                                  |                                                           |
| 第三十九条第一項に規定する届 | 第十九条第一項（同項第一号、第一号の二及び第十七号を除く。）の規定による物件の提出（別表第一の二の十三の項に掲げる手続に係るものを除く。） | 実用新案法第五十四条の二十項、意匠法第六十七条第七項及び商標法第七十六条第七項に規定する過誤納の手数料の返還の請求 |

|                |                            |                              |                                                 |   |
|----------------|----------------------------|------------------------------|-------------------------------------------------|---|
| 百二十七           | 百二十六                       | 百二十五                         | 百二十四                                            | 出 |
| 第四十一条の七の規定による自 | 第四十一条の六に規定する自動<br>納付申出書の提出 | 第四十一条の四の規定による包<br>括納付の申出の取下げ | 第四十一条の三第一項に規定す<br>る包括納付申出書及び同条第二<br>項に規定する届出の提出 |   |

動納付の申出の取下げ

備考 表中の「」は注記である。

様式第九を次のように改める。

様式第9（第11条関係）

【書類名】特許願

【整理番号】

【特記事項】昭和60年改正前特許法第45条第1項の規定による特許出願

（【提出日】令和 年 月 日）

【あて先】特許庁長官 殿

【原出願の表示】

【出願番号】

【出願日】

（【国際特許分類】）

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【提出物件の目録】

|       |         |    |
|-------|---------|----|
| 【物件名】 | 特許請求の範囲 | 1  |
| 【物件名】 | 明細書     | 1  |
| 【物件名】 | （図面     | 1） |
| 【物件名】 | 要約書     | 1  |

〔備考〕

- 1 1行は40字詰めとし、1ページは50行とする。
- 2 文字は、日本産業規格X0208号で定められている文字を用いる。ただし、半角文字並びに「【」（日本産業規格X0208号区点番号（以下「区点番号」という。）1－58）、「】」（区点番号1－59）、「▲」（区点番号2－5）及び「▼」（区点番号2－7）は用いてはならない（欄名の前後に「【」（区点番号1－58）及び「】」（区点番号1－59）を、又は置き換えた文字の前後に「▲」（区点番号2－5）及び「▼」（区点番号2－7）を用いるときを除く。）。日本産業規格X0208号で定められている文字以外の文字を用いようとするときは、日本産業規格X0208号で定められている漢字に置き換えて記録し、又はその読みを平仮名で記録し、それらの前に「▲」（区点番号2－5）、後ろに「▼」（区点番号2－7）を付す。
- 3 「【整理番号】」の欄には、ローマ字（大文字に限る。）アラビア数字若しくは「－」又はそれらの組み合わせからなる記号であって、10字以下のものを記録する。
- 4 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「昭和何年特許願第何号」、「【出願日】」には「昭和何年何月何日」のようにもとの特許出願（追加の特許出願）の番号及び年月日を記録する。
- 5 「【住所又は居所】」の欄は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記録する。ただし、識別番号を記録したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。
- 6 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは「【氏名又は名称】」の欄の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
- 7 「【特許出願人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあつては、「【代表者】」若し

- くは「【法人の法的性質】」の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、特許出願人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記録する。
- 8 識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。
- 9 「【氏名又は名称】」の欄は、自然人にあっては、氏名を記録する。法人にあっては、名称を記録し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記録する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあっては「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記録する。
- 10 特許出願人が外国人であって住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「【住所又は居所】」の欄の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記録する。また、特許出願人が外国人であって氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記録し、法人にあっては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 11 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の欄（名称の原語を記録する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」の欄）の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記録し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 12 特許出願人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考11に該当するときを除く。）は、「【氏名又は名称】」の欄（名称の原語を記録する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」の欄）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記録する。
- 13 「（【国籍・地域】）」の欄は、外国人の場合に限り記録する。ただし、その国籍・地域が、「【住所又は居所】」の欄に記録した国・地域（第2条第3項の規定によりその記録を省略した場合にあっては、省略した国・地域）と同一であるときは、「（【国籍・地域】）」の欄は設けるには及ばない。
- 14 特許出願人が特許を受ける権利の信託の受託者であるときは、「【特許出願人】」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて、特許法施行規則第26条第1項各号の事項を記録する。
- 15 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の欄の次に「【弁理士】」と記録し、弁護士のときは、「【弁護士】」と記録する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の欄の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記録する。
- 16 代理人が出願人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（代理人が法人にあっては、「【代表者】」）の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「特許出願人〇〇の代理人」のように記録する。ただし、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人の場合にあっては、「【代理関係の特記事項】」の欄に、「特許出願人〇〇の代理人」と、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を行を改めて記録する。
- 17 代理人によるときは、本人が法人の場合にあっては「【特許出願人】」の欄の「【代表者】」の欄は不要とし、代理人によらないときは、「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。
- 18 「【発明者】」、「【特許出願人】」又は「【代理人】」の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。この場合において、特許法施行規則第27条第2項の規定により特許出願人の権利について持分を記録するときは、「【特許出願人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「○／○」のように分数で記録し、特許出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される特許出願人を第一番目の「【特許出願人】」の欄に記録し、「【特許出願人】」（特許出願人の権利について持分を記録する場合にあっては、「【持分】」）の次に「【代表出願人】」と記録する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあっては「〇〇の持分は、〇〇投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあっては「〇〇の持分は、〇〇有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあっては「〇〇の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 19 代理人の選任の届出を出願と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記録する。また、「【選任した代理人】」の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 20 「【手数料の表示】」の欄は、第40条第2項の規定により法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額(「円」、「,」等を付さず、アラビア 数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。)を記録する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記録する。第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記録する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、現金手続省令第5条の規定による納付書(以下「納付書」という。)を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、歳入徴収官事務規程(昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。)別紙第4号の12書式に定める納付書番号を記録するものとし、第41条の9第1項に規定する納付情報(以下「納付情報」という。)を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるに及ばない。

- 21 特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出題であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【手数料の表示】」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記録する。
- 22 特許法施行規則第27条第2項の規定により特許法第73条第2項の定め又は民法第256条第1項ただし書の契約を記録するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記録する。
- 23 第12条の規定により、特許法第30条第3項に規定する同条第2項の規定の適用を受けようとする旨を記録した書面の提出に代えて発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を願書に記録するときは、「【特記事項】」の欄の「昭和60年改正前特許法第45条第1項の規定による特許出願」の記録の次に行を改めて、「特許法第30条第2項の規定の適用を受けようとする特許出願」と記録する。
- 24 第12条の規定により、特許法第43条第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する書面の提出に代えてパリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記録するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」を設けて、国・地域名及び出願日を記録する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記録するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記録する。特許法施行規則第27条の3の3第3項第1号に規定する事項を願書に記録するときも同様とする。また、同項第2号に規定する事項を願書に記録するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」及び「【提供国（機関）における出願の番号】」を設けて、特許法第43条第2項に規定する優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号を記録し、特許法施行規則第27条の3の3第3項第3号に規定する事項を記録するときは、「【出願番号】」の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び特許法第43条第2項に規定する優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記録し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」を設けて特許法第43条第2項に規定する優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記録し、又は、「世界知的所有権機関」と記録する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。
- 【パリ条約による優先権等の主張】
- 【国・地域名】
- 【出願日】
- 【出願番号】
- （【出願の区分】）
- （【アクセスコード】）
- （【優先権証明書提供国（機関）】）
- （【提供国（機関）における出願の番号】）
- 【パリ条約による優先権等の主張】
- 【国・地域名】
- 【出願日】
- 【出願番号】
- （【出願の区分】）
- （【アクセスコード】）
- （【優先権証明書提供国（機関）】）
- （【提供国（機関）における出願の番号】）
- 25 第12条の規定により、特許法第41条第4項に規定する書面の提出に代えて同条第1項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記録するときは、「【代理人】」（備考24に該当する場合にあっては、「【パリ条約による優先権等の主張】」）の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあっては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」の欄を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあっては、国際出願番号）及び年月日を記録する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」の欄には「令和何年何月何日提出の特許願」のように先の出願の年月日を記録し、「【出

願日】」の欄の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記録する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

26 「（【提出日】 年 月 日）」の欄には、手続をする日になるべく記録する。

27 「（【国際特許分類】）」の欄には、国際特許分類に関する1971年3月24日のストラスブール協定第2条（1）の分類のグループ記号のうち、当該出願に係る発明を最も適切に表示するものになるべく記録する。分類のグループ記号を2以上記録する場合は行を改めて記録する。

28 特許法施行規則等の一部を改正する省令（昭和60年通商産業省令第45号）による改正前の特許法施行規則（以下「旧規則」という。）第31条第2項から第4項までの規定により証明書又は図面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書等の書類名を記録し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記録する。また、2以上の証明書等の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記録する（備考30において同じ。）。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

29 第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記録する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

30 特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記録し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記録する。

様式第十三の次に次の様式を加える。

## 証明請求書

（令和 年 月 日）

特許庁長官 殿

## 1 事件の表示

出願番号

## 2 請求人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

## 3 証明に係る事項

## 4 交付方法

## 5 請求部数

## 6 手数料の表示

予納台帳番号

納付金額

## 〔備考〕

- 1 「事件の表示」の欄の「出願番号」には、「特願○○○○-○○○○○○○」のように出願の番号を記録する。審判に係属中のものについては、「事件の表示」の欄の次に「審判番号」の欄を設けて、「無効○○○○-○○○○○」のように当該審判の番号を記録し、かつ、「出願番号」に出願の番号を記録する。登録に関する手続書類については、「事件の表示」の欄の次に「特許番号」の欄を設けて、「特許第○○○○○○○○号」のように当該特許番号を記録する。
- 2 「氏名又は名称」は自然人にあっては、氏名を記録する。法人にあっては、名称を記録し、「氏名又は名称」の次に「代表者」の欄を設けてその代表者の氏名を記録する。
- 3 「氏名又は名称」（法人にあっては、「代表者」）の次に、「電話番号」又は「ファクシミリ番号」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記録する。
- 4 「証明に係る事項」の欄は、次の要領で記録する。
  - イ 「証明に係る事項」の欄には、「証明に係る書類名に記録した事項について相違ないことを証明してください。」のように記録し、「証明に係る書類名」の欄を設けて、「移転登録申請書」のように記録する。この場合において、証明に係る書類が書類名だけで特定できないときは、その提出年月日を設け「令和何年何月何日提出の手続補正書」のように記録する。
  - ロ 特許願の「出願日」、「発明の名称」、「発明者」、「特許出願人」のうち特定の事項の証明を求める場合は、「証明に係る事項」の欄に、それぞれ「特許願を提出した出願の年月日」を、「特許願の発明の名称」を、「特許願の発明者の住所又は居所及び氏名」を、「特許願の特許出願人の住所又は居所及び氏名又は名称」を記録する。
- 5 「交付方法」の欄は、当該書類の証明書の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で証明書の交付を受ける場合は「郵送」のように記録する。
- 6 「請求部数」の欄は、証明書の交付を請求する数（部、通、枚等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記録する。
- 7 「手数料の表示」の欄は、第40条第2項の規定により法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「予納台帳番号」には予納台帳の番号を、「納付金額」には手数料の額（「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記録する。特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「予納台帳番号」を「振替番号」とし、振替番号を記録し、「納付金額」には納付すべき手数料の額を記録する。特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金において手数料を納付する場合であって、第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「予納台帳番号」を「指定立替納付」とし、「納付金額」には納付すべき手数料

料の額を記録する。特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、納付情報を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「予納台帳番号」を「納付番号」とし、納付番号を記録する。この場合において、「納付金額」の欄は設けるには及ばない。

- 8 その他は、様式第1の備考4、5、7及び14と同様とする。この場合において、様式第1の備考7及び14中「記載」とあるのは、「記録」と読み替えるものとする。

様式第十八の次に次の様式を加える。

ファイル記録事項記載書類の交付請求書

（令和 年 月 日）

特許庁長官 殿

1 事件の表示

出願番号

2 請求人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

3 交付に係る書類名

4 交付方法

5 請求部数

6 手数料の表示

予納台帳番号

納付金額

〔備考〕

- 1 第61条第2項において準用する特許法施行規則第18条第2項の規定により認証を求める場合は、書類名を「認証付ファイル記録事項記載書類の交付請求書」と記録する。
- 2 「交付に係る書類名」の欄は、「移転登録申請書」のように記録する。この場合において、交付に係る書類が書類名だけで特定できないときは、その提出年月日を設け「令和何年何月何日提出の手續補正書」のように記録する。
- 3 その他は、様式第1の備考4、5、7及び14並びに様式第13の2の備考1から3及び5から7と同様とする。この場合において、様式第1の備考7及び14中「記載」とあるのは「記録」と読み替えるものとする。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。

### （調整規定）

- 2 この省令及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年経済産業省令第八十号）第一条の規定により改正される特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令によってまず改正され、次いでこの省令によって改正されるものとする。